

# 飯舘村地域防災計画

令和3年8月  
飯舘村防災会議



# 目次

<b>第1編 総則</b> .....	<b>1</b>
<b>第1章 計画の目的・位置づけ</b> .....	<b>3</b>
第1節 計画の目的・位置づけ .....	3
第2節 計画の構成・改訂方法 .....	4
<b>第2章 村の概況と災害の想定</b> .....	<b>5</b>
第1節 村の概況.....	5
第2節 災害の履歴 .....	7
第3節 被害想定.....	11
<b>第2編 一般災害対策編</b> .....	<b>13</b>
<b>第1章 災害予防計画</b> .....	<b>15</b>
第1節 防災組織の整備・充実 .....	15
第2節 防災情報通信網の整備 .....	16
第3節 水害・土砂災害等の予防 .....	18
第4節 火災予防対策 .....	19
第5節 建物、インフラ等の強靱化 .....	20
第6節 緊急輸送体制の整備 .....	21
第7節 避難対策.....	24
第8節 医療（助産）救護・防疫体制の整備 .....	27
第9節 物資等の確保・廃棄物処理体制の整備 .....	28
第10節 防災教育 .....	30
第11節 防災訓練 .....	32
第12節 自主防災体制の再構築 .....	34
第13節 要配慮者予防対策 .....	35
第14節 受援体制の強化 .....	36

第15節	積雪・寒冷対策	37
<b>第2章</b>	<b>災害応急対策計画</b>	<b>38</b>
第1節	職員の動員配備	38
第2節	応急活動体制	40
第3節	災害情報の収集・伝達	45
第4節	通信の確保	60
第5節	相互応援協力	61
第6節	災害広報	63
第7節	災害救助法の適用等	65
第8節	救助・救急	69
第9節	自衛隊災害派遣	71
第10節	避難	75
第11節	避難所の設置・運営	79
第12節	医療（助産）救護	82
第13節	緊急輸送対策	84
第14節	災害警備活動及び交通規制措置	86
第15節	防疫及び保健衛生	89
第16節	廃棄物処理対策	91
第17節	救援対策	95
第18節	被災地の応急対策	99
第19節	応急仮設住宅の供与等	101
第20節	行方不明者等の捜索、遺体の処理等	103
第21節	生活関連施設の応急対策	104
第22節	教育・福祉対策	106
第23節	要配慮者対策	108
第24節	応急対策要員の確保	111
第25節	消防活動	113
第26節	水防・土砂災害応急対策	115
第27節	雪害応急対策	119
<b>第3章</b>	<b>災害復旧計画</b>	<b>121</b>

第1節	施設の復旧対策	121
第2節	被災者の生活安定	124
<b>第3編</b>	<b>震災対策編</b>	<b>131</b>
<b>第1章</b>	<b>災害予防計画</b>	<b>133</b>
第1節	防災情報通信網の整備	133
<b>第2章</b>	<b>災害応急対策計画</b>	<b>134</b>
第1節	職員の動員配備	134
第2節	応急活動体制	135
第3節	地震災害情報の収集・伝達	136
<b>第4編</b>	<b>事故対策編</b>	<b>141</b>
<b>第1章</b>	<b>航空災害対策計画</b>	<b>143</b>
第1節	航空災害予防対策	143
第2節	航空災害応急対策	143
<b>第2章</b>	<b>道路災害対策計画</b>	<b>146</b>
第1節	道路災害予防対策	146
第2節	道路災害応急対策	146
第3節	道路災害復旧対策計画	147
<b>第3章</b>	<b>危険物等災害対策計画</b>	<b>149</b>
第1節	危険物災害予防対策	149
第2節	危険物等災害応急対策	150
第3節	危険物等災害復旧対策計画	151
<b>第4章</b>	<b>林野火災対策計画</b>	<b>152</b>
第1節	林野火災予防対策	152

第2節	林野火災応急対策 .....	153
第3節	林野火災復旧対策計画 .....	154
<b>第5章</b>	<b>大規模火事災害対策計画 .....</b>	<b>156</b>
第1節	大規模火事災害予防対策 .....	156
第2節	大規模火事災害応急対策 .....	156
第3節	大規模火事災害復旧対策計画 .....	157
<b>第5編</b>	<b>原子力災害対策編 .....</b>	<b>159</b>
<b>第1章</b>	<b>総則 .....</b>	<b>161</b>
第1節	原子力災害の想定、重点区域の設定 .....	161
第2節	避難等の防護措置の内容 .....	163
<b>第2章</b>	<b>原子力災害事前対策 .....</b>	<b>166</b>
第1節	国との連携 .....	166
第2節	情報の収集・連絡体制等の整備 .....	167
第3節	応急体制の事前整備 .....	169
第4節	避難体制の整備 .....	170
第5節	原子力防災に関する広報・訓練 .....	171
<b>第3章</b>	<b>緊急事態応急対策 .....</b>	<b>172</b>
第1節	職員の動員配備・応急活動体制 .....	172
第2節	事態ごとの情報伝達事項 .....	174
第3節	対策拠点施設における活動 .....	181
第4節	応急対策 .....	182
<b>第4章</b>	<b>原子力災害中長期対策 .....</b>	<b>185</b>

# 第1編 総則



# 第1章 計画の目的・位置づけ

## 第1節 計画の目的・位置づけ

### 第1 計画の目的

飯舘村では、平成29年（2017年）3月31日に長泥地区を除く避難指示が解除され、令和3年（2021年）2月で1,482人が帰村している。

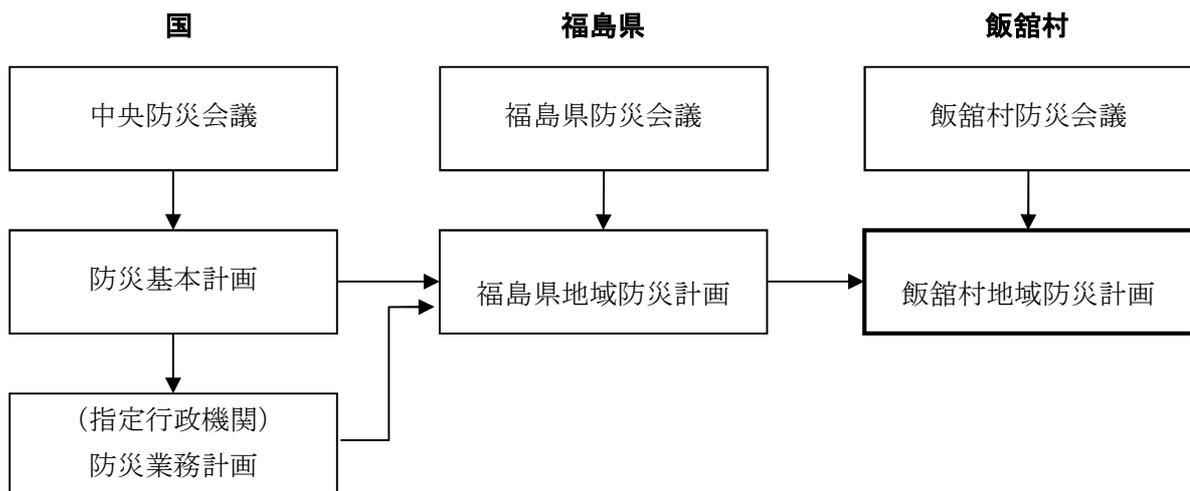
全村避難を余儀なくされた東日本大震災から約10年を経て、復興に向けた取り組みは進みつつある。一方で、令和元年（2019年）東日本台風では、村内でも被害が生じ、東北地方太平洋沖地震の余震もいまだ発生するなど、防災対策は村の重要施策であるが、長かった避難期間に防災体制は脆弱化しており、その再構築を図っていく必要がある。

飯舘村地域防災計画（以下「村防災計画」という。）は、こうした状況を受け、東日本大震災をはじめとする過去の災害の経験を教訓としながら、飯舘村における総合的な防災対策を定め、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

### 第2 計画の位置づけ

この計画は、災害対策基本法（昭和36年（1961年）法律第223号）第42条の規定に基づき、飯舘村防災会議が作成する「村防災計画」として定めたものであり、国の防災基本計画、防災業務計画及び福島県地域防災計画（以下「県防災計画」という。）と連携した村の地域に関する計画である。

村、県、国における防災会議と防災計画の位置づけ



## 第2節 計画の構成・改訂方法

### 第1 計画の構成

「村防災計画」は、次の各編で構成する。

編	内 容
総 則	計画全般にわたる理念・基本方針を示すとともに、災害種別ごとに示される事項を共通事項として整理したものである。
一般災害対策編	村防災計画の基本となる編として位置づけ、風水害等の対策における、災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧計画について定める。
震災対策編	一般災害対策編を基本としつつ、特に震災対策について定める。
事故対策編	一般災害対策編を基本としつつ、特に航空災害、道路災害、危険物等災害、大規模な火事災害、林野火災の対策について定める。
原子力災害対策編	一般災害対策編を基本としつつ、特に原子力災害対策について定める。
資 料 編	各編に関連する各種資料を掲載する。

### 第2 計画の改訂方法

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、大規模災害による新しい知見が得られた時など、必要に応じて随時改訂する。

## 第2章 村の概況と災害の想定

### 第1節 村の概況

#### 第1 位置・地勢

福島県相馬郡飯舘村は、阿武隈高地の山地帯の所どころに平地が広がる総面積約230.13km<sup>2</sup>の村である。918mの花塚山を最高峰とし、平均海拔は450mで、村の西境が分水嶺となり、村内の河川は西から東へ流れ、太平洋に注いでいる。

県道12号原町川俣線が村の中央を東西に横切り、中通り地方と浜通り地方を結ぶ主要幹線道路としての役割を担っており、役場を起点に、福島駅まで約38km、常磐線原ノ町駅まで約27kmの距離である。

#### 第2 気候

気候は、降水量が梅雨期から秋雨前線期に多い東日本型の太平洋岸式気候で、冬季は北西の湿った季節風は奥羽山脈でさえぎられるため、降水量は比較的少ないが、標高が高いため、豪雪に見舞われることもある。年間降水量は1,300mm程度である。

気温は、高地であるため年間を通じて冷涼で、年間平均気温は10℃であるが、フェーン現象などにより高温となることもあり、夏季に36℃を記録したこともある。東北地方太平洋側に特有のやませは、6～8月にオホーツク海高気圧から吹き出す寒冷な東風で、本村でも、低温のほか、小雨や霧雨を伴う日照不足や遅霜が農業被害を生じさせる。

#### 第3 人口

令和3年（2021年）2月現在の本村の人口は5,229人で、このうち、村内居住者は1,482人である。

人口・世帯数（令和3年2月1日現在）

		人数	世帯数
1	帰還	1,253	643
2	村内避難	4	3
3	転入	184	91
4	出生	6	0
5	未避難	6	3
6	いいたてホーム	29	29
	飯舘村内居住者	1,482	769
	避難者を含む住民基本台帳人口	5,229	2,249

#### 第4 行政区単位と土地利用

隆起準平原である阿武隈高地の中央に位置する本村では、河川による浸食と堆積によって、複雑な回廊上の谷地(やち)が延びて農地として利用され、その谷地の段丘部に沿って集落が形成されている。

こうした村の特性をふまえ、昭和31年(1956年)の大館村と飯曾村の合併による飯館村設立以降も、いくつかの集落を20行政区に区分し、この20行政区を単位に施策が進められてきた。

しかし、平成23年(2011年)の福島第一原子力発電所事故により、計画的避難区域となって全村避難を余儀なくされ、その後、平成24年(2012年)の避難指示区域の再編により、平成29年(2017年)3月まで、20行政区が、避難指示解除準備区域、居住制限区域、帰還困難区域に分けられていた経緯があり、20行政区では、帰村の進み具合やインフラの復興の度合いに差が生じている。また、長泥行政区は、令和3年(2021年)現在も、帰還困難区域のままとなっている。

## 第2節 災害の履歴

本村に関係する戦後の主な災害の履歴は、次のとおりである。

### 第1 災害の履歴

#### 1 昭和36年草野大火

昭和36年（1961年）4月26日に、失火により草野行政区の46世帯と山林50haが焼失。総り災世帯員251人。郵便局、公民館、駐在所、農協も焼失した。

#### 2 昭和41年7月集中豪雨

昭和41年（1966年）7月19日に、村内一円で集中豪雨が発生し、死者1人、家屋浸水125棟、冠水285haの被害をもたらした。被害額1,483万円。

#### 3 昭和46年台風第26号

昭和46年（1971年）8月31日発生。村内で、重傷1人、住家全壊1棟、家屋浸水105棟、田畑流出48ha、冠水507haの被害をもたらした。被害額2億6,932万円。

#### 4 昭和48年大倉林野火災

昭和48年（1973年）3月9日に、大倉地内で52.1haの林野火災が発生し、自衛隊の災害派遣を受けた。被害額3,741万円。

#### 5 昭和51年冷害

昭和51年（1976年）7月から9月にかけて、村内全域で異常低温と長雨が発生し農作物に大規模被害。被害額10億8,000万円。

#### 6 昭和55年冷害・12月豪雪

昭和55年（1980年）7月から9月にかけて、村内全域で異常低温と長雨が発生し農作物に大規模な被害。米の出荷がゼロに落ち込んだ。また同年12月24日に豪雪が発生し、飯樋中学校体育館が崩壊するなど、公共施設、家屋、山林等に大きな被害が生じ、交通網も大混乱となった。被害総額30億1,700万円。

#### 7 8.5水害（昭和61年）

昭和61年（1986年）8月4日から5日にかけて、台風第10号から変化した温帯低気圧が中通り・浜通り地方を襲い、各地で河川が氾濫。県内で、死者3人、住家全壊14棟、床上浸水5,501棟を出し、本村においても道路54ヶ所、橋1箇所損壊や農林業施設等に被害があった。

#### 8 平成元年台風第13号

旧原町市の新田川・下川原橋の流失など、浜通り地方で広範に被害。飯館村の雨量は平成元年（1989年）8月6日に309mm。県内で死者・行方不明者14人、住家全壊13棟、床上浸水1,612棟などの被害が生じた。本村では、宮内行政区の土砂災害で死者1人が生じた。その他倒壊家屋21棟、崖崩れ130ヶ所、橋4箇所流出等被害多数。

## 9 平成5年冷害

平成5年（1993年）7月から8月にかけて、村内全域で異常低温と長雨が発生し、戦後としては村内に最大の冷害被害をもたらした。農作物被害の内9割が水稻被害。他野菜、花卉、飼料作物等被害額18億4,400万円。

## 10 平成10年台風4号(那須豪雨)

平成10年（1998年）8月26日から9月1日にかけての前線と台風第4号の影響による記録的な豪雨。県内で死者11人、住家全壊48棟、床上浸水1,106棟などの被害が生じた。阿武隈川や久慈川、那珂川が広域で氾濫。本村では降り始めからの総降雨量383mm、時間最大雨量28mmを記録。水田24ヶ所、畑地6ヶ所の冠水等被害額10億6461万円。

## 11 東日本大震災

平成23年（2011年）3月11日の東北地方太平洋沖地震で、本村でも震度6弱の揺れにより、建物等への被害も生じた。また、東京電力(株)福島第一原子力発電所事故により、本村は計画的避難区域に指定され、自主避難した2,000人以外の約4,000人が平成23年5月に避難を余儀なくされた（詳細は次ページ参照）。

## 12 平成26年豪雪

平成26年（2014年）2月14～16日に本州の南岸を北東へ進んだ低気圧により、福島県を含む北日本、東日本の太平洋側を中心に記録的な豪雪となり、北海道から宮城県まで95人の死者が発生した。本村でも、降雪量79mmと観測史上最大となった。

## 13 平成27年9月関東・東北豪雨

平成27年（2015年）の台風第17・第18号の影響で線状降水帯が次々に発生し、茨城県常総市付近で鬼怒川が大規模に氾濫した豪雨。栃木、茨城、宮城の3県に大雨特別警報が出された。249mmの雨量を記録した本村では河川が氾濫し、除染廃棄物を詰めた167袋が破損・流失した。

## 14 令和元年東日本台風

13都県に大雨特別警報が出され、台風として初めて特定非常災害に指定された台風第19号。本村においても、令和元年（2019年）10月12日に昭和51年（1976年）の観測以来最多の330mmの雨量を記録。浸水や土砂災害が生じた。阿武隈川が広域にわたって決壊したほか、南相馬市の高の倉ダムが緊急放流を行い、水無川、新田川が氾濫した。県内37人、村内1人の死者が発生した。

## 15 令和3年福島県沖地震

令和3年（2021年）2月13日にマグニチュード7.3の地震が発生し、本村でも震度5強を記録し、一部損壊26棟などの被害が生じた。

## 第2 東日本大震災

### 1 地震の被害

平成23年（2011年）3月11日14時46分、三陸沖を震源としたモーメントマグニチュード9.0という国内観測史上最大の東北地方太平洋沖地震により、浜通り沿岸全域が津波被害に襲われ、揺れによる建物等への被害も生じた。また、長期間にわたって余震が続き、県内の死者・行方不明者が合わせて4,000名以上の大災害となった。

また、余震は、震災後10年間で14,000回以上にのぼり、そのうち、平成23年4月11日に浜通りで発生したマグニチュード7.0の地震は、震源の深さが7kmと浅く、死者4人、負傷者10人の被害が生じた。

### 2 原子力災害の誘発

津波により東京電力(株)福島第一原子力発電所の冷却系統に支障が発生し、炉心溶融により放射性物質が漏洩する国内最悪の原子力災害が発生した。周辺地域は警戒区域に指定され、16万人以上の住民が他地域への避難を余儀なくされた。

#### 東日本大震災の規模、被害の概要

発生日時	平成23年3月11日 14時46分
震源	三陸沖（震源の深さ24km）
規模	マグニチュード9.0
観測震度	震度6強：白河市、須賀川市、国見町、天栄村、富岡町、大熊町、浪江町、鏡石町、檜葉町、双葉町、新地町 震度6弱：福島市、二本松市、本宮市、郡山市、桑折町、川俣町、西郷村、矢吹町、中島村、玉川村、小野町、棚倉町、伊達市、広野町、浅川町、田村市、いわき市、川内村、 <u>飯舘村</u> 、相馬市、南相馬市、猪苗代町 震度5強：大玉村、泉崎村、矢祭町、平田村、石川町、三春町、葛尾村、古殿町、会津若松市、会津坂下町、喜多方市、湯川村、会津美里町、磐梯町
津波規模	計測値：相馬港 9.3m以上※、小名浜港 333cm ※観測施設が津波により被害を受けたため、データを入手できない期間があり、後続の波で更に高くなった可能性がある。
県内の人的被害	死者：4,161名 重傷者：20名 軽傷者：163名
飯舘村の人的被害	死者：43名 軽傷者：1名
県内の建物被害	住家全壊：15,435棟 住家床上浸水：1,061棟 住家半壊：82,783棟 住家床下浸水：351棟 住家一部破損：141,054棟
飯舘村の建物被害	住家半壊：1棟 住家一部破損：113棟

資料：福島県「平成23年東北地方太平洋沖地震による被害状況即報（第1779報）令和3年8月5日現在」

震災直後の村の対応（主なもの）

月 日	内 容
3月11日	午後2時46分、東北地方太平洋沖地震発生。 午後2時55分、災害対策本部設置。村内の被害状況確認を開始。電気、電話、水道が断絶。12日朝まで役場の一般電話は使用できたが、その後は県防災無線しか使用できない状態となった。 役場職員が役場玄関付近で炊き出しを開始。 浜通りの津波や原発近辺市町村からの避難者が飯館村へ。公民館駐車場が満杯になり、県道が大渋滞。村外からの避難者受け入れ用としてまでいな家を開放。
3月12日	午後3時36分ごろ東京電力福島第一原発1号機が水素爆発し、建屋が大破。 までいな家、いちばん館に避難所を開設し、受入開始（～20日まで）。
3月13日	草野小学校体育館に避難所を開設。村消防団がパトロールや避難所補助など災害対策本部と連携した活動を開始。いちばん館調理室で避難所の炊き出し供用開始。村女性消防隊、婦人会が炊き出しに協力。
3月14日	午前11時1分ごろ、東京電力福島第一原発3号機が水素爆発し、建屋が大破。原子力安全・保安院が半径20キロの住民に屋内退避を呼びかける。 飯樋小学校体育館・白石小学校体育館に避難所を開設。
3月15日	国が福島第一原発から30キロ圏内を屋内退避区域に指定。
3月16日	村内、ガソリン不足が深刻化。燃料班活動開始。県災害対策本部、石油連盟、出光興産へ供給要望。
3月17日	避難者を草野小・白石小・いちばん館へ誘導するため、飯樋小学校避難所を閉鎖。
3月18日	燃料班、ガソリン運搬車の運転手を確保し、ガソリンを買い付ける。自主避難用燃料チケットを希望者へ配布。避難者へガソリンを配給。
3月19日	草野小学校体育館、白石小学校体育館、やすらぎの避難所を閉鎖。
3月20日	県が県産露地野菜全ての出荷自粛及び原乳の出荷・自家消費自粛要請。 草野小学校体育館、白石小学校体育館、やすらぎの避難所を閉鎖。
3月21日	国が村水道水から高濃度の放射性物質を検出したと発表、水道水の摂取制限発令。
3月22日	いちばん館で県がスクリーニング検査実施（～23日）。1,330人が検査を受け全員異常なし。
3月23日	Aコープ開店（物資不足のため時間は限定的）。タンクローリーによる燃料供給開始。
3月24日	20行政区に支援物資（野菜等）配布。
3月25日	災害援助物資をいちばん館で配給。
3月29日	15歳未満の子どもを対象に甲状腺被ばく検査実施。約300人が受診。受診者全員に異常なし。30日にも役場で302人が受検し、現場では全員が異常なしと言われる。
4月5日	文部科学省が、3月28日に県が村内40カ所で採取した土壌等の調査結果を公表。村の土壌の高濃度汚染が明らかになる。
4月7日	乳幼児・妊産婦の村外避難募集開始。村南部の高線量地区（比曾・長泥・蕨平）の住民にも避難募集開始。
4月11日	政府が計画的避難区域設定の方針発表。
4月13日	村内6カ所で全村民を対象にした計画的避難の住民説明会を開催（～16日）。
4月21日	川俣町内の幼稚園・中学校・高校の校舎をお借りし、幼小中学校が授業再開。
4月22日	政府が村全域を計画的避難区域に指定。
4月29日	20行政区の各集会所等で計画的避難についての説明会を開催。
4月30日	栃木県鹿沼市避難所を閉鎖。避難者が帰郷。
5月15日	計画的避難に伴う避難者の第1陣が離村、10世帯64人が吉倉公務員宿舎、飯坂温泉赤川屋などに避難開始。

## 第3節 被害想定

### 第1 風水害

台風については、福島県浜通り・中通り地方は、令和元年（2019年）東日本台風でもみられたように、歴史的に、東海から関東地方で上陸し、北上する台風の被害を受けてきたほか、台風により活発となった温暖前線の活動により、集中豪雨がしばしば発生しており、それらによる暴風雨を想定する。

特に、集中豪雨については、次々と発生する積乱雲が、ほぼ同じ場所を通過する「線状降水帯」による被害が全国的に発生し、平成27年（2015年）9月関東・東北豪雨でも県内で大きな被害が生じており、本村においても想定する。

### 第2 雪害

一般に、東北・甲信越地方では、大陸からの北西の季節風が日本海を通過する際、水蒸気を吸い込み、日本海側に豪雪を降らせ、奥羽山脈、越後山脈を越える際に乾燥するため、阿武隈山地では比較的降雪が少ない。

しかし、平成26年（2014年）豪雪など、台風並みに発達した低気圧の通過に伴い、暴風雪が発生し、道路の通行不能や住家損壊、停電や断水などライフラインの不通、農作物の被害、さらには事故や滞留車両の発生、集落の孤立、生活物資の不足などの二次災害の発生が想定される。

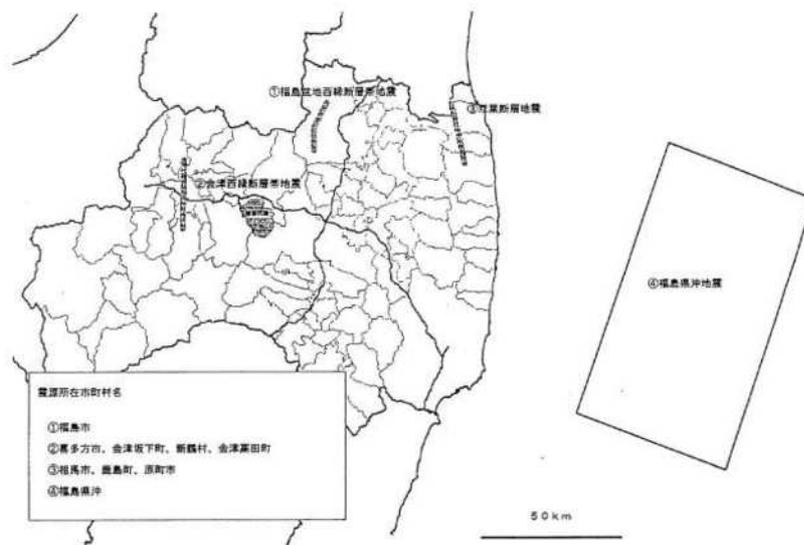
### 第3 地震

気象庁によると、東北地方太平洋沖地震の余震は、令和元年（2019年）においても年間300回以上発生しており、今後も発生しうるものと想定する。

東北地方太平洋沖地震の余震以外のプレート境界型地震については、県が地域防災計画で想定している「福島県沖を震源とする地震」（M=7.7、震源深さ浅部20km、東西幅60km、南北長さ100km）を想定する。

直下型地震については、県が地域防災計画で想定している「双葉断層北部（塩手山断層）を震源とする地震」（M=7.0、震源深さ10km、長さ20km、幅5km）を想定するほか、未知の活断層による直下型地震が起こりうるものと想定する。

### 福島県地域防災計画で被害想定を設定する地震の震源域



## 第4 原子力災害

### 1 女川原子力発電所

本村は、令和4年(2022年)以降に再稼働が予定されている女川原子力発電所から100km圏にある。

海拔14.8mにある女川原子力発電所は、東北地方太平洋沖地震の際、水位は13mの大津波に見舞われたが、震動を感知した安全装置が設計どおり作動し、原子炉は自動停止し、放射性物質の放出等の被害は生じなかった。

再稼働にむけ、高さ29mの防潮堤工事も進められているが、再稼働後は、東日本大震災のような想定外の事態も生じないとは言い切れないため、そうした事態も想定する。

### 2 福島第一原子力発電所、福島第二原子力発電所

福島第一原子力発電所、福島第二原子力発電所については、事故により全号機の運転が停止されている。

福島第一原子力発電所1～4号機では事故の完全収束及び廃炉に向けての取組が続けられており、事故後の原子炉建屋については、東京電力HD(株)と国において耐震性が確認されているものの、原子炉等の冷却は仮設設備であることから、再び地震等により機能を失った場合に備えて予備設備等も準備されている。

また、東日本大震災と同程度の高さの津波に対応する仮設防波堤を設置しており、これを越える津波により仮に設備に被害が生じた場合に備えて予備設備等も準備されている。

福島第一原子力発電所5・6号機及び福島第二原子力発電所1～4号機では冷温停止が維持されている。

しかし、仮に地震・津波等によって予備設備等を含めて全ての冷却機能が失われ核燃料が高温となった場合には、放射性物質の放出等が想定されるため、そうした事態も想定する。

## 第5 その他の災害

林野火災や、強風、とりわけ竜巻による被害を想定する。

## 第2編 一般災害対策編



# 第1章 災害予防計画

## 第1節 防災組織の整備・充実

防災会議により、平時から防災に関する重要事項を審議する。  
平時から、災害対策本部の設置に備える。

### 第1 村の防災組織

#### 1 防災会議

村は、村防災計画を作成し、その実施を推進するとともに、村長の諮問に応じて村の地域に係る防災に関する重要事項を審議するため、飯館村防災会議を設置する。

(1) 設置の根拠

災害対策基本法第16条

(2) 所掌事務

ア 飯館村地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

イ 飯館村長の諮問に応じて飯館村の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

ウ 前号に規定する重要事項に関し、飯館村長に意見を述べること。

エ 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務。

(3) 組織

飯館村防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

また、専門の事項を調査させるため、専門委員をおくことができる。

#### 2 災害対策本部

(1) 設置の根拠

災害対策基本法第23条の2

(2) 所掌事務

飯館村災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）は、P40の「第2編 一般災害対策編 第2章 災害応急対策計画 第2節 応急活動体制」に掲げる事務を行う。

(3) 組織

災害対策本部の組織は、「第2編 一般災害対策編 第2章 災害応急対策計画 第1節 応急活動体制」のとおりとする。

#### 3 飯館村役場消防隊

(1) 設置の根拠

飯館村役場職員消防隊規約

(2) 所掌事務

火災予防の普及、消火活動及び人命安全の確保

(3) 災害時の対応

災害時は、災害対策基本法に基づく警戒配備、災害対策本部配備を優先する。

## 第2節 防災情報通信網の整備

災害時に災害情報システムが十分機能し、活用できる状態に保つため、防災情報通信網を整備するとともに、設備の安全対策を講ずる。

### 第1 防災関係機関の情報通信網の活用

村は、県が整備を行っている次の防災情報通信を積極的に活用し、災害対策に役立てる。

#### 1 県総合情報通信ネットワーク

県総合情報通信ネットワークは、一刻一秒を争う緊急事態が発生した場合に備え、県全域を一つに結ぶ衛星系及び地上系通信による通信網であり、平常時においては、県、市町村等の行政に必要な連絡通信回線として活用することができるが、災害時にあつては、これらの一般通話の回線を統制して、迅速かつ的確な情報の収集、一斉指令等の機能を発揮する。

この通信網では、衛星系と地上系による通信の多ルート化、通信設備・電源装置の二重化、機動的な情報収集活動を行うための衛星可搬局・衛星携帯電話の導入や有線（光）通信網の利用による双方向の映像伝送など、防災通信機能が拡充・強化されている。

#### 2 防災事務連絡システム

気象台からの気象情報や県河川流域総合情報システムの雨量・水位情報及び土砂災害情報などが県の各機関、市町村及び消防機関へ配信されている。

村は、この情報を災害対策に役立てるとともに、インターネット等を利用して気象情報や被害状況等を地域住民へ情報提供するなど、システムの活用に努める。

#### 3 防災情報提供システム

村は、県総合情報通信ネットワークを通じて福島地方気象台から提供される、次の気象、地象及び水象情報を受け、配備動員の判断等への活用を図る。

- (1) 気象、高潮及び波浪に関する特別警報
- (2) 気象、高潮及び波浪及び洪水に関する警報及び注意報
- (3) 土砂災害警戒情報
- (4) 指定河川洪水予報
- (5) 気象情報
- (6) 台風情報
- (7) 天気予報
- (8) ナウキャスト（降水、雷、竜巻）
- (9) アメダス
- (10) 大津波警報
- (11) 津波警報
- (12) 津波注意報
- (13) 地震及び津波に関する情報
- (14) 噴火警報等

## 第2 住民への情報伝達手段の充実

大規模災害時に住民等に確実に災害情報が伝達できるよう、各行政区の個別の状況に配慮しながら、スマートフォン・タブレット等を利用した防災メール、SNS等での情報伝達、災害時要配慮者への役場・社協職員による電話等での伝達、広報車の巡回などによる伝達体制の充実に努める。

また、防災行政無線の整備を検討する。

## 第3 その他通信網の整備・活用

### 1 アマチュア無線の活用

本村では、昭和60年(1985年)から飯舘アマチュア無線日本赤十字奉仕団が活動しており、(一社)アマチュア無線連盟福島県支部等と連携しながら、災害時における非常通信の活用を図る。

### 2 多様な通信連絡網の整備・活用

村は、災害時の情報伝達手段として、衛星携帯電話など、防災情報通信機器・ネットワークの充実と安全対策に努める。また、非常電源の確保や着実なデータバックアップを進める。

### 第3節 水害・土砂災害等の予防

水害、土砂災害、雪害等の発生や被害拡大を防止するため、必要な対策を進める。

#### 第1 河川・用排水路の防災対策の推進

本村には、2級河川の新田川水系、真野川水系の多くの河川があり、川俣町境などの峰々から下って、一度、盆地を横切り、再び、南相馬市に向かって下るという構造となっている。

このため、平時の水量は少なく、用排水路も含め、堅牢な護岸や堤防がほとんど設けられず、水位の常時観測も行われていない。

しかし、集中豪雨による破堤や越水は十分に想定されることから、県と連携し、河川の護岸整備や流入土砂の浚渫、用排水路の長寿命化対策等を進める。

#### 第2 ダム・ため池の防災対策の推進

本村には、福島県営の多目的ダムである真野ダムのほか、農業用の岩部ダム、風兼ダムがある。また、あいの沢ため池や、滝下ため池、股田川ため池など、多くのため池がある。

関係機関と連携してこれらの適切な維持管理と必要な改修等を行い、水害の予防に努める。

#### 第3 土砂災害の予防対策の推進

本村には、土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区、地すべり防止地区などが多く存在する。また、滑動崩落の可能性のある大規模盛土造成地も存在する。

これらの一部は、平成12年（2000年）に施行された土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域に指定されており、住民への周知を図るとともに、各種治山事業、砂防事業等の実施を促進していく。

また、山林の適切な維持管理を行うため、国に除染を要請していく。

#### 第4 雪害の予防対策の推進

降積雪期においても、安心・安全な日常生活が確保されるよう、除雪機器やその燃料、凍結防止剤等の準備を整え、雪害による交通障害等の未然防止に努める。

## 第4節 火災予防対策

消防力の強化に努めるとともに、住民への啓発・指導を進める。

### 第1 消防力の強化

#### 1 消防団の強化

消防団は、地域防災力のかなめであるが、本村においては、全村避難により、活動が限定的になり、新団員の育成も難しい状況となっている。

帰村後、徐々に村内でも活動も再開されていることから、従来の行政区ごとの教育訓練等の他、隣接した行政区との合同訓練、資機材の共有等、区割りに囚われない広域的な団運用を進め、結束力と消防力の強化に努める。

また、女性消防隊や各企業による機能別消防団の組織化を促進すると共に、発足済の役場消防隊との連携強化を図る。

#### 2 消防機器・車両・水利等の計画的な整備

村は「消防力の整備指針」による目標を達成するため、年次計画を立て、国庫補助制度、防災対策事業等を活用して、消防機器・車両・水利、消防団本部事務所、資材倉庫等の必要な整備を進める。

### 第2 広域応援体制の確保

#### 1 協定等の充実

村は、消防本部と連携のもと、隣接市町村や隣接消防本部等との消防相互応援協定等の協定内容の随時見直しを行い、円滑な応援体制の確保を図る。

#### 2 緊急消防応援隊等の受入体制の充実

村は、消防本部と連携し、緊急消防援助隊等の消防広域応援等を受ける場合を想定した受援体制の整備に努める。

### 第3 火災予防の啓発

春・秋の全国火災予防運動等を通じ、火災予防の意識啓発、知識普及を図る。

また、消防本部と連携し、事業所等に対し、消防法による各種届出や防火管理者の指定、適切な消防計画の作成、消防訓練の実施、消防用設備等の点検などを適切に行うよう促進する。

## 第5節 建物、インフラ等の強靱化

住宅や事業所、公共施設、ライフライン、地盤等の強靱化を進める。

### 第1 建築物の強靱化の促進

建築物・構造部材が地震や風害、雪の重みなどで崩れたり、破損しないよう、改修等を促進する。また、棚等の転倒・落下防止対策を促進する。

### 第2 水道の強靱化の推進

水道の管路や設備について、耐震管への置き換えなど、予防保全の視点に立った長寿命化を進めるとともに、応急給水対策の強化に努める。

### 第3 道路・橋梁の強靱化の促進

道路・橋梁について、国・県と連携し、令和元年（2019年）東日本台風の復旧工事を進めるとともに、それ以外の箇所についても、必要な防災対策工事を進めるとともに、予防保全型の維持管理に努める。

### 第4 文化財災害予防対策

建造物のみならず、工芸品や考古資料、歴史資料など、文化財の安全管理対策を進めていく。





資料：国土地理院地図より作成

## 2 ヘリコプター臨時離着陸場

災害時にヘリコプター臨時離着陸場となりうる場所を随時検討し、あらかじめ関係機関に周知するとともに、災害時に実際に離着陸が可能となるよう、適切な維持管理に努める。

## 3 物資受入拠点

東日本大震災の際は、本村では、役場と体育館が救援物資集積場所となった。

大規模災害では、福島市、郡山市、会津若松市、いわき市に所在する民間事業者の倉庫が県の広域陸上輸送拠点となるが、ここから村の物資等を受入れ、各行政区の物資受入拠点及び飯館村地域防災センターへの積み替え・配送を行うための受入拠点を随時検討し、あらかじめ関係機関に周知するとともに、災害時に実際に活用が可能となるよう、必要な整備を進める。

## 第2 緊急輸送体制の整備

### 1 物資等輸送力の確保

#### (1) 緊急通行車両等の事前届出

大規模災害発生時には、一般車両の通行を禁止、制限する緊急交通路が指定される。

このため、村は、保有する災害応急対策に従事する者が使用することを計画している車両（道路交通法第39条第1項の緊急自動車に該当する車両を除く。）について、あらかじめ公安委員会（南相馬警察署又は県警察本部）に緊急通行車両等の事前届出を行い、届出済証の交付を受ける。

また、災害時における輸送協定を締結した指定公共機関、指定地方公共機関や民間運送事業者に対し、災害応急対策として実施する緊急輸送を行うことを計画している車両（緊急輸送車両）の緊急通行車両等の事前届出手続きを要請し、届出済証の交付を受けた車両の台数や積載量等の報告を受けることにより、輸送力を把握する。

#### (2) 規制除外車両の事前届出

緊急通行車両等（緊急自動車、緊急通行車両及び緊急輸送車両）以外に、大規模災害発生後速やかに緊急交通路の通行を認めることが適切である次の車両については、規制除外車両としての事前届出制度が適用されるため、村は、当該車両を使用している関係防災機関等（村と災害時における輸送協定を締結している機関等を除く。）に対し、当該制度の周知と事前届出手続きを要請する。

ア 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両

イ 医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送する車両

ウ 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）

エ 建設用重機、道路啓開作業車両又は重機輸送用車両

#### (3) 協定の活用などによる確保

災害時の緊急輸送に必要な車両を確保するため、公共的団体との協定締結や、福島県と（公社）福島県トラック協会、（公社）福島県バス協会、赤帽福島県軽自動車運協同組合との緊急輸送に関する協定の活用などを進める。

## 2 燃料の確保

村は、災害発生時に需要が急増するガソリン等を確保するため、協定の締結を推進する。

## 第7節 避難対策

災害時に避難行動要支援者を含む住民が適切に避難できるよう、避難支援体制の充実に努める。

### 第1 避難指示等の判断基準・方法の明確化と周知

5段階の警戒レベルをふまえ、避難すべき区域や定量的かつわかりやすい指標を用いた判断基準、伝達方法を明確にした「避難指示等の判断・伝達マニュアル」の作成と随時見直し、住民への周知に努める。

#### 5段階の警戒レベルと防災気象情報

警戒レベル	住民が取るべき行動	市町村の対応	気象庁等の情報	相当する警戒レベル
5	<b>命の危険 直ちに安全確保！</b> ・すでに安全な避難ができず、命が危険な状況。しほる場所よりも安全な場所へ直ちに移動等する。	<b>緊急安全確保</b> ※必ず発令される情報ではない	大雨特別警報 氾濫発生情報 ※キキクル(危険度分布)	5相当
<警戒レベル4までに必ず避難！>				
4	<b>危険な場所から全員避難</b> ・過去の重大な災害の発生時に匹敵する状況。この段階までに避難を完了しておく。 ・台風などにより暴風が予想される場合は、暴風が吹き始める前に避難を完了しておく。	<b>避難指示</b> 第4次防災体制 (災害対策本部設置)	土砂災害警戒情報 高潮特別警報 高潮特別警報	4相当
3	<b>危険な場所から高齢者等は避難</b> ・高齢者等以外の人も必要に応じ、前段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。	<b>高齢者等避難</b> 第3次防災体制 (避難指示の発令を判断できる体制)	大雨警報 洪水警報 ※1 高潮警報に切り替える可能性が高い注意報	3相当
2	<b>自らの避難行動を確認</b> ・ハザードマップ等により、自宅等の災害リスクを再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認するなど。	第2次防災体制 (高齢者等避難の発令を判断できる体制) 第1次防災体制 (連絡要員を配置)	大雨警報に切り替える可能性が高い注意報 高潮注意報 大雨注意報 洪水注意報	2相当
1	<b>災害への心構えを高める</b>	・心構えを一段高める ・職員の連絡体制を確認	早期注意情報(警報級の可能性)	

「避難情報に関するガイドライン」(内閣府)に基づき気象庁において作成

※1 夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が低い注意報は、警戒レベル3(高齢者等避難)に相当します。

※2 「極めて危険」(濃い紫)が出現するまでに避難を完了しておくことが重要であり、「濃い紫」は大雨特別警報が発表された際の警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用することが考えられます。

資料：気象庁ホームページ

## 第2 避難計画の策定・運用の促進

迅速な避難、避難誘導を行うための避難計画は、各事業所や自主防災組織で任意に策定されるほか、平成29年（2017年）からは、洪水浸水想定区域・土砂災害警戒区域の要配慮者利用施設で策定が義務化されている。洪水浸水想定区域・土砂災害警戒区域の要配慮者利用施設は、令和3年現在、該当施設はない。

各事業所、施設、自主防災組織等が適切に避難計画を策定・運用するよう、支援していく。

### 避難計画の記載事項例

- 1 避難指示等の発令基準
- 2 避難指示並びに避難先等の伝達方法
- 3 避難場所及び避難所の名称、所在地、対象地区、対象人口及び責任者
- 4 避難場所及び避難所への経路及び誘導方法
- 5 避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
  - (1) 給水、給食措置
  - (2) 毛布、寝具、衣料、日用必需品の支給
  - (3) 負傷者に対する応急救護
  - (4) ペットとの同行避難のためのゲージ等の支援
  - (5) 感染症予防措置
- 6 避難所の管理に関する事項
  - (1) 避難所の管理者及び運営方法
  - (2) 避難受入中の秩序保持
  - (3) 避難者に対する災害情報の伝達
  - (4) 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底
  - (5) 避難者に対する各種相談業務
- 7 避難所の整備に関する事項
  - (1) 受入施設・情報伝達施設
  - (2) 給水・給食施設
  - (3) トイレ施設（仮設トイレ、防疫用資器材、清掃用資器材等）
  - (4) ペット等の保管施設
- 8 要配慮者に対する救援措置に関する事項
  - (1) 情報の伝達方法
  - (2) 避難及び避難誘導
  - (3) 避難所における配慮等
  - (4) 福祉避難所等の活用等
- 9 避難の心得、その他防災知識の普及・啓発に関する事項
  - (1) 広報紙、掲示板、パンフレット等の発行
  - (2) 標識、誘導標識等の設置
  - (3) 住民に対する巡回指導
  - (4) 防災訓練の実施等

### 第3 指定緊急避難場所・指定避難所の指定等

#### 1 指定緊急避難場所の指定

地震などから緊急的に避難する空地として、緊急避難場所を随時指定し、住民、一時滞在者への周知を図る。

#### 2 指定避難所の指定

災害時に被災者が寝食する施設として、地震、水害、土砂災害、原子力災害など災害態様別に、避難所（避難施設）を随時指定し、住民、一時滞在者への周知を図る。

指定避難所においては、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。

また、指定避難所又はその近傍において、地域完結型の備蓄施設の確保に努めるとともに、食料、飲料水、常備菜、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。

#### 3 福祉避難所の指定

医療法人や社会福祉法人の協力を得ながら、福祉避難所を指定し、災害時要配慮者の受け入れ体制づくりを進める。なお、令和3年5月施行の災害対策基本法の改正により、指定福祉避難所を指定一般避難所と分けて指定し、公示することとなり、必要に応じて受入対象者を特定し公示することとなっている。本村においても、こうした点に配慮し、福祉避難所での要配慮者の受け入れ体制づくりを進める。

#### 4 避難所における感染症予防対策の推進

避難所における新型コロナウイルス感染症等の蔓延防止対策を進める。

## 第8節 医療（助産）救護・防疫体制の整備

災害時医療（助産）救護、防疫の体制整備を進める。

### 第1 医療（助産）救護体制の整備

#### 1 医療（助産）救護活動体制の確立

村は、災害時における迅速な医療（助産）救護を実施するため、関係団体の協力を得ながら、次の事項を含めた医療（助産）救護体制の確立を図る。

- (1) 救護所の指定、整備と住民への周知
- (2) 医療救護班編成体制の整備

#### 2 災害時医薬品等備蓄供給体制の確立

村は、災害時の救護活動に必要な医薬品・衛生材料等について、「福島県災害時医薬品等備蓄事業実施要綱」・「福島県災害時衛生材料等備蓄事業実施要綱」・「福島県災害時医薬品等供給マニュアル」に基づき調達体制を確保する。

#### 3 後方医療との連携体制の充実

##### (1) 後方医療機関

県は、救護所や救急告示医療機関等では対応できない重傷者等を搬送し、治療及び入院等の救護を行う後方医療機関として、基幹災害拠点センター（公立大学法人福島県立医科大学医学部附属病院）や地域災害拠点病院（南相馬市立病院）を指定している。

村は、平時から後方医療機関との連携に努める。

##### (2) 後方医療機関の受入状況等の連絡体制の整備

村は、県が運用する広域災害救急医療情報システムを活用し、救護所、医療機関、消防本部等との間における十分な情報連絡体制の確立に努める。

#### 4 傷病者等搬送体制の整備

村、消防本部は、現場及び救護所から後方医療機関までの重症患者の搬送や医療救護班等の搬送について、自動車、ヘリコプター等複数の手段を確保する。また、ヘリコプター離発着場の指定など、広域搬送拠点の確保に努める。

#### 5 医療関係者に対する訓練等の実施

村は、県と連携のもと、災害発生時に迅速かつ円滑な医療（助産）救護活動が行われるよう、医療関係者を中心とした定期的な防災訓練等の実施に努める。

### 第2 防疫対策

#### 1 防疫体制の確立

村は、災害時に防疫業務が行える体制の確立を図る。

#### 2 防疫用薬剤等の備蓄

村は、防疫用薬剤及び資器材の備蓄を行うとともに、調達計画の確立を図る。

## 第9節 物資等の確保・廃棄物処理体制の整備

食料、飲料水、生活必需品、防災資機材等の確保に努めるとともに、廃棄物処理体制の整備に努める。

### 第1 食料、生活必需品等の調達及び確保

村は、住民に最も身近な行政主体として地域住民の非常用食料、生活必需品の備蓄を行うとともに、あらかじめ生産者、農業協同組合、販売業者等と調達に関する協定を締結するなど、調達体制の整備に努める。

災害応急対策従事者用の食料等の確保にも努めるとともに、住民に対して「最低3日間・推奨1週間分」の食料や非常持出品等の備蓄に努めるよう啓発を図る。

### 第2 飲料水の確保

#### 1 応急飲料水の確保

- (1) 村は、発災後3日間は被災者1人1日3リットルに相当する量を目標として、応急飲料水の確保に努める。
- (2) 沢水・湧水・井戸の水質の調査を行い、その結果に応じて放射性物質のほか不純物を極力取り込まない対策を講じ、災害発生時に住民への供給が可能かどうか、検討する。また、震災前に沢水・湧水を飲料水に利用していた住宅への帰村にあたり、水道の接続や井戸の掘削を促進する。
- (3) 飲料水（ペットボトル等）の販売業者等と調達に関する協定を締結するなど、供給体制の多元化に努める。

#### 2 資機材等の整備

村は、応急給水用として給水タンク、ろ過装置、ポリタンク及びポリ袋等資機材の整備に努める。

また、県の指導のもと、応急飲料水確保対策のために行う非常用飲料水貯留施設等の設置に努める。

### 第3 防災資機材の整備

#### 1 備蓄スペースの確保

村は、公共施設、避難所等における食料、資機材等の備蓄スペースの確保を図る。

#### 2 防災資機材等の整備

村は、災害時に必要とされる応急活動用資機材・設備（エンジンカッター、発電機、投光機、スコップ、ツルハシ、かけや、水防シート、土のう袋、ロープ等）の整備・充実を図る。

## 第4 災害廃棄物処理体制の充実

### 1 災害廃棄物処理計画の策定

村は、環境省「災害廃棄物対策指針」（平成30年（2018年）3月）に基づき、災害廃棄物の仮置き場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ゴミや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺市町村との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画を策定・運用する。

### 2 災害廃棄物の仮置き場の確保

村は、あらかじめ、災害廃棄物の仮置き場の候補地を選定・確保するよう努める。

### 3 一般廃棄物処理体制の充実促進

本村では一般廃棄物処理を南相馬市に委託しており、同市における処理体制の充実にむけ、必要な協力を行う。

### 4 広域処理体制の確立

大規模災害での大量の災害廃棄物の発生に備え、南相馬市をはじめ、県や県内他地域と連携しながら、広域処理体制の確立に努める。

## 第10節 防災教育

住民や職員への防災知識・技術の普及を図る。

### 第1 住民に対する防災教育の実施

村は、各種防災訓練、講演会、研修会等の行事を開催するとともに、防災の手引き、パンフレット、ハザードマップ等の作成や、様々な媒体の積極的な活用により、防災知識の普及に努める。

#### 普及すべき内容

- (1) 最低3日間、推奨1週間分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、家具等の転倒防止対策など、家庭での予防・安全対策
- (2) 避難指示等の発令時にとるべき行動、避難場所、危険箇所
- (3) 災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておくこと。

#### 防災教育の実施の時期の例

普及・啓発事項	予防運動	期間
風水害予防に関する事項	水防月間	5月～9月 5月1日～5月31日
土砂災害予防に関する事項	土砂災害防止月間	6月1日～6月30日
	がけ崩れ防止週間	6月1日～6月7日
	山地災害防止キャンペーン	5月～6月
火災予防に関する事項	春季全国火災予防運動	3月1日～3月7日
	秋季全国火災予防運動	11月9日～11月15日
雪害予防に関する事項	雪崩防災週間	12月～3月 12月1日～12月7日
地震災害に関する事項	防災とボランティア週間	1月15日～1月21日
	防災とボランティアの日	1月17日
	防災週間	8月30日～9月5日
	防災の日	9月1日
	津波防災の日	11月5日

## 第2 防災対策に携わる全ての職員に対する教育・研修・訓練

村は、災害時における適切な判断、速やかな災害対応業務の実施及び各種防災活動の円滑な実施を確保するため、防災担当職員だけでなく、全ての職員に対し、実践的な訓練や講習会、研修会等を定期的を開催するなど、必要な防災教育を実施することにより、災害対策に即応できる人材の育成に努め、災害に強い組織の形成を図る。

また、研修等を通じて、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。

## 第3 子どもたちへの防災教育の実施

学校等において、東日本大震災の教訓や、災害が起こるしくみ、被害の想定、安全確保に関する知識・技術を教育し、防災の重要性についての啓発を図る。

## 第4 災害記録・教訓の継承

災害の記録や教訓を確実に後世に伝えていくため、映像を含めた各種資料をアーカイブとして収集・整理し、復興震災記録交流施設等において適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。

また、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

## 第11節 防災訓練

総合防災訓練をはじめ、各防災訓練の充実に努める。

### 第1 防災訓練の実施

#### 1 総合防災訓練

村は、大規模な地震、風水害等の発生を想定し、村単独あるいは他の市町村との合同による総合的な防災訓練を毎年実施するよう努め、防災対策の習熟と防災関係機関相互の連絡協調体制の確立を図り、併せて住民の防災意識の高揚を図る。

総合防災訓練は、次のような項目を実施することとし、地域特性に応じた災害や複合災害を想定した住民参加型の実践的な訓練を行う。

- (1) 参集、災害対策本部設置、情報収集、被害調査、応援要請
- (2) 避難誘導、救助、救急
- (3) 消火、林野火災防御、集団救急事故対応
- (4) 避難所設置、給水、給食（炊き出し）、ボランティア受入れ
- (5) 交通規制、道路等の障害物除去、道路応急架橋、無線通信
- (6) 上水道施設応急復旧、水質検査、その他ライフライン応急復旧
- (7) 救援物資受入れ、備蓄品の供与、災害派遣受入れ

#### 2 相双地方総合防災訓練

村は、相双地方振興局と共同で相双地方総合防災訓練を実施し、災害時における防災活動の円滑化を図るとともに、地域住民の防災に対する理解と防災意識の高揚を図る。

### 第2 避難訓練等の実施促進

学校や事業所等では、法令に基づき、消防訓練又は避難訓練を行うこととなっている。

村の各セクションにおける避難訓練の充実に努めるとともに、民間における充実した実施を促進する。

### 第3 消防団消防訓練・飯舘村役場消防隊消防訓練の実施

消防団、飯舘村役場消防隊では、年間計画に沿って消防や救助等に関する訓練を実施し、団員、隊員の士気高揚と技術の向上を図る。

### 第4 その他の訓練の充実

職員の参集訓練、情報伝達の訓練、避難所開設訓練、災害対策本部設置訓練、土砂災害救助訓練など、消防団、行政区と連携した各種個別訓練の充実に努める。

### 個別訓練の例

項目	目的・内容
参集訓練	勤務時間外を含めた参集方法の確認。
情報伝達訓練	情報通信ネットワーク、衛星携帯電話、電子メール等を活用した非常時の通信連絡方法の確認。
避難所開設訓練	施設管理者、自主防災組織等と連携した避難所の開設方法の確認。
災害対策本部設置訓練	職員配備、本部員会議の開催、情報伝達などの方法の確認。
土砂災害防災訓練	土砂災害時における被害状況の把握、情報の受伝達、避難の方法の確認。
避難訓練	安否確認と避難所までの誘導支援。
その他の訓練	消火、水防工法、応急手当・救護、給食、給水、ボランティアセンターの運営等、図上演習や実地により適宜実施する。

## 第12節 自主防災体制の再構築

地域のつながりを基礎とした自主防災力の再構築を図る。

### 第1 自主防災組織の再構築

全村避難を余儀なくされた本村では、行政区長や消防団員など、自主防災の主要要員となる住民が、村内在住と村外在住にわかれており、大規模災害時の初動活動が困難な行政区も存在している。

そこで、村内在住者を基本とする行政区ごとの自主防災組織の再構築を図る。

### 第2 地区防災計画の策定

災害時に効果的な自主防災活動が行える、行政区ごとに、または複数の行政区ごとに、災害対策基本法第42条の2に規定する地区防災計画を策定する。

#### 地区防災計画の記載内容例

- (1) 各自の任務分担
- (2) 地域内での危険箇所
- (3) 訓練計画
- (4) 各世帯への連絡系統及び連絡方法
- (5) 出火防止、初期消火、応急手当の実施方法
- (6) 避難場所、避難経路、避難の伝達方法
- (7) 消火用水、その他の防災資機材等の配置場所の周知及び点検方法

### 第3 地区防災拠点の設備・備品等の充実

防災資機材を集中保管する役場や、復興震災記録交流施設のほか、各地区集会所、消防団分団倉庫など、各地区の防災拠点の設備・備品等の充実に努める。

帰村者のみならず、移住者を含め、村内在住者がこれらの防災資機材を活用して迅速に初動活動が行えるよう、防災訓練等を通じて、機器の操作方法の取得等を促進する。

## 第13節 要配慮者予防対策

災害時要配慮者、避難行動要支援者へのきめ細かな支援のしくみを確立・維持する。

### 第1 在宅の要支援者に関する情報の共有

災害時要配慮者と、そのうちの避難行動要支援者について、災害時の個人情報の活用への同意を前提に名簿登録を進め、関係機関で情報共有を進める。また、情報の随時更新に努める。

### 第2 避難行動要支援者の個別支援体制の充実

行政区役員、民生委員児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、警察、消防機関、その他、避難支援等関係者と連携し、避難行動要支援者の「避難支援プラン」の全体計画と一人一人に対する個別計画を策定し、的確な運用を図る。

### 第3 要配慮者利用施設での避難体制の充実

要配慮者利用施設であるいいたてホーム、までの里のこども園、いいたて希望の里学園において、避難行動要支援者の避難が適切に行われるよう、避難体制の充実を促進する。

### 第4 在宅の要配慮者への情報伝達手段の確保

要配慮者一人一人に災害情報が的確に伝わるよう、電話、メール、支援者の使送など、多様な手段を組み合わせる情報伝達を行うしくみを確立・維持する。

また、避難行動要支援者名簿を活用し安否確認を行うしくみの確立・維持に努める。

### 第5 一時滞在者、外国人の避難行動支援体制の充実

本村の地理に不案内な一時滞在者や外国人などが、災害時に的確な避難行動がとれるよう、外国語表記を含むわかりやすい防災関係の掲示・案内に努めるとともに、避難所での受け入れを想定した体制づくりを進める。

### 第6 要配慮者の被災生活支援体制の充実

災害時に、被災者の障害や疾病等の特性に応じ、きめ細かな被災生活支援ができるよう、福祉避難所の受け入れ体制づくりに努める。

また、村内で十分な支援ができない場合に、社会福祉施設等への緊急入所を円滑に行えるよう、関係機関との事前の調整に努める。

## 第14節 受援体制の強化

自衛隊など国・県の応援隊や、自治体間応援、各業界団体による応援、災害ボランティアなどの受援体制づくりを進める。

### 第1 受援計画の策定・運用

災害時受援における連絡調整体制や必要な設備・備品などについて定めた受援計画の策定・運用を進める。

### 第2 自治体間応援体制の強化

#### 1 県内市町村間の相互応援協定

村は、県内市町村間の相互応援協定について、近隣の市町村だけでなく、同時に被害を受ける可能性が少ない地域の市町村との間での相互応援協定の締結を検討する。

#### 2 県外市町村との相互応援協定

災害発生時は、県外市町村との相互応援協定による職員派遣や支援物資等のプッシュ型支援、避難者の受入れなどが有効となるため、村は、県外市町村との相互応援協定の締結を検討する。

### 第3 民間事業者・団体との災害時応援協定

村は、災害発生時、物資や応急対策要員が緊急に必要となる場合に備え、民間事業者・団体との応援協定の締結を推進する。

### 第4 連絡体制の整備

村は、災害発生時に協定締結先との連絡調整を確実にできるよう、毎年協定締結先の電話番号や担当者についての確認を行う。

また、協定締結先においては、災害発生時に村等からの支援要請があった場合、速やかに対応できるよう、平常時から支援体制を整備するとともに、内部における訓練の実施に努める。

### 第5 災害時ボランティアの受入体制づくりの推進

村は、村社会福祉協議会と連携し、災害時ボランティアセンターの開設・運営について、模擬訓練等により手順等の習熟に努める。

## 第15節 積雪・寒冷対策

積雪・寒冷期の災害を想定した予防対策を進める。

### 第1 除・排雪体制の充実

村は、村商工会建設部等の協力を得ながら、積雪・寒冷期の災害時緊急輸送、孤立化防止を想定した災害時除雪計画を立案・運用するとともに、除雪機械等の適切な維持管理・更新に努める。

### 第2 積雪・寒冷対応の推進

避難施設における暖房等の需要増大が予想されるため、村はストーブ等電源を要しない暖房機具、燃料のほか、積雪寒冷期を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、救出用スノーボート等）の備蓄に努める。

## 第2章 災害応急対策計画

### 第1節 職員の動員配備

災害発生、又はそのおそれがある場合、村職員は、配備基準に基づき配備につく。

#### 第1 配備基準

配備区分	指揮	配備体制	配備時期
災害対策本部設置前	警戒配備	情報連絡のため、総務課、建設課等の少数の人員をもって当たるもので、状況により次の配備体制に円滑に移行できる体制とする。	①大雨、台風期等において、気象注意報（大雨、洪水、強風注意報等）が発表され、警報の発表が予想されるときで、総務課長が配備を決定したとき。 ②その他必要により村長又は総務課長が当該配備を指令したとき。
	特別警戒配備	各課長及び関係各課の所要人員で災害に関する情報収集及び連絡活動を円滑に行い、災害の発生とともに、直ちに災害応急対策活動が開始できる体制とする。	①大雨、洪水等の警報が発表されたとき。 ②土砂災害警戒情報が発表されたとき。 ③その他特に村長又は総務課長が当該配備を指令したとき。
災害対策本部設置後	第一非常配備	関係する各課の長は、所要人員を配置して災害応急対策活動ができる体制をとり、又は災害応急活動を実施する。 また、事態の推移に伴い、第二非常配備体制に円滑に移行できる体制とし、災害対策に関係ある協力関係機関及び住民との連絡を密にし、協力体制を強化する。	①村内で局所的に災害が発生し、拡大のおそれがあるとき。 ②大雨、洪水等の特別警報が発表されたとき。 ③複数の地域で災害の発生が予想されるとき。 ④その他必要により本部長が当該配備を指令したとき。
	第二非常配備	災害対策本部の全員及び協力機関をもって災害応急対策活動を実施する体制とする。	①村内の複数又は全域にわたって災害が発生したとき。 ②被害が甚大と予想されるとき。 ③その他必要により本部長が当該配備を指令したとき。

## 第2 災害配備体制の決定・伝達

### 1 警戒配備・特別警戒配備

総務課内で災害情報の収集に努め、総務課長が警戒配備又は特別警戒配備を決定し、村長（副村長）に報告するとともに、各課長経由で職員に伝達する。

勤務時間外においては、災害情報を入手した当直者が、直ちに総務課長（連絡が取れないときは総務係長）に伝達する。

### 2 第一非常配備・第二非常配備

総務課長等が収集した災害情報等に基づき、村長が配備体制を決定し、総務課長に災害対策本部の設置を指示する。総務課は、庁内放送等により職員に伝達する。

## 第3 勤務時間外等の参集方法

職員は、勤務時間外、休日等において、村が災害配備基準となったことを知ったときは、動員伝達の有無にかかわらず、直ちに所属又はあらかじめ指定された場所に参集し、配備につく。

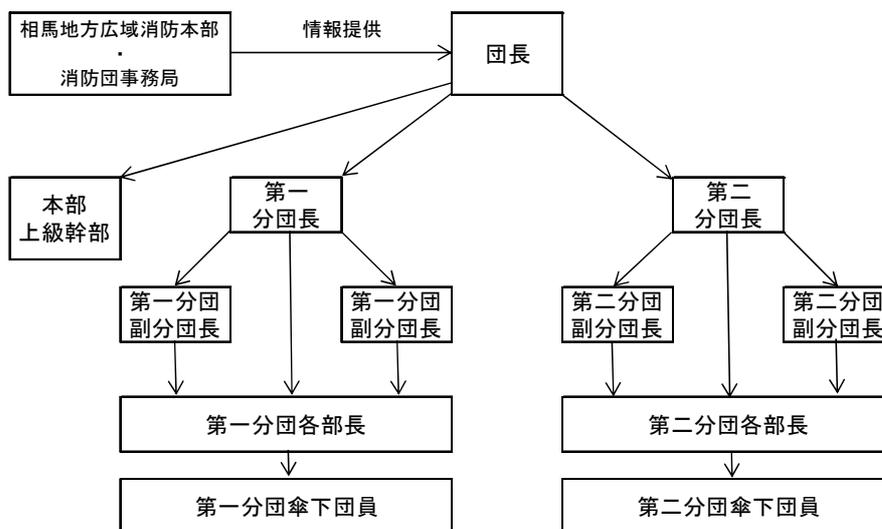
参集途上においては、目視などによる被害状況の収集や可能な範囲での人命救助、二次災害防止措置等を行い、参集時に所属長に報告する。

職員は、災害の状況により定められた場所に参集できないときは、自己の業務に関連する最寄りの公共施設等に参集し、当該機関の長又は当該機関の長が指定する職員の指示に従い、その業務を応援する。

## 第4 消防団員の動員

消防団員の動員命令は、本部長又は本部事務局長が消防団長に対して行い、消防団長は、各分団長に対して、各分団長は各部に対して行う。

### 村消防団災害時連絡ルート



## 第2節 応急活動体制

村は災害対策本部等を設置し、応急活動を実施する。

### 第1 災害対策本部の設置基準

#### 1 設置基準

災害対策本部長（以下「本部長」という。なお、災害対策本部設置前においては、村長又は村長不在時の決定者とし、以下同様に読み替える。）は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、災害応急対策を円滑に実施するため、次の基準により災害対策基本法第23条の2の規定に基づく災害対策本部を設置する。

また、災害対策本部の設置を決定したときは、直ちに各課長へ連絡するとともに、配備体制をとる。

- (1) 村内において、大規模な災害の発生するおそれがあり、その対策を要するとき。
- (2) 村内において、災害が発生し、その規模及び範囲からして特に対策を要するとき。
- (3) 本村住民が多く避難する市町村において、大規模な災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときで、村長が必要と認めたとき。

#### 2 解散基準

本部長は、災害発生後における災害応急対策がおおむね完了したとき、又は災害発生の危険がなくなったときは、災害対策本部を解散する。

#### 3 災害対策本部の設置・廃止時の通報先

本部長は、災害対策本部を設置、又は廃止したときは、次に掲げる者のうち必要と認める者に報告、通知、公表する。

- (1) 復興大臣
- (2) 知事
- (3) 住民・隣接市町村・防災関係協力団体
- (4) 南相馬警察署・相馬地方広域市町村圏組合消防本部
- (5) 指定地方行政機関・指定公共機関及び指定地方公共機関の長又は代表者
- (6) 飯館村防災会議委員・災害対策本部員・災害相互応援協定を締結している自治体等
- (7) 東京電力ホールディングス(株)

#### 4 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、原則として役場本庁舎に設置する。ただし、庁舎の被災等により、本部として機能できないと村長が判断したときは、状況に応じて適当な公共施設を代替施設とする。災害対策本部設置場所には、本部を示す「本部標識」を掲示する。

### 5 村長不在時の決定者

大規模災害時に村長の不在等で、村長による災害対策本部の設置決定が困難な場合は、副村長が決定し、それも困難な場合には総務課長を第2順位、村づくり推進課長を第3順位とする。

### 第2 災害対策本部の組織編成・事務分掌

災害対策本部の基本的な組織編成及び事務分掌は、次のとおりとし、災害の態様に応じて、柔軟な組織運営を行う。

災害対策本部組織（令和3年（2021年）2月現在）

災害対策本部（本部員会議）	本部長	村長	本部事務局		
	副本部長	副村長	総務課 総務係 財政係 村づくり推進課 企画係 定住交流係 会計室 議会事務局		
		教育長			
	本部員	総務課長 村づくり推進課長 住民課長 健康福祉課長 建設課長 産業振興課長 会計管理者 教育課長 生涯学習課長 農業委員会事務局長 議会事務局長  [オブザーバー] 南相馬消防署 飯館分署長 消防団本部 団長・副団長 ・第1、第2分団長 南相馬警察署 飯館駐在所長		住民支援部	
				住民課 住民係 税務係 健康福祉課 健康係 福祉係 包括支援センター	
				復旧部	
				建設課 建設管理係 土木係 農林土木係 産業振興課 農政第一係 農政第二係 商工観光係 農業委員会	
				教育部	
				教育課 学校教育係 生涯学習課 生涯学習係	
				消防団・行政区	
消防団 各行政区					

災害対策本部の事務分掌（令和3年（2021年）2月現在）

★は原子力災害の固有事項

1 本部事務局

1	職員の動員・労務管理・派遣
2	災害対策本部の運営、本部長の指示等の職員・住民への伝達
3	気象情報等の収集
4	★放射線量の緊急時モニタリング
5	警察・消防など関係機関との情報共有・連絡調整
6	通信機器の導通確認、応急復旧
7	通信機器、広報紙等を利用した情報発信・広報
8	公共施設の被害状況の調査、応急復旧
9	自衛隊の派遣要請
10	災害対策の計画作成
11	応急車両の調達・配車管理
12	災害救助法の適用申請
13	被害状況の総括と国・県への報告
14	★原子力災害に関する情報共有・職員の派遣
15	★線量計・防護装備等の配布
16	報道対応
17	応援要員・物資、義援金の受入
18	災害写真の撮影、収集、記録等
19	出納業務、財政運営、予算措置
20	議員との連絡調整

2 住民支援部

1	避難所の開設・入所受付・運営
2	住基・避難者名簿に基づく安否確認
3	要配慮者の状況確認・支援
4	被災者台帳の作成
5	医師会、保健所等との連絡調整
6	医療救護活動、医薬品・衛生資材の確保
7	★放射性物質の健康被害の防止 (安定ヨウ素剤の配布、被ばく医療、飲食物の摂取制限)
8	食料・生活必需品・灯油・ガソリン・仮設トイレの調達
9	炊き出し
10	防疫・食品衛生
11	保健活動（被災者の体調管理・心のケア）

12	福祉避難所の開設・入所受付・運営
13	災害弔慰金、災害障害見舞金の支給
14	被災家屋調査
15	被災者生活再建支援金の支給、災害援護資金の貸付
16	罹災証明の発行（住民課税務係・総務課合同）
17	災害時ボランティアの受入れ・社協との調整
18	災害廃棄物処理・南相馬市との調整
19	死亡届の受理と埋火葬の許可
20	遺体の安置・検案、身元不明遺体の火葬・仮埋葬

### 3 復旧部

1	道路、建築物、水道、農地、山林、河川、下水道等の被害調査
2	建設事務所、土木事業者等との連絡調整
3	国・県との連携による交通規制・緊急輸送路の確保、道路の啓開
4	応急給水
5	被災箇所の応急復旧に関する要員・資機材の確保
6	被災箇所の応急復旧の実施
7	産業被害の調査
8	応急危険度判定
9	仮設住宅の確保、住宅等の応急修理

### 4 教育部

1	子どもの安全確保、帰宅支援
2	教職員、県教育委員会等との情報共有・連絡調整
3	教育施設・文化財の被害調査と応急復旧
4	被災した子どもへの支援
5	他部の応援

## 第2 災害対策本部会議の開催

本部長は、災害対策本部設置期間中に、被害状況及び災害応急対策について情報共有並びに災害対応の指示を行うため、本部長、副本部長及び本部員で構成する本部員会議を定期的に行い、災害応急対策の基本方針を決定する。

なお、災害発生後の初回本部員会議は、災害発生後速やかに開催するものとし、2回目以降は本部長の指示により開催する。

また、本部員会議には、本部長の要請により防災関係機関（自衛隊、警察署、消防本部）の代表や国のリエゾン並びに県情報連絡員（県リエゾン）をオブザーバーとして参加させることができる。

## 第3 村・県・国の現地災害対策本部の設置

本部長は、災害の現地における応急対策を推進する上で必要があると認めたときは、村現地災害対策本部を設置する。

また、国の現地災害対策本部や福島県災害対策相双地方本部が設置された場合、当該現地対策本部との連携に努める。

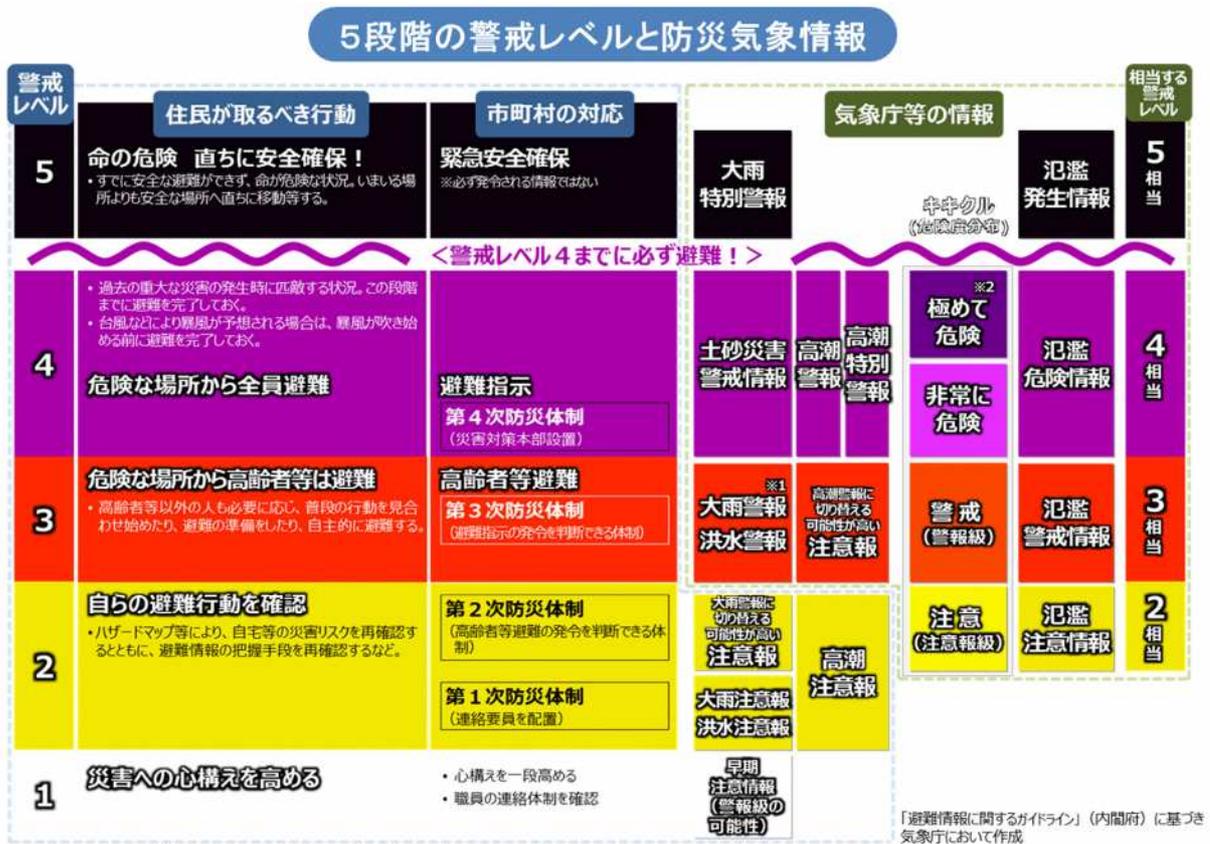
### 第3節 災害情報の収集・伝達

気象警報、避難指示等を迅速かつ確実に住民に伝達する。

#### 第1 5段階の警戒レベル

平成31年(2019年)から、気象情報や河川水位情報に対応する警戒レベルが設定されている。大雨特別警報、氾濫発生情報の発出で警戒レベル5相当、土砂災害警戒情報、氾濫危険情報などの発出で警戒レベル4相当などとなっている。

#### 防災気象情報と5段階の警戒レベル



資料：気象庁ホームページ

## 第2 気象警報・注意報の発表基準

気象庁福島地方气象台により、注意報、警報、特別警報が、現象の危険度と雨量、風速等の予測値を時間帯ごとに明示して、県内の二次細分区域ごとに発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「危険度分布」等で発表される。警報の「危険度分布」の情報は、避難情報発令の根拠としても利用する。

### 特別警報の発表基準（海洋関係は除く）

種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により、数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により、雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量になる大雪が予想される場合

### 飯舘村の警報・注意報等の発表基準一覧表（令和3年（2021年）2月現在）

#### 警報

種類		発表基準	
大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	12
	(土砂災害)	土壌雨量指数基準	102（令和3年福島県沖地震による暫定基準（通常基準113の0.8倍））
洪水		流域雨量指数基準	新田川流域=11.4，比曽川流域=12.1，飯樋川流域=10.8
		複合基準	—
		指定河川洪水予報による基準	—
暴風		平均風速	18m/s 以上
暴風雪		平均風速	18m/s 以上で雪を伴う。
大雪		降雪の深さ	平地 12時間降雪の深さ 25cm 以上
		山沿い	12時間降雪の深さ 30cm 以上

#### 注意報

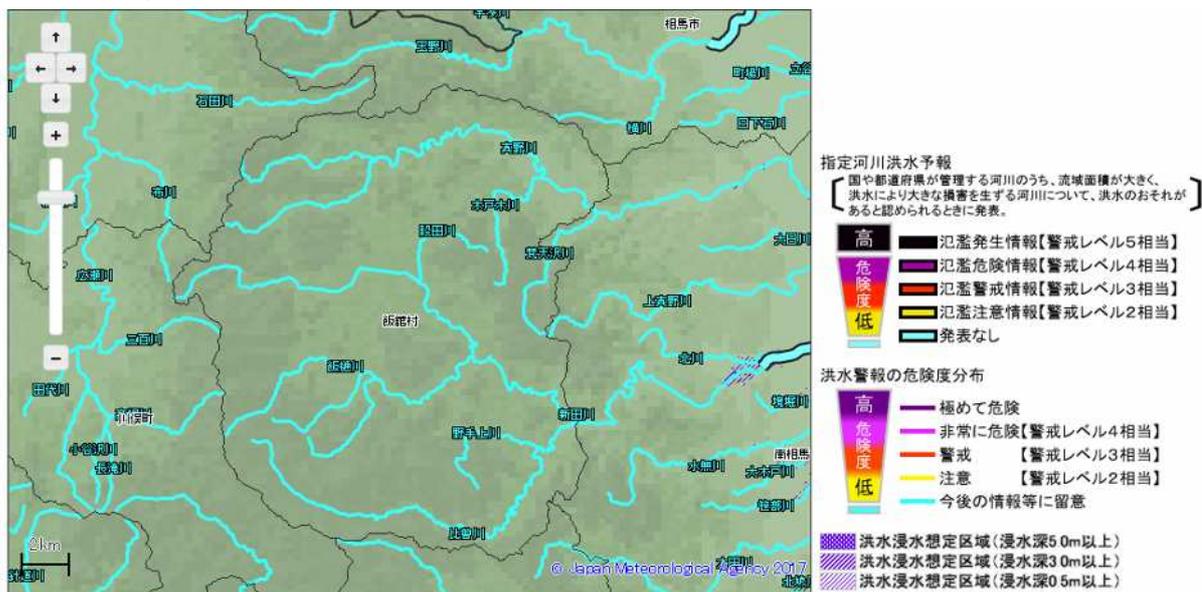
種類		発表基準	
大雨		表面雨量指数基準	7
		土壌雨量指数基準	66（令和3年福島県沖地震による暫定基準（通常基準73の0.8倍））
洪水		流域雨量指数基準	新田川流域=9.1，比曽川流域=9.6，飯樋川流域=8.6
		複合基準	新田川流域=（5，9.1）
		指定河川洪水予報による基準	—
強風		平均風速	12m/s 以上
風雪		平均風速	12m/s 以上で雪を伴う。
大雪		降雪の深さ	平地 12時間降雪の深さ 10cm 以上

	山沿い	12時間降雪の深さ 20cm 以上
雷	落雷等により被害が予想される場合	
融雪	融雪により被害が予想される場合	
濃霧	視程	100m
乾燥	① 最小湿度 40%以下、実効湿度 60%以下で風速 8 m/s 以上 ② 最小湿度 30%以下、実効湿度 60%以下	
なだれ	① 24 時間降雪の深さが 40cm 以上 ② 積雪 50cm 以上で日平均気温 3℃以上の日が継続	
低温	夏期：最高・最低・平均気温のいずれかが平年より 4～5℃以上低い日が数日以上続く場合 冬期：(浜通りの平地) 最低気温が - 8℃以下、又は - 5℃以下の日が数日続く場合	
霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温 2℃以下（早霜期は農作物の生育を考慮し実施する。）	
着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が - 2℃より高い場合	

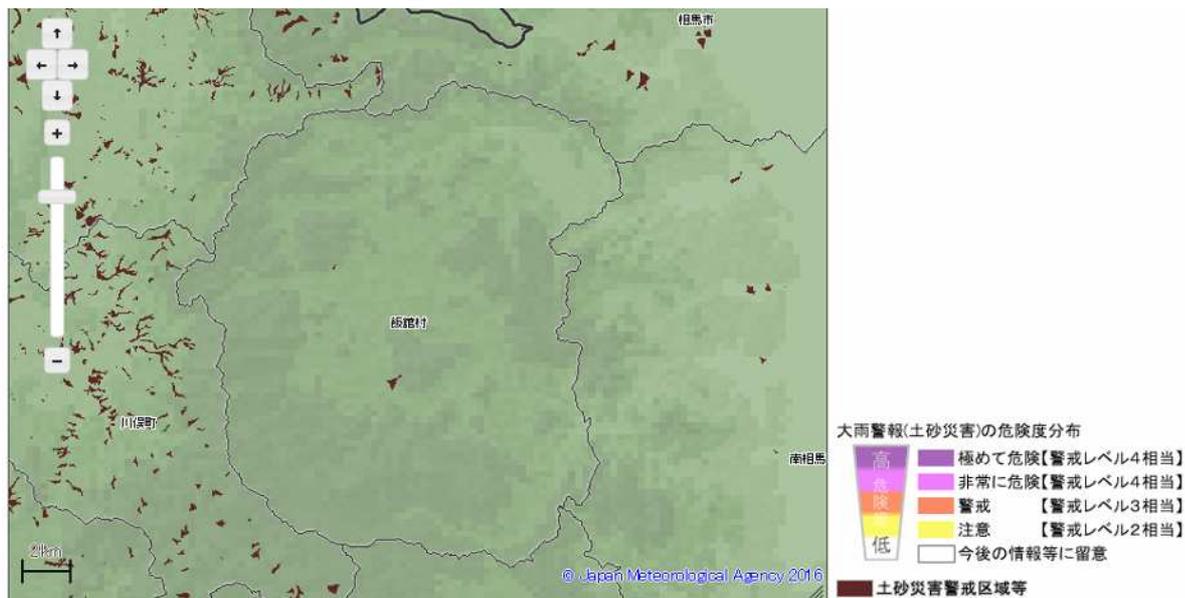
※このほか、警報・注意報には該当しないが、記録的短時間大雨情報（1時間雨量100mm）、竜巻注意情報などもある。

### 気象庁「防災情報」ホームページによる「危険度分布」

#### 1 洪水警報の危険度分布



## 2 大雨警報（土砂災害）の危険度分布



## 第3 水位情報の基準

新田川の大森歩道橋付近と、飯樋川の新橋付近に、危機管理型水位計が設置され、水位データが国土交通省に電送され、国土交通省「川の防災情報」ホームページでも随時公表されている。

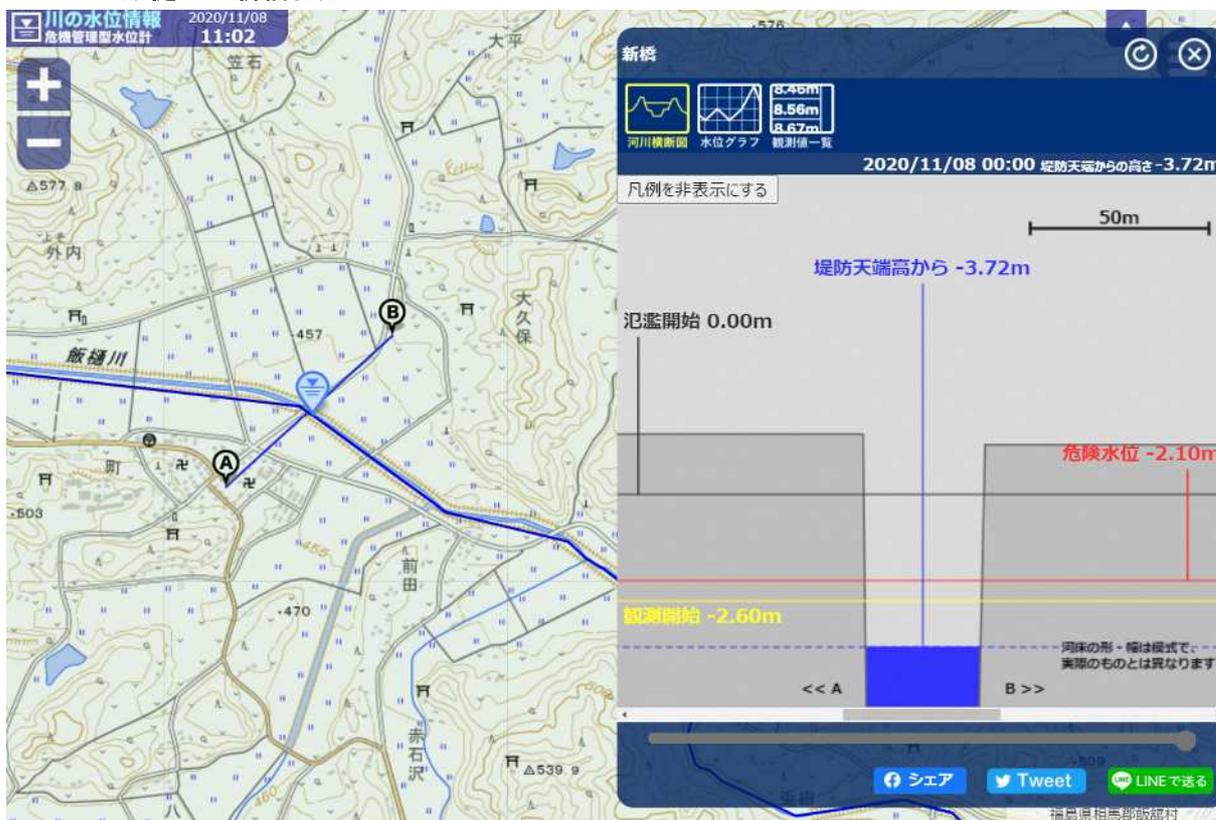
これらの水位情報や、気象庁の「洪水警報の危険度分布」を収集し、避難判断材料として利用する。

国土交通省「川の防災情報」ホームページによる危機管理型水位計の水位情報画面

1 新田川の大森歩道橋付近



2 飯樋川の新橋付近



#### 第4 避難指示等の区分

災害時に地域住民の生命及び身体を災害から保護するため必要と認められるときは、当該地域住民に対して避難のための指示を行う。

また、災害時要配慮者等、避難行動に時間のかかる者に対しては、避難指示の前段階として、高齢者等避難を発表する。

避難指示等の区分

区分	発令時の状況	住民に求める行動
高齢者等避難 【警戒レベル3】	○避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況	●避難行動に時間を要する者は、計画された避難所への避難行動開始（避難支援者は支援行動を開始） ●上記以外の者は、避難準備開始
避難指示 【警戒レベル4】	○通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が明らかに高まった状況	●危険な場所から全員避難
緊急安全確保 【警戒レベル5】	○災害が発生又は切迫している状況	●避難中の住民は、直ちに避難行動を完了 ●避難所等へ避難することがかえって危険であると考えられる状況においては、浸水時の建物上階への垂直避難、土砂災害のリスクがある区域での崖から少しでも離れた部屋、近隣の堅牢な建物等への移動など、生命を守る最低限の行動

※避難のための立ち退きを指示し、又は屋内での待避等の安全確保措置を指示しようとする場合において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長、若しくは指定地方行政機関の長又は知事に対し、当該指示に関する事項について、助言を求めることができる。

## 第5 避難指示等の判断基準

避難指示等の発表の判断基準は、以下のとおりとする。

### 1 土砂災害

区 分	判 断 基 準
<p>高齢者等避難 【警戒レベル3】</p>	<p>1 大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）となった場合 （※大雨警報（土砂災害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル3高齢者等避難の発令対象区域は適切に絞り込む）</p> <p>2 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合</p> <p>3 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 （大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令）</p>
<p>避難指示 【警戒レベル4】</p>	<p>1 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が発表された場合 （※土砂災害警戒情報は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル4避難指示の発令対象区域は適切に絞り込む）</p> <p>2 土砂災害の危険度分布で「非常に危険（うす紫）」（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）となった場合</p> <p>3 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p> <p>4 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）</p> <p>5 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合</p> <p>※夜間・未明であっても、1～2又は5に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する</p>
<p>緊急安全確保 【警戒レベル5】</p>	<p>（災害が切迫）</p> <p>1 大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）が発表された場合 （※大雨特別警報（土砂災害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込む） （災害発生を確認）</p> <p>2 土砂災害の発生が確認された場合</p>

2 洪水

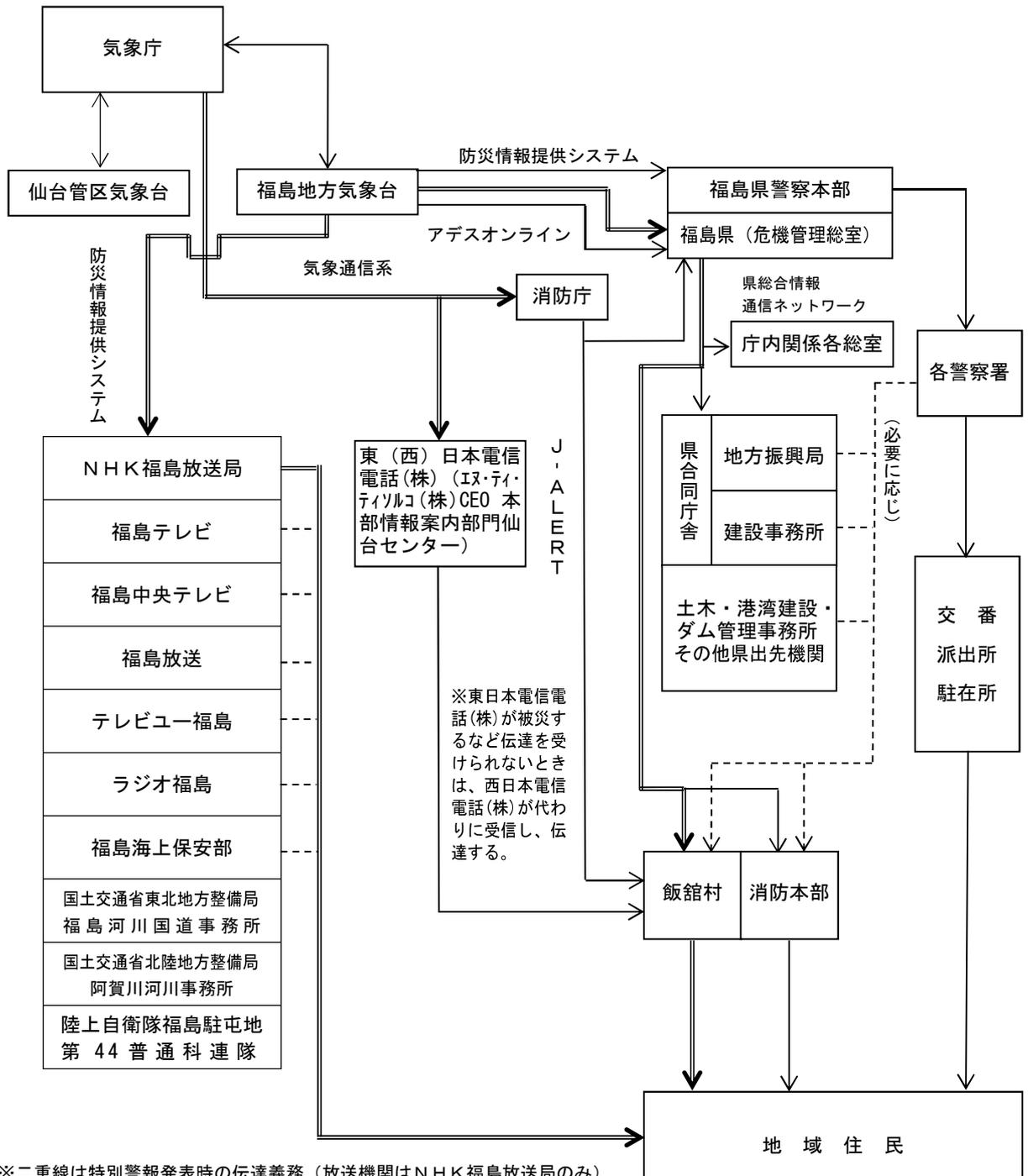
区 分	判 断 基 準
<p>高齢者等避難 【警戒レベル3】</p>	<p>1 洪水警報の発表に加え、洪水警報の危険度分布で「警戒」（赤）が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合）。</p> <p>2 軽微な漏水・侵食等が発見された場合。</p> <p>3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合。</p>
<p>避難指示 【警戒レベル4】</p>	<p>1 洪水警報の危険度分布で「非常に危険」（うす紫）が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合）</p> <p>2 新田川の大森歩道橋付近、飯樋川の新橋付近の水位が指定河川洪水予報・洪水警報が危険水位を超過した場合。</p> <p>3 異常な漏水・侵食等が発見された場合。</p> <p>4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合。</p>
<p>緊急安全確保 【警戒レベル5】</p>	<p>1 決壊や越水・溢水が発生した場合。</p> <p>2 異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合。</p>

## 第6 気象警報、避難指示等の伝達

警報等の通知を受けたときや避難指示等を発表した際には、メール配信、広報車等により、速やかに住民、防災関係者に伝達する。

なお、特別警報の情報を受けた場合、気象業務法第15条の2に基づき、直ちに住民等や官公署に周知の措置をとらなければならない。

防災気象情報の伝達系統



※二重線は特別警報発表時の伝達義務 (放送機関はNHK福島放送局のみ)

## 第7 異常現象を発見した者の措置

災害が発生するおそれのある異常現象を発見した者は、その現象が水防又は火災に関する場合は消防署に、また、その他の現象については村又は警察署に通報する。

異常現象を承知した村長は、その現象により被害が予想される地域の住民及び関係機関に周知を図る。

## 第8 被害状況等の収集・報告

### 1 職員の登庁時における情報収集

各職員は、配備指令により非常参集する際、登庁途上において周囲の状況を把握し、その被害状況を所属長に報告する。

各所属長は、動員状況を総務課に報告する際、収集した情報をとりまとめ、あわせて報告する。

### 2 被害状況の把握

#### (1) 所管施設等の被害状況の把握

災害対策本部各部各課において、所管する施設や関係する人的な被害の把握に努める。

復旧部は、可能な範囲において、班編成により村内の巡回調査を実施し、道路、山林等の被害状況の把握に努める。

#### (2) 地域住民からの情報の収集

消防団や行政区等の協力のもと、地域住民からの情報の収集に努める。

#### (3) 消防本部、県警察本部（南相馬警察署）等の防災関係機関からの情報の集約に努める。

### 3 被害状況の集約

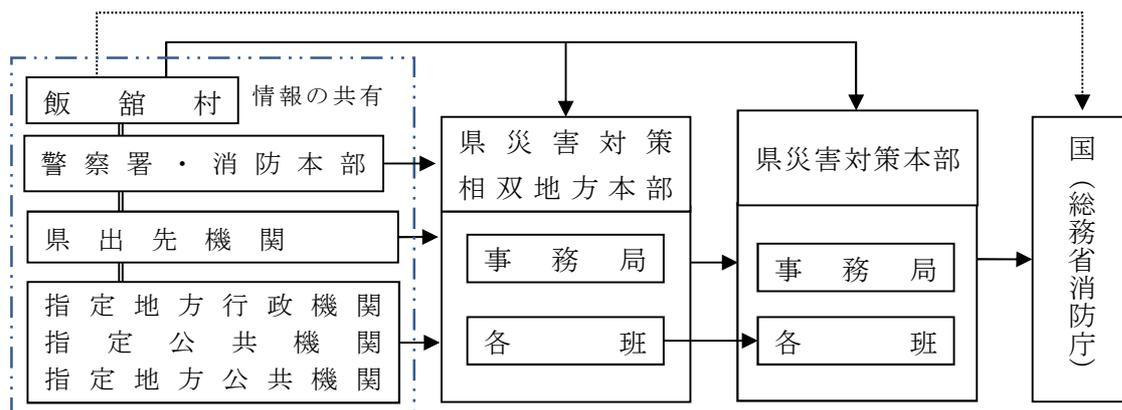
災害による被害の状況は、各部門の状況を各課ごとに取りまとめ、本部事務局に報告する。本部事務局長は各部門の被害状況を取りまとめ、本部長へ報告する。

### 4 被害状況等の報告

#### (1) 被害状況等の報告系統

村は、災害発生後に調査収集した被害状況等について、次の経路により、速やかに報告を行う。なお、被害状況等の報告系統は、県が作成・配付する「情報連絡ルート集」による。

被害状況等の報告系統



【被害状況の報告先】				
県	NTT回線	電話	024-521-7194	(FAX) 024-521-7920
	総合情報通信ネットワーク	衛星系	TN-8-10-201-2632、2636	(FAX) TN-8-10-201-5524
		地上系	TN-8-11-201-2632、2636	(FAX) TN-8-11-201-5524
国 (消防庁)	回線別 \ 区分		平日 (9:30~18:30) ※応急対策室	左記以外 ※宿直室
		NTT回線	電話 FAX	03-5253-7527 03-5253-7537
	消防防災無線	電話 FAX	90-43421 90-49033	90-49101 90-49036
	地域衛星通信ネットワーク	電話	TN-048-500-90-43421	TN-048-500-90-49101
		FAX	TN-048-500-90-49033	TN-048-500-90-49036

(注) TNは、内線から無線への乗入れ番号

(2) 報告方法

- ア 被害状況等の報告は、被害規模に関する概括的情報を含め把握できた順から、村⇒県⇒国（総務省消防庁）へと、有線又は無線通信等、最も迅速確実な手段により行う。
- イ 村から県への報告は、県総合情報通信ネットワークの「防災事務連絡システム」により行うことを基本とし、被災等により防災事務連絡システムが使用できない場合は、電話、FAX、電子メール等により県災害対策相双地方本部へ被害情報を報告する。
- ウ 上記の通信が途絶した場合は、警察無線又はその他の無線局を利用する。
- エ 村が県へ報告することができない場合は、直接、国（総務省消防庁）へ被害状況等の報告を行う。

(3) 報告の内容と種類

村から県に対する報告の種類及び様式は次により行う。

ア 報告の種類

- (ア) 概況報告（被害即報）  
被害の発生を把握した場合、直ちに行う報告
- (イ) 中間報告  
県から指示があった時点で把握している被害状況等を報告
- (ウ) 確定報告  
被害が確定した後に被害状況等を報告

イ 報告の様式等

- (ア) 概況報告（被害即報）  
「火災・災害等即報要領」の第4号様式（災害概況即報）に準じた内容をFAX、メール等で報告する。  
なお、緊急の場合には、電話により速やかに報告する。
- (イ) 中間報告  
原則として、防災事務連絡システムにより行う。ただし、死者・行方不明者が生じた大規模災害や孤立集落の発生など、被害拡大防止のための災害応急対策が必要な災害の発生を把握した場合には、電話等により速やかに報告する。

(ウ) 確定報告

別に定める被害報告様式をFAX、メール等で報告する。

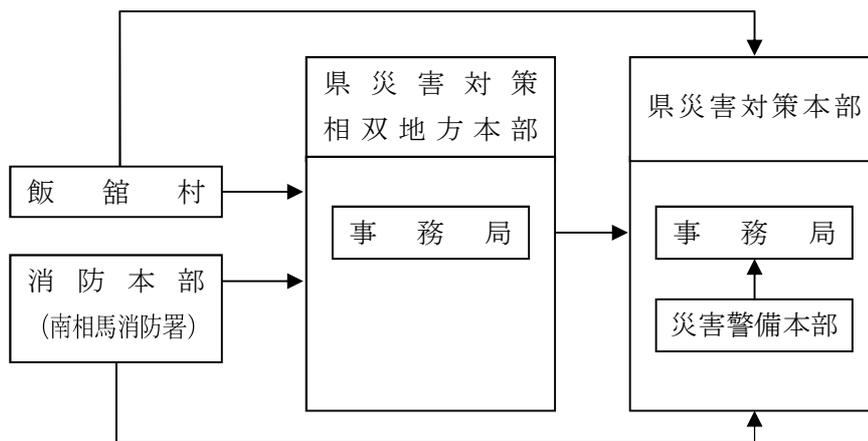
ウ 災害程度の判定

災害の程度を判定する基準は、「資料編 被害認定基準」による。

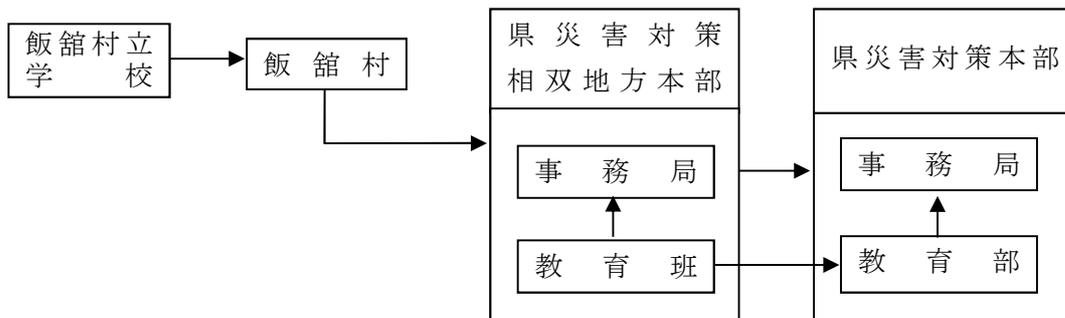
5 被害区分別報告系統

被害の区分別の報告系統は次のとおりとする。

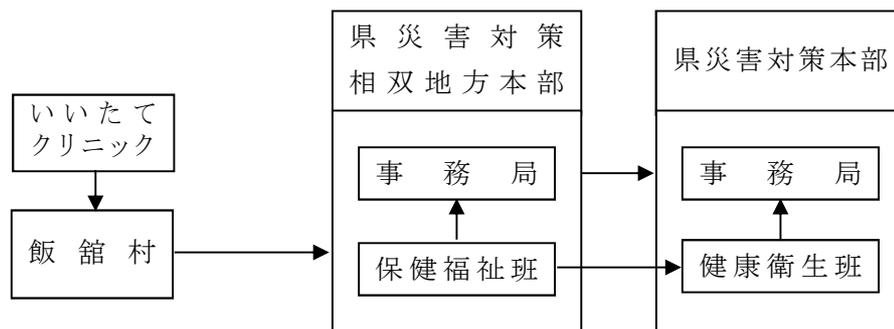
(1) 人的被害、住家被害等



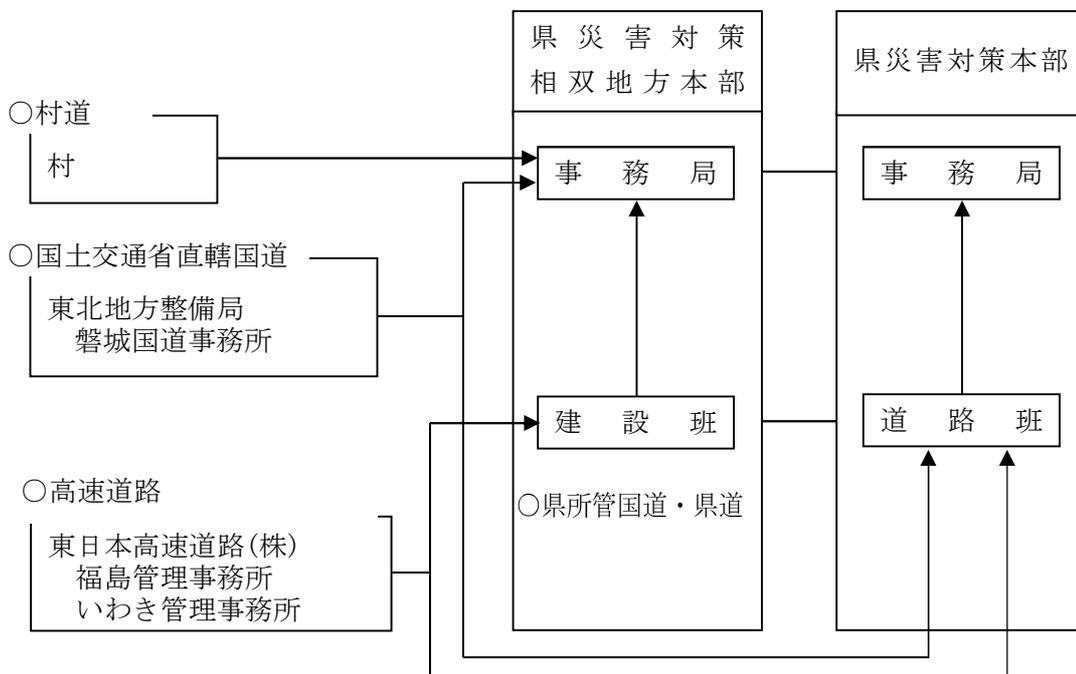
(2) 文教施設被害



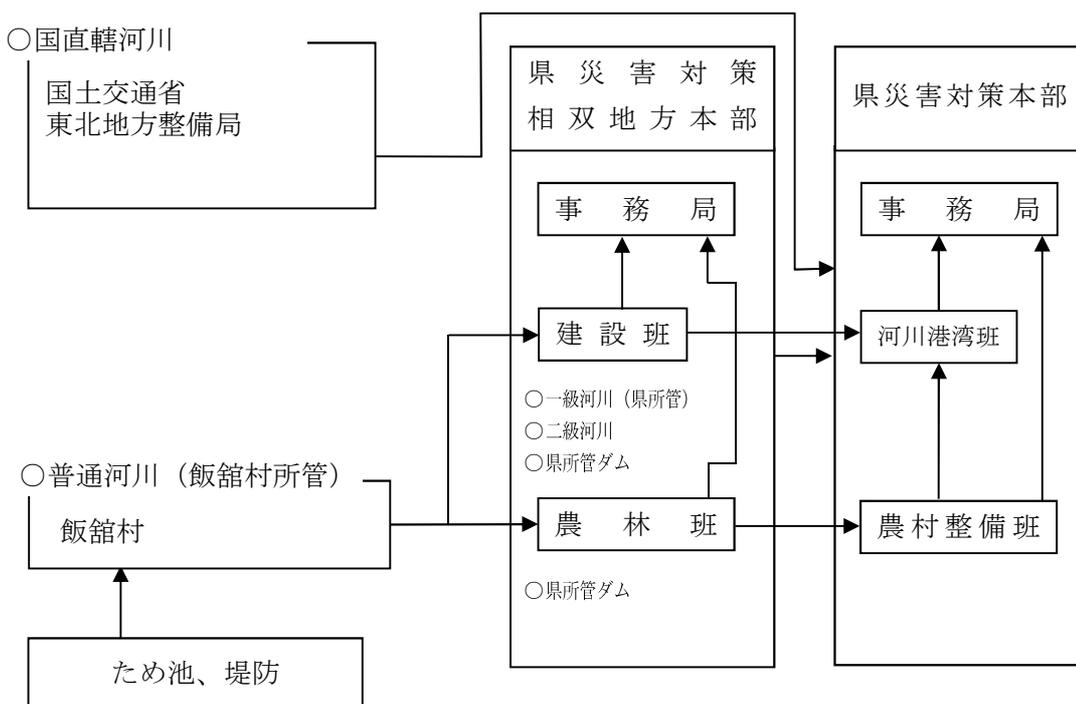
(3) 医療機関被害



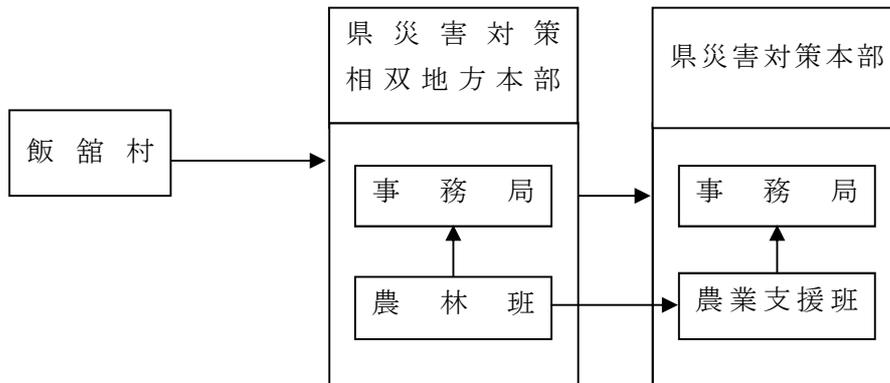
(4) 道路・橋りょう被害



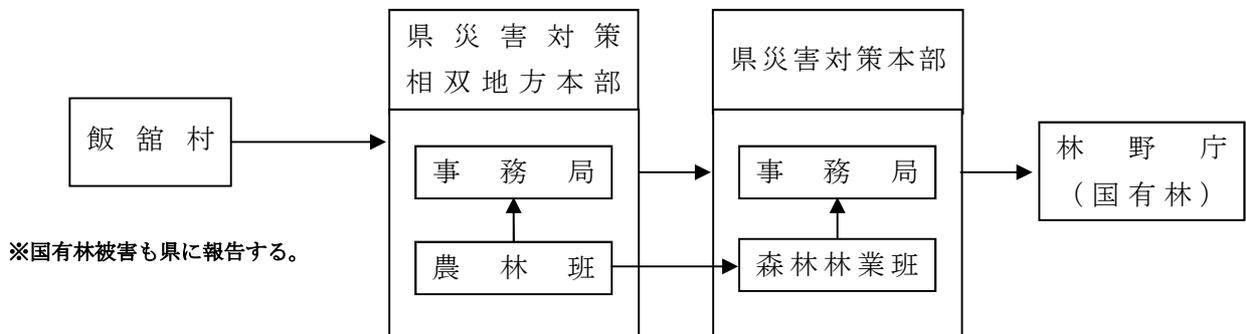
(5) 河川災害、その他水害被害



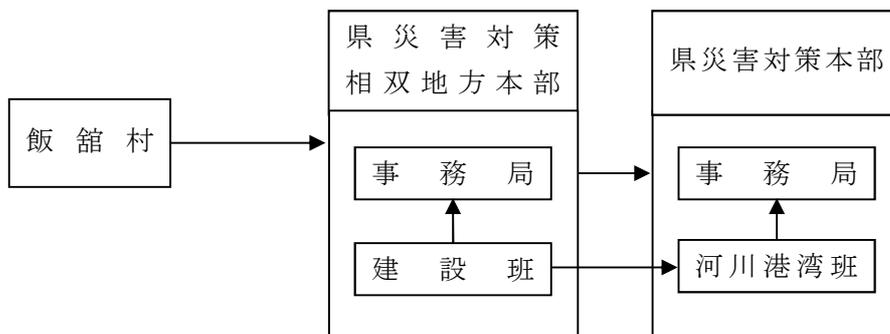
(6) 農産被害、畜産被害



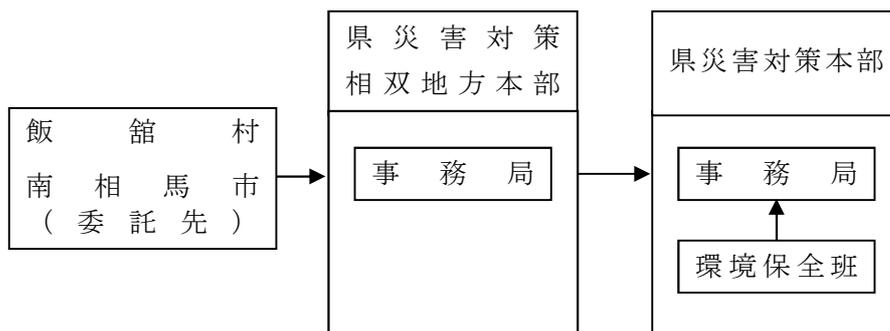
(7) 森林被害



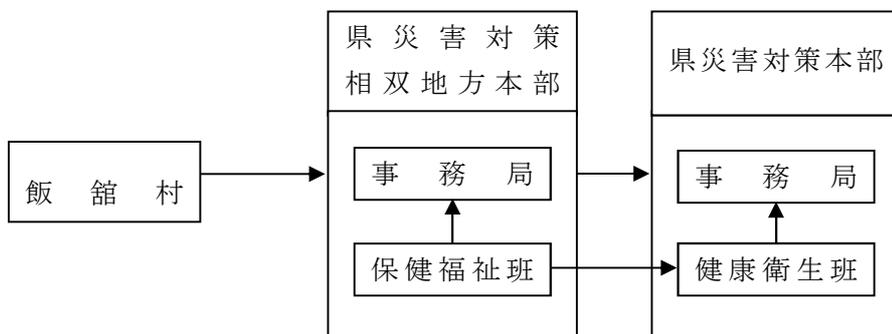
(8) 砂防関係施設の被害及び土砂災害、雪崩災害の被害



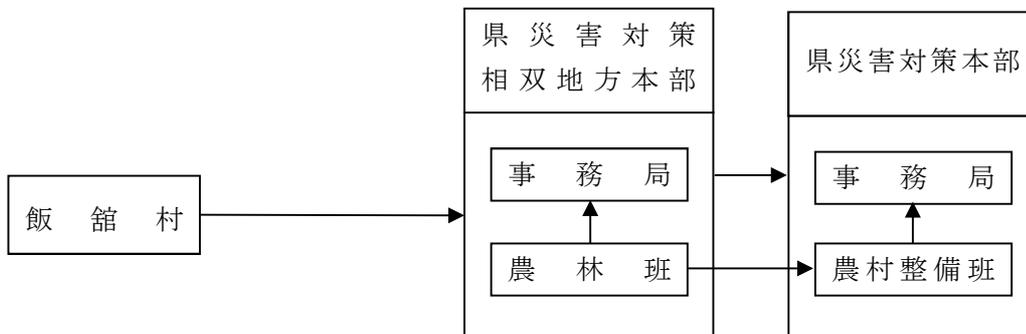
(9) 廃棄物処理施設、廃棄物処理事業被害



(10) 水道施設被害



(11) 下水処理施設被害〔農業集落排水〕



## 第4節 通信の確保

通信手段の被災状況を確認し、不通の場合は、代替手段の確保と応急復旧を進める。

### 第1 通信手段の被災状況の確認・応急復旧

災害発生後、直ちに情報通信手段の機能を確認し、支障が生じた場合には、システムの復旧に努めるとともに、代替通信経路を確保する。

### 第2 県総合情報通信ネットワークの活用

福島県総合情報通信ネットワークは、国（福島地方気象台、陸上自衛隊駐屯地等）、県、市町村、消防本部、防災関係機関等（日本赤十字社福島県支部、放送機関、電力会社）を結ぶ通信ネットワークで、衛星回線と地上系無線回線及び有線回線の複数ルートで構成され、また、主要機器を2重化するとともに非常電源による停電対策を備えるなど、信頼性と耐災害性が高いという特徴がある。

村では、本ネットワークを活用した防災事務連絡システムにより被害状況を報告するほか、県や市町村との通信手段として活用する。

### 第3 通信途絶時等における連絡方法

村は、各通信系をもって通信を行うことができないとき、又は通信を行うことが著しく困難であるときは、車両及び徒歩等により連絡員を派遣し、口頭により連絡するなど、臨機の措置を講ずる。

災害時優先電話、衛星携帯電話のほか、アマチュア無線を含む非常無線通信の活用を努める。

### 第4 情報連絡員による情報伝達等

国土交通省東北地方整備局は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、各種情報の共有を図るため、情報連絡員（国リエゾン）を派遣する。

県は、村との通信が途絶、又は困難になった場合や**村災害対策本部**を設置した場合等において、携行する衛星携帯電話等を活用し、県と村の情報伝達支援を行い情報共有を図るため、あらかじめ指定している情報連絡員（県リエゾン）を派遣する。

村は、情報連絡員が国又は県と速やかに、かつ、円滑に情報伝達できるよう執務場所の確保や村の保有する通信手段を使用させるほか、必要に応じ、本部員会議にオブザーバーとして出席させるなど、情報連絡員の情報収集活動を支援する。

## 第5節 相互応援協力

相互応援協定等に基づく応援・受援により、円滑な応急対策につなげる。

### 第1 県・国等への応援要請

#### 1 県・他市町村からの応援要請

村長は、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときは、知事に応援を要請する。知事は、特に必要があると認める場合、災害対策基本法第72条第1項に基づき、応急措置の実施について必要な指示をし、又は他の市町村長を応援すべきことを指示する。

#### 応援を求める際に明らかにする事項

- (ア) 応援を求める理由及び災害の状況
- (イ) 応援を必要とする職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間等
- (ウ) 応援を必要とする物資、資機材等の品名、数量、搬入場所等
- (エ) その他必要な事項

#### 2 国に対する応援職員派遣要請

- (1) 村長は、災害応急対策又は災害復旧対策のため必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請することができる(災害対策基本法第29条)。
- (2) 村長は、災害応急対策又は災害復旧対策のため必要があると認めるときは、知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求めることができる(災害対策基本法第30条)。

#### 3 他市町村への応援(職員の派遣)

他の市町村において大規模な災害が発生し、災害対策基本法、地方自治法又は協定等により、知事又は被災した市町村から応援若しくは職員の派遣について要請があった場合、村は、可能な限り応援又は職員の派遣を行う。

### 第2 消防の相互応援

村は、単独での消防活動が困難であると判断したときは、消防本部と連携し、「相馬地方市町村消防相互応援協定」に基づき、相馬市、南相馬市、新地町の消防団の応援を要請する。

また、それでも対応できない場合は、福島県広域消防相互応援協定による派遣要請を行う。

さらに、他都道府県への応援要請の必要が見込まれる場合は、緊急消防援助隊の応援要請を行う。

### 緊急消防援助隊の受援準備事項

- ア 連絡班を設け、連絡体制を整えておく
- イ 緊急消防援助隊の誘導方法、人員、機材数、応援都道府県隊長等の確認
- ウ 緊急消防援助隊に対する給食、仮眠施設等の手配

### 第3 民間事業者・公共的団体への応援要請

村は、民間事業者に対し、それぞれ締結した災害時応援協定に基づき、応援を求める。  
また、農業協同組合、商工会等の公共的団体に応援を求める。

### 第4 受援体制の確保

#### 1 情報伝達・指揮命令系統の一元化

応援団体による応援の効果が最大限に発揮されるよう、互いの情報伝達・指揮命令系統の一元化に努める。

#### 2 後方支援の準備

宿泊場所、食料等の後方支援や、輸送路、受援スケジュール、経費の負担割合の協議等について、必要な準備を進める。

(受援時の職員給与及び経費の負担方法は、災害対策基本法施行令第18条参照。)

## 第6節 災害広報

被災者が必要とする情報を多様な方法で広報する。

### 第1 発災前・発災直後の情報伝達

発災前や発災直後に、防災メールや、広報車、ホームページ、テレビ・ラジオ等を活用し、災害情報を要配慮者を含む住民に迅速・的確に伝達する。

#### 発災前・発災直後に広報すべき主な事項

- ア 気象予警報に関する情報
- イ 初期消火活動、人命救助の呼びかけ
- ウ 災害情報、被害情報
- エ 住民に対する避難指示の状況
- オ 医療救護所及び避難所の開設状況

### 第2 時機に即した災害広報の実施

災害発生から応急対策の進行にあわせ、時機に即した災害広報の実施に努める。

#### 時機に即して広報すべき主な事項

- 1 災害対策本部の設置と、応急対策の実施の状況
- 2 避難指示等の発出状況、避難所の開設の状況
- 3 気象情報、被害、二次災害の状況
- 4 ライフラインの被害、復旧見通し
- 5 物資等の配給の計画
- 6 被災者の安否に関する情報
- 7 主要道路の状況
- 8 その他生活情報

#### 活用可能な主な広報媒体

- (1) ラジオ、テレビ、新聞等報道機関による広報
- (2) 広報車による巡回広報
- (3) 広報紙、チラシ、ポスター等の作成、配布
- (4) ホームページによる広報
- (5) メール配信による広報
- (6) フェイスブックなどSNSを活用した広報

### 第3 情報の記録・収集・整理

災害対策本部における記録担当を定め、状況に応じ現地に派遣して災害現場の写真・動画での撮影、取材・ヒアリング内容の記録を進める。

また、他の職員や防災関係機関による記録の収集に努める。

これらから、必要な情報を広報誌等を通じて、継続的に広報する。

### 第4 報道要請・報道対応

緊急警報等の放送要請は、原則として相双地方振興局を經由して県知事あてに、放送要請の理由、放送事項、希望する放送日時等を明らかにして要請する。ただし、県と村との通信途絶等特別の事情がある場合は、村から直接放送局に対し要請する。

大規模災害時は、災害対策本部事務局に報道対応の一元化を図るとともに、本庁舎等にプレスルームを開設し、定期的な記者発表を行う。

### 第5 インターネットの輻輳の防止

インターネットを利用して広報等を行う場合、簡易版ホームページの開設や、ミラーサーバ等を立ち上げるなど、アクセス集中による閲覧障害を回避するよう努める。

## 第7節 災害救助法の適用等

災害救助法が適用された場合、その基準に沿った応急対策を進める。

### 第1 災害救助法の適用

#### 1 災害救助法の概要

- (1) 本法による救助は、一時的な応急救助であり、災害が一応終わった後のいわゆる災害復旧対策、あるいは生活困窮者に対する生活保護法による保護とも性格を異にする。
- (2) 本法による救助は、個人の基本的生活権の保護と全体的な社会秩序の保全が救助の二大目的であり、本法の適用は、災害の規模が個人の基本的生活権の保護と全体的な社会秩序に影響を与える程度のものであるときに実施される。
- (3) 本法による救助は、国の責任において行われるものであるが、その実施については、都道府県知事が法定受託事務として行うこととされている。
- (4) 都道府県知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる（災害救助法第13条第1項）。
- (5) 災害救助の実施機関である都道府県知事に対しては、災害で混乱した時期に迅速に救助業務が遂行できるよう、次のような広範囲な権限が与えられている（災害救助法第7条～第10条）。

ア 一定の業種の者を救助に関する業務に従事させる権限（従事命令）

イ 被災者その他近隣の者を救助に関する業務に協力させる権限（協力命令）

ウ 特定の施設を管理し、土地、家屋、物資を使用し、特定の業者に対して物資の保管を命じ、又は物資を収用する権限（保管命令等）

なお、上記アの従事命令又はイの協力命令により、救助業務に従事し、又は協力する者が、そのために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、災害救助法第12条の規定に基づき、扶助金が支給される。

また、上記ウの保管命令等により通常生ずべき損失は、同法第9条第2項の規定に基づき、補償しなければならない。

#### 2 災害救助法適用における留意点

- (1) 災害救助法は、住家の被害が一定の基準を超えた場合等に、都道府県知事が市町村長の要請に基づき、市町村の区域単位で適用するものであるため、被害状況の把握については、迅速かつ的確に行わなければならない。
- (2) 被害の認定については、災害救助法適用の判断の基礎資料となるだけでなく、救助の実施に当たって、その種類、程度及び期間の決定にも重大な影響を及ぼすものであるため、適正に行わなければならない。
- (3) 被害の認定は、専門技術的視野に立つて行わなければならない面もあり、第一線機関である市町村においては、あらかじめ建築関係技術者等の専門家を確保しておくことも必要であ

る。

## 第2 災害救助法の適用基準

### 1 適用基準

災害救助法による救助は、災害が発生した市町村の人口に応じ、住家が滅失した世帯の数が一定の基準に達するとともに、被災者が現に救助を必要としている状況にあるときに適用される。

人口5,000人以上15,000人未満の本村における災害救助法施行令第1条に定める適用基準は、次のとおりである。

- (1) 村内の住家滅失世帯が40世帯以上に達した場合（災害救助法施行令第1条第1項第1号）  
ただし、全村避難により住民の避難先が全国にまたがる本村においては、施行令の運用により、人口5,000人未満の区分の適用も想定される。その場合は、「30世帯以上」となる。
- (2) 県内の住家滅失世帯が1,500世帯以上に達し、村内の住家滅失世帯が20世帯以上に達した場合（災害救助法施行令第1条第1項第2号）  
ただし、人口5,000人未満の区分が適用された場合は、「15世帯以上」となる。
- (3) 県内の住家滅失世帯が7,000世帯以上に達し、村域における被害世帯数が多数である場合（災害救助法施行令第1条第1項第3号前段）  
なお、この場合の「多数」については、被害の態様や周囲の状況に応じて、個々に判断すべきものであるが、基準としては村において救護活動が任せられない程度の被害であるか否かによって判断される。
- (4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失した場合（災害救助法施行令第1条第1項第3号後段）

(例)

ア 被害世帯を含む被害地域が他の集落から隔離又は孤立している等のため、生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、被災者の救助に特殊の補給方法を必要とする場合

イ 有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため、被災者の救助が極めて困難であり、そのため特殊の技術を必要とする場合

- (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合（災害救助法施行令第1条第1項第4号）

(例)

ア 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が避難して継続的に救助を必要とする場合であり、具体的には次のような場合であること。

(ア) 火山噴火、有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため、多数の住民が避難の指示を受けて避難生活を余儀なくされる場合

(イ) 船舶の沈没、交通事故、爆発事故等の事故により多数の者が死傷した場合

イ 被災者に対する食品若しくは生活必需品等の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊な技術を必要とする場合とは、具体的には次のような場合であること。

- (フ) 交通路の途絶のため多数の登山者等が放置すれば飢餓状態に陥る場合
- (イ) 火山噴火、有毒ガス発生等のため多数の者が危険にさらされている場合
- (ウ) 豪雪により多数の者が危険状態となる場合
  - a 平年に比して短期間の異常な降雪及び積雪による住家の倒壊等又はその危険性の増大
  - b 平年、孤立したことの無い集落の交通途絶による孤立化
  - c 雪崩発生による人命及び住家被害の発生

## 2 住家滅失世帯の算定等

- (1) 災害救助法適用基準における住家滅失世帯数の算定に当たっては、住家の滅失（全焼・全壊・全流失）した世帯を標準としており、住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯については2世帯をもって1世帯とし、床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住不可能となった世帯については3世帯をもって1世帯とみなす。
- (2) 被害の認定基準については、「資料編 被害認定基準」のとおりである。

## 第3 災害救助法の適用手続き

### 1 災害救助法の適用申請

災害救助法による救助は市町村の区域単位で実施されるものであり、本村における被害が上記第2の1に掲げた適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みである場合、村長は、直ちにその旨を知事に報告する。

### 2 特別基準の申請

村長は、災害救助法による救助について、「一般基準」では救助に万全を期することが困難な場合、知事を通じ、内閣総理大臣に対して「特別基準」の適用を要請する。

なお、内閣総理大臣から「特別基準」の同意を得た場合は、知事を通じて電話、FAX、電子メール等により連絡を受けることとなっている。

## 第4 災害救助法による救助等

### 1 救助の種類

救助の種類は次に掲げるとおりであり、災害救助法による救助の基準（救助の対象、費用の限度額、期間等）については、福島県災害救助法施行細則別表第1「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」による。

- (1) 避難所の設置
- (2) 応急仮設住宅の供与
- (3) 炊き出しその他による食品の給与
- (4) 飲料水の供給
- (5) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (6) 医療
- (7) 助産
- (8) 被災者の救出
- (9) 被災した住宅の応急修理

- (10) 生業に必要な資金の給与又は貸与
- (11) 学用品の給与
- (12) 埋葬
- (13) 死体の捜索
- (14) 死体の処理
- (15) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
- (16) 応急救助のための輸送
- (17) 応急救助のための賃金職員等

## 2 救助費の繰替支弁

災害救助法第30条の規定により、村長が救助費用を繰替支弁したときの交付金の交付については、「災害救助費繰替支弁金交付要綱」に基づき行う。

## 3 救助実施状況の記録及び報告

村は、災害救助法に基づく救助の実施状況を日ごとに整理記録するとともに、その状況を取りまとめて県に逐次報告する。この場合、取りまとめた状況はとりあえず電話等により提供し、後日文書による情報提供を行うことで差し支えない。

## 第5 災害対策基本法に基づく従事命令等

### 1 従事命令等の発動

村長は、災害救助法の適用がない場合においても、災害が発生し、応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、災害対策基本法第71条の2の規定により従事命令、協力命令、保管命令等を発することができる。

### 2 公用令書の交付

村長は、災害対策基本法第71条の2の規定による従事命令等を発する場合、同法第81条に定める公用令書を交付しなければならない。

### 3 損害補償等

- (1) 村長は、災害対策基本法第71条の2の規定による従事命令により応急措置の業務に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、同法第84条に基づき損害を補償しなければならない。
- (2) 災害対策基本法第71条の2の規定による保管命令等により通常生ずべき損失について、同法第82条第1項に基づき、補償しなければならない。

## 第8節 救助・救急

救助・救急活動は、危険を伴うため、消防本部、警察、自衛隊等が行うが、村は、災害応急対策の第一次的な実施責任者として、防災関係機関の協力を得ながら、可能な活動を行う。

### 第1 村（消防本部を含む。）による救助活動

#### 1 救助活動

村は、消防団や住民と協力して救出隊を組織し、消防本部、南相馬警察署及び地元の情報に精通した地域住民等と密接に連携して救助活動を実施する。

- (1) 救出隊を組織し、災害による救出を必要とする事態が生じたときは、直ちに警察機関に連絡するとともに、その状況を速やかに県に報告する。
- (2) 救出現場には、必要に応じて救出現地本部を設置し、各関係との連絡、被災者の受入状況その他の情報収集を行う。
- (3) 救出隊の数及び人員は、災害の態様に依りて本部長等が指示する。
- (4) 救出作業に特殊機械又は特殊技能者を必要とする場合は、被災地の状況、被害の規模に応じて、知事に対し、消防防災ヘリコプター、自衛隊ヘリコプター等の出動を要請するほか、土木建設業者等に応援を要請して救出活動に万全を期する。
- (5) 救出現場には、負傷者に応急手当を行うため、必要に応じて医療救護班の出動を求める。
- (6) 被災者救出後は、速やかに医療機関へ搬送する。
- (7) 消防本部は、医療救護班の協力を得て医療機関の確保に努め、救急活動の円滑な実施を図る。

#### 2 応援要請

村は、自ら被災者等の救助活動を実施することが困難な場合、次の事項を示して県に対し救助活動の実施を要請する。

また、必要に応じて民間団体にも協力を求める。

- (1) 応援を必要とする理由
- (2) 応援を必要とする人員、資機材等
- (3) 応援を必要とする場所
- (4) 応援を希望する期間
- (5) その他周囲の状況等応援に関する必要事項

## 第2 自主防災組織、事業所等による救助活動

### 1 自主的な救助活動

自主防災組織、事業所の防災組織及び住民は、次により自主的な救助活動を行う。

- (1) 組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。
- (2) 救助活動用資機材を活用し、組織的救助活動に努める。
- (3) 自主救助活動が困難な場合は、消防本部又は南相馬警察署等に連絡し、早期救助を図る。
- (4) 救助活動を行うときは、可能な限り村、消防本部、南相馬警察署と連絡をとり、その指導を受ける。

## 第3 広域的な応援

### 1 広域航空消防応援

災害が発生し、村長又は消防長が必要と判断した場合は、福島県消防防災航空センター所長に広域航空消防応援を要請する。

なお、知事は、村長又は消防長からヘリコプターを使用する消防活動の応援要請があり、県内の消防防災ヘリコプターのみで対応できず、応援が必要と判断した場合は、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、消防庁長官に対して他都道府県又は他都道府県市町村の所有ヘリコプターによる応援を要請することとしている。

### 2 緊急消防援助隊への応援要請

村長は、災害発生時において、他都道府県への応援要請の必要が見込まれる場合は、以下の手続きにより、知事へ応援要請を行う。

- (1) 応援要請の手続き（要請は責任者の口頭でも可、後日文書を提出すること。）

村長は、原則として次の事項を明らかにして知事に要請する。

- ア 火災の状況及び応援要請の理由
- イ 緊急消防援助隊の派遣要請期間
- ウ 応援要請を行う消防隊の種別と人員
- エ 村への進入経路及び集結場所（役場駐車場を想定）

- (2) 緊急消防援助隊の受入態勢

緊急消防援助隊の円滑な受入れを図るため、連絡班を設け、連絡体制を整えておく。

- ア 緊急消防援助隊の誘導方法
- イ 緊急消防援助隊の人員、機材数、応援都道府県隊長等の確認
- ウ 緊急消防援助隊に対する給食、仮眠施設等の手配

## 第9節 自衛隊災害派遣

自衛隊派遣要請を行う知事に対し、派遣要請の依頼を行い、部隊の派遣を受ける。  
部隊の派遣を受けるにあたり、野営地の確保など、受入れ体制づくりを行う。

### 第1 災害派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、災害時における人命又は財産の保護のため必要があり、かつ、緊急性、公共性があるもので、他の機関の応援等により対処できない場合とし、おおむね次による。

なお、特に人命にかかわるもの（救急患者、薬等の緊急輸送等）については、災害対策基本法に規定する災害以外であっても、災害派遣として行う。

- ①被害状況の把握
- ②避難の援助
- ③遭難者等の捜索救助
- ④水防活動
- ⑤消防活動（空中消火を含む。）
- ⑥道路又は水路の啓開
- ⑦応急医療、救護及び防疫
- ⑧人員及び物資の緊急輸送
- ⑨炊飯及び給水
- ⑩物資の無償貸付及び譲与（防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令第13、14条）
- ⑪危険物の保安及び除去（火薬類、爆発物の保安措置及び除去）  
（不発弾の処理は、県警察本部が窓口となる。）
- ⑫予防派遣（災害に際し被害が客観的に推定され、かつ急迫している場合でやむを得ないと認められる場合）
- ⑬その他知事が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて関係部隊の長と協議して決定する。

## 第2 災害派遣要請の要求

### 1 災害派遣要請の要求

村長は、村域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対して自衛隊災害派遣の要請を求めることができる。

なお、村長不在時等における緊急を要する判断については、「本章 第1節 第1 災害対策本部の設置」で定めた「村長不在時の決定者」と同様とする。

### 2 災害派遣要請の要求要領

#### (1) 知事への要請

村長が知事に対して災害派遣要請を要求しようとするときは、原則として相双地方振興局長を経由して、知事へ要求する。

要求に当たっては、次の事項を明記した文書をもって行う。ただし、緊急を要し文書をもってするいとまがない場合は、電話等により直接知事に要求し、事後文書を送達する。この場合、速やかに相双地方振興局長へ連絡する。

ア 提出（連絡）先 県危機管理部 危機管理総室  
（県災害対策本部 総括班）

イ 経由（連絡）先 相双地方振興局 県民環境部 県民生活課  
（県災害対策相双地方本部 総括班）

ウ 提出部数 2部

エ 記載事項

- (ア) 災害の状況及び派遣を要する事由
- (イ) 派遣を希望する期間
- (ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (エ) その他参考となるべき事項

#### (2) 自衛隊へ緊急要請

村長は、上記(1)の要求ができない場合は、村を災害派遣隊区とする部隊長（陸上自衛隊福島駐屯地）に対して災害の状況を通知することができる。この場合、速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

また、通知を受けた部隊長は特に緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないと認められるときは、人命・財産の保護のため、部隊等を派遣するとともに、速やかにその旨を知事に通知する。

### 自衛隊の災害派遣担当窓口

○陸上自衛隊福島駐屯地

担当区域 県内全域

担当窓口 陸上自衛隊第44普通科連隊第3科

TEL 024-593-1212 内線 237（県総合情報通信ネットワーク 811-280-01）

時間外 福島駐屯地当直司令 内線 302（県総合情報通信ネットワーク 811-280-02）

### 第3 災害派遣部隊の受入体制づくり

#### 1 防災関係機関との協力

村は、県、南相馬警察署、消防本部等と相互に派遣部隊の移動、現地進入及び災害措置を行うための補償問題等発生の際の相互協力、必要な現地資材等の使用等に関して緊密に連絡協力する。

#### 2 他の災害救助復旧機関との競合重複の排除

村長は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮する。

#### 3 作業計画及び資材等の準備

村長は、自衛隊に対し、作業を要請又は依頼するに当たっては、次の事項について、できるだけ先行性のある計画を樹立するとともに、諸作業に関係ある管理者の了解を取り付けるよう配慮する。

また、自衛隊の活動が円滑にできるように常に関係情報を収集し、作業実施に必要とする十分な資料（災害地の地図等）を準備するとともに、作業区ごとに責任ある連絡員をあらかじめ定めておく。

- (1) 作業箇所及び作業内容
- (2) 作業の優先順位
- (3) 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所
- (4) 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

#### 4 村における自衛隊との連絡体制の確立

村長は、派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置がとれるよう、連絡調整の窓口を明確にし、村役場又は災害現場に村と自衛隊共同の連絡所を設置する。

#### 5 派遣部隊の受入れ

村長は、自衛隊派遣を決定したときは、部隊到着後の作業能力が十分発揮できるよう、知事及び関係出先機関の長と協議の上、次の事項について自衛隊の受入体制を整備する。

- (1) 本部事務室（現地における派遣部隊の本部は、原則として村役場又は村と自衛隊共同の連絡所と同一の場所に設置し、相互に緊密な連絡を図る。）
- (2) 宿舍
- (3) 材料置場、炊事場（野外の適当な広さ）
- (4) 駐車場（車一台の基準は3 m×8 m）
- (5) 臨時ヘリポート（1機当たりに必要な広さは、観測用ヘリで30m×30m、多用途ヘリで50m×50m、輸送ヘリで100m×100m）

### 第4 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、村長等、警察官がその場にはいない場合に限り、次の措置をとることができる。この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を村長に通知しなければならない。

- 1 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入制限・禁止及び退去命令
- 2 他人の土地等の一時使用等
- 3 現場の被災工作物等の除去等
- 4 住民等を応急措置の業務に従事させること。

また、自衛隊法の規定により、災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいない場合に限り、警告及び避難等の措置をとることができる。

## 第5 派遣部隊の撤収

派遣部隊の撤収は、災害派遣の目的を達し、知事から撤収要請があった場合、又は部隊が派遣の必要がなくなったと認めた場合に行う。

村は、自衛隊の災害派遣の目的を達したとき、又は派遣の必要がなくなったときは、速やかに知事に対して撤収の要請を依頼する。

なお、撤収に当たっては、関係機関と十分な事前調整を実施する。

## 第6 経費の負担区分

災害派遣に要した経費の負担区分は、次のとおりとする。ただし、その区分を定めにくいものについては、村、県及び部隊が相互調整の上、その都度決定する。

### 1 村及び県の負担

災害予防、災害応急対策、災害復旧等に必要な資材、施設の借上料及び損料、消耗品、電気、水道、くみ取り、通信費及びその他の経費

### 2 部隊の負担

部隊の露営、給食及び装備、器材、被服の整備、損耗、更新並びに災害地への往復等の経費

## 第10節 避難

避難所等への適切な避難誘導を行う。また、必要に応じて、「屋内安全確保」を指示する。

### 第1 避難指示等の法令上の根拠

避難指示等の法令上の根拠は、以下のとおりである。村長のほか、警察官、自衛官も権限を有する。

避難指示等の法令上の根拠

事項 区分	実施責任者	措置	実施の基準
3 情報 (高齢者等避難警戒レベル)	村長	一般住民に対する避難準備、要配慮者等に対する避難行動の開始	人的被害の発生する可能性が高まった場合において、要配慮者が避難行動を開始する必要があると認められるとき。
避難指示・屋内安全確保の指示 (警戒レベル4情報)	村長 (災害対策基本法第60条)	立ち退きの指示 「屋内安全確保」の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、必要があると認められるとき。
	知事 (災害対策基本法第60条)	立ち退きの指示 「屋内安全確保」の指示	災害の発生により、村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。
	知事及びその命を受けた職員 (地すべり等防止法第25条)	立ち退きの指示	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。
	知事及びその命を受けた職員 又は水防管理者 (水防法第29条)	立ち退きの指示	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。
	警察官 (災害対策基本法第61条)	立ち退き及び立ち退き先の指示 「屋内安全確保」の指示	村長が避難のための立ち退き若しくは「屋内安全確保」を指示することができないと認めるとき、又は村長から要求があったとき。
	警察官 (警察官職務執行法第4条)	警告及び避難等の措置	重大な災害が切迫したと認めるときは、警告を発し、又は特に急を要する場合において危害を受けるおそれのある者に対し、必要限度で避難の措置をとる。
	自衛官 (自衛隊法第94条)	警告及び避難等の措置	災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にはいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難について必要な措置をとる。
5 情報 (緊急安全確保警戒レベル)	村長 (災害対策基本法第60条)	「緊急安全確保」の指示	災害が発生し、急を要すると認められるとき。

## 第2 避難指示等の発表時の避難行動の内容の決定と広報

避難指示等の発表時は、どこへ避難すればよいかなど、避難行動の内容が、地域住民に、的確に伝わるよう、伝達文を作成し、広報する。

広報に際しては、避難行動要支援者に確実に伝達され、適切に避難行動が行われるよう努める。

### 避難指示等の伝達文に含めるべき、避難行動の内容

- ア 発令者
- イ 発令時間
- ウ 対象地域及び対象者
- エ 高齢者等避難、避難指示の別
- オ 避難すべき理由
- カ 避難の時期
- キ 避難場所
- ク その他注意事項

## 第3 警戒区域の設定

災害が発生し又は発生のおそれがある場合において、生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めた場合、必要に応じて、警戒区域を設定する。

警戒区域の設定に当たっては、必要な区域を定めてロープ等によりこれを明示し、その区域への立入制限・禁止等の措置をとる。

警戒区域を設定した場合、関係機関及び住民にその内容を周知し、避難等に支障のないよう努める。

### 警戒区域の設定権者

- (1) 村長（災害対策基本法第63条）
- (2) 警察官（災害対策基本法第63条、警察官職務執行法第4条、消防法第28条及び第36条）
- (3) 消防吏員又は消防団員（消防法第28条）
- (4) 災害派遣を命じられた部隊の自衛官（災害対策基本法第63条、上記(1)～(3)の者が現場にいない場合に限る。）
- (5) 知事（災害対策基本法第73条、村が、その全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合）

## 第4 避難誘導の実施

### 1 避難誘導の実施

避難は、災害のため生命、身体の危険が予想され又は危険が迫った場合に行うものであり、住民が自主的に避難するほか、災害応急対策の第一次的責任者である村長又は避難指示（緊急）を発した者が、消防団、行政区、自主防災組織等の協力を得ながら、避難誘導に当たる。

#### 避難・避難誘導の方法

- (1) 避難行動要支援者を含め、避難すべき安全な指定緊急避難場所、指定避難所を選定、周知する。
- (2) 避難経路上に、危険箇所がある場合、迂回路の標示・周知、なわ張り、バリケード、誘導員の配置など、危険回避措置を行う。
- (3) 避難者は、最小限の携行品を携行する。感染症予防や二次災害予防のために、マスクを着用する。
- (4) 行政区、班、自主防災組織等の単位ごとに集団で避難を行う。
- (5) 指定緊急避難場所、指定避難所の駐車スペース確保や、避難路上の交通渋滞回避のため、命の危険が切迫している場合や避難行動要支援者を除き、自家用車での避難は自粛する。
- (6) 要配慮者利用施設の管理者は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、職員が利用者を避難所に誘導する。他の施設の職員、近隣住民等も可能な限り協力する。
- (7) 避難行動要支援者名簿等を利用して、自宅に取り残された避難行動要支援者がいないかを確認し、迅速な発見・避難誘導を行う。

#### 「最小限の携行品」の判断方法

- (1) 多額の現金と手形・株券などの有価証券類は再発行ができないため、自宅が滅失するおそれがある場合等は、持参する。
- (2) 預金通帳、保険証（社会保険証、年金手帳、生命・損害保険等）、カード類、登記簿は、本人確認できれば再発行が可能。ただし、実印・登録印は原則必要。
- (3) 自身や家族の代えの下着は多いほどよい。ビニールの小分け袋も必要。
- (4) 盛夏以外はジャンパーなどの防寒具が必要。
- (5) 雨具は降雨時は必須。降雨時以外は、雨具は必要に応じ携行する。
- (6) タオル、ティッシュ、生理用品、乳児用品、服薬中の薬は必要。
- (7) 飲料水・食料は、避難所での支給を想定し、最小限に。
- (8) 携帯電話・スマホ、タブレット、充電器は必要。
- (9) あらかじめ用意した非常持ち出し袋・グッズのうち、必要なもの。

## 2 名簿提供不同意の避難行動要支援者の避難支援

現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するため、公益上特に必要があると認めるときは、その同意の有無にかかわらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供できる。

自衛隊の部隊や他の都道府県警察からの応援部隊など、他地域からの避難支援者を含めて、避難支援等関係者が情報共有を行い、避難誘導すべき住民の安否確認に努める。

## 3 避難指示に従わない者への警告・説得

避難指示に従わず要避難地にとどまる者に対し、村職員、警察官、自衛官等は、警告等を発するほか、避難の指示に従うようできる限り説得に努める。

## 4 「緊急安全確保」の指示

災害の性質や発災時の状況によっては、指定緊急避難場所への移動を行うことでかえって危険が及ぶおそれがあると認められる場合は、「緊急安全確保」を指示する。

# 第5 広域避難対策

## 1 広域避難の実施

大規模災害により市町村域を超えた広域的な避難を行う必要があった場合、県の調整及び支援のもと、広域避難を実施する。

広域避難に当たっては、同一地域コミュニティ単位で避難所に入所できるよう、住民に対して避難先の割り当てを周知するとともに、避難するための手段を持たない被災者のために、県と協力し、指定公共機関等への要請により輸送手段を調達する。

また、開設した避難所には可能な限り職員を配置し、避難者の状況把握に努める。

## 2 広域一時滞在の受入れ

県から他自治体の被災者の受入れについて協議を受けた場合は、受け入れない正当な理由がある場合を除き、避難所など受入れ体制を確保し、被災者を受け入れる。

被災市町村と連携し、受け入れた被災者の状況の把握と生活支援に努める。

## 第11節 避難所の設置・運営

地域住民の協力を得ながら、避難所を開設・運営する。

### 第1 避難所の開設

村は、行政区、自主防災組織等と連携しながら避難所を開設し、住民に周知する。

#### 避難所開設時の留意事項

(ア) 避難所の被害状況と危険度の確認

施設の被害状況から施設の安全性を応急的に判断し、避難施設の安全性を確認する。

(イ) 避難所周辺の危険度の確認

火災、ため池決壊や河川氾濫、土砂災害による二次災害の危険がないことを確認する。

(ウ) 施設の安全確認

施設の被災状況の点検を行い、危険箇所があれば立入禁止とする。

(エ) 避難スペースの確保

居住スペース、通路、避難所の管理に必要なスペース、避難者の共用スペース、ペットの飼育場所、屋外での居住スペース等を確保する。

(オ) 負傷者・災害時要配慮者の救護

負傷者、病気の方、障がい者など緊急の救護や支援を必要とする避難者には、要望内容を確認し対応する。必要に応じて福祉避難所を開設する。

## 第2 避難所の運営

### 1 避難所の環境整備

村は、各避難所に必要に応じて設備や備品を整備し、被災者に対するプライバシーの確保、暑さ寒さ対策、新型コロナウイルスなど感染症予防対策、入浴及び洗濯の機会確保、情報入手の支援等、生活環境の改善対策を講ずる。

各避難所では、なわ張りなどにより、機密書類・データの保管場所や、危険箇所等への立ち入り禁止措置をとる。

#### 避難所に必要な主な設備・備品の例

ア 畳、マット、カーペット	イ 間仕切り用パーティション
ウ 暖房機器	エ 洗濯機・乾燥機
オ (仮設) 風呂・シャワー	カ (仮設) トイレ
キ テレビ・ラジオ	ク 公衆無線LAN・公衆電話
ケ 水・食料、食器、調理器具	コ 医薬品・生理用品、マスク
サ 掲示版・メッセージボード	シ ごみ捨て場・ポリバケツ
ス ペット専用スペース	

避難の長期化に伴うニーズに対応し、プライバシーが確保された専用ルームや相談ルーム、また、避難者同士の交流場所となる談話室や児童生徒の学習場所を設置するなど、避難者の尊厳に配慮した環境づくりに努める。

### 2 避難所運営委員会による運営

各避難所で地域住民の協力を得ながら、男女双方の参画にも配慮しつつ避難所運営委員会を組織し、村職員が業務を引き継ぐ。避難所運営委員会を中心に、避難所生活のルール作成、避難所の管理、巡回などによる防犯・二次被害防止・衛生対策、災害対策本部との連絡調整、ボランティアの受入等を行う。

火気の使用について、火元責任者を定める。

### 3 避難者情報の管理

避難者名簿を作成し、安否確認の問い合わせへの対応、物資の配給等に利用する。

また、正確な情報を避難者全員が共有するために、文字情報（貼り紙など）を避難者全員が目につきやすい位置に掲示する。

### 4 水・食料・日用品等の供給

各避難所に配分された水・食料・日用品等を計画的に配布するよう努める。

配布にあたっては、特別用途食品などによる食料アレルギー等への配慮、女性用物資の同性配布などの特別なニーズへの配慮に努める。

また、避難していないが、ライフラインの支障などにより物資の確保が困難な被災者や、広域避難者など村に住民票を有しないいわゆる一時滞在者への物資の供給拠点となることも考慮して避難所の運営を行う。

食中毒等の防止のため、必要に応じ、県に食品の安全検査等を依頼する。

## 5 福祉避難所の設置・移送

障害などにより通常の避難所生活が困難な被災者のため、関係機関の協力を得ながら、福祉避難所を開設する。

各避難所では、要配慮者の健康状態や特性等の把握に努め、状況に応じて、福祉避難所への受入れの手配と移送を行う。

## 6 健康支援の推進

各避難所に、保健師、医師等が巡回し、心身の健康相談、メンタルヘルスケア、栄養相談等を行う。必要に応じて、県に災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣を要請する。

介護が必要な場合、ボランティアによる支援やヘルパー派遣等を調整・手配する。

また、傷病の状況により、医療救護所等への移送を行う。

感染症を予防するため、県の防疫担当と連携しながら、防疫活動を実施する。

## 7 動物（ペット）救護対策

環境省「人とペットの災害対策ガイドライン」（平成30年（2018年）3月）に基づき、災害時のペットの被害状況を調査し、避難所等でのペットの同行避難者の受入れ体制の確保など適正飼育に関する必要な対策を実施するとともに、県、獣医師会等の関係機関・団体に対して支援要請を行い、連絡調整に努める。

## 8 避難所の開設期間の延長、再配置等

災害救助法による避難所運営費の支弁は災害発生の日から7日以内と定められている。

大災害等で、期間内に避難所を閉鎖することが困難な場合は、相双地方振興局を經由して事前に知事に開設期間の延長を要請し、知事が延長の必要を認めた場合は厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、期間を定めることができる。

村内全体の避難所の運営状況をみながら、避難所の開設期間の延長、整理・統合、廃止等を進め、その都度知事に報告する。

## 第12節 医療（助産）救護

県、相馬郡医師会等の協力を得て、災害時医療（助産）・救護活動を実施する。

### 第1 災害時医療（助産）・救護体制の確保

大規模災害発生時、いいたてクリニックでは、患者等の安全確保等の措置を行うとともに、必要に応じ、外来診療を止め、休暇中の従事者等の参集を含む災害時医療（助産）・救護の体制確保を図る。

村は、医療救護所の設置、職員・資機材の配置など、災害対策本部における医療（助産）体制の確立を図る。

### 第2 医療機関の被害状況等の収集・把握・情報発信

村は、相双保健福祉事務所及び医師会と連携し、医療機関の被害状況及び活動状況を収集・把握し、県による救急医療情報システム等での一元的な情報発信につなげる。

また、傷病の状況に応じて、住民がいつどの医療機関・医療救護所を受診できるか、ホームページ、防災メール等を通じてわかりやすい情報提供に努める。

### 第3 医療（助産）・救護活動の実施

いいたてクリニック、相馬郡医師会、福島県看護協会の協力を得て、医療救護班を編成し、被災状況に応じて、速やかに医療（助産）救護活動を行う。

また、県に、災害派遣医療チーム（DMAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）等の派遣を要請する。

#### 医療救護班の主な活動内容

- ア 診療（検案・身元確認を含む。）
- イ 応急処置、その他の治療及び施術
- ウ 分娩の介助及び分娩前後の処置
- エ 薬剤又は治療材料の支給
- オ 医療施設への搬送要否（主に重症患者）の決定
- カ 看護
- キ その他医療（助産）救護に必要な措置

### 大規模災害時の傷病者の救護の手順

- a 傷病者の傷病の程度判定（トリアージの実施）
- b 傷病者の応急手当
- c 後方医療機関への転送の可否及び転送順位の決定
- d 転送困難な傷病者及び避難所等における軽症者に対する医療
- e 遺体の検案
- f 医療救護活動の記録及び村への収容状況等の報告

#### 第4 基幹災害拠点センター・地域災害拠点病院への搬送

多発外傷、座滅症候群、広範囲熱傷等、医療救護班の活動では対処できないような重篤救急患者の救命医療については、基幹災害拠点センター（公立大学法人福島県立医科大学医学部附属病院）や地域災害拠点病院（南相馬市立病院）で行う。

搬送は、原則として消防本部が実施するものとし、救急車両が確保できない場合は、村、県、医療機関等で確保した車両により搬送する。

なお、必要に応じて、県消防防災ヘリコプター、県ドクターヘリ、自衛隊等の保有するヘリコプターの手配を要請する。

#### 第5 医薬品等の確保

医療救護の実施のため必要な医薬品及び衛生材料等が不足する場合は、関係業者から調達する。

調達が不可能な場合は、知事又は隣接市町村長に対し、調達あっせんを要請する。

#### 第6 人工透析の供給確保

人工透析については、慢性的患者に対し、災害時においても継続して提供する必要があることから、被災地内における人工透析医療機関の稼働状況等の情報を収集し、透析患者、患者団体及び医療機関等へ提供するなど受療の確保に努める。

## 第13節 緊急輸送対策

自動車、ヘリコプター等により緊急輸送を実施する。

### 第1 輸送計画の作成と配車管理

大規模災害時には、県道12号など、幹線交通網が寸断され、人や物資の輸送に大きな障害が発生すると想定される。

道路啓開の見込みや、受援も含めた必要な要員・物資の種類・量、職員や内外の輸送事業者による運転手・荷さばき要員の供給の見込みなどにより、応急対策についての輸送計画を作成する。

村所有車両は、総務課において集中して管理している車両と、各担当課において保有する車両の管理を一元化し、車両の効率的な利用に努める。

#### 輸送対象の想定

第1 段階	ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員及び物資 イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資 ウ 災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設の保安要員等初動の応急対策に必要な人員及び物資等 エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等 オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
第2 段階	ア 第1段階の続行 イ 食料及び水等生命の維持に必要な物資 ウ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送 エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
第3 段階	ア 第2段階の続行 イ 災害復旧に必要な人員及び物資 ウ 生活必需品

### 第2 輸送体制の確保

村所有車両による輸送力の確保に努めるとともに、協力依頼・応援要請により、他の公共的団体の車両、営業用の車両、自家用車両、ヘリコプター等による輸送体制の確保に努める。

### 第3 緊急輸送道路の早期啓開

村道の緊急輸送道路の早期啓開を進めるとともに、国道、県道の緊急輸送道路の早期啓開にむけた協力を努める。

各道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急の必要があるときは、

運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者が車両の移動等を行う。

#### 第4 陸上輸送拠点の確保

民間事業所の協力を得ながら、物資集積、荷さばき、保管のための拠点の確保を図る。

## 第14節 災害警備活動及び交通規制措置

警察など関係機関との連携のもと、災害に乗じた犯罪を防止する。  
また、通行止め等の交通規制措置を行う。

### 第1 災害警備活動

村は、南相馬警察署、消防本部と連携しながら、住民の協力を得て、パトロール等により、災害発生時における犯罪、風評被害の防止、その他公共の秩序の維持に努める。

### 第2 交通規制措置

交通規制は、道路交通法第4条第1項、災害対策基本法第76条第1項により、第一義的には県警察（公安委員会）が実施する。

なお、道路法第46条により、道路管理者も行うことができる。

国道は国土交通省、県道は県、市町村道は市町村が道路管理者である（ただし、管理の委託など例外がある）。

道路管理者である村は、災害等により交通施設等の危険な状況が予想され、又は発見したときは、若しくは通報等により承知したときは、関係機関と協議・調整のうえ、道路法第46条に基づき、通行止めなど必要な規制を実施する。

各道路管理者が規制するいとまがないときは、南相馬警察署長に通報して、警察署長の権限（公安委員会からの事務委任）による交通規制を実施する。この場合、村長は、速やかに道路管理者に連絡し、正規の規制の運用に移行する。

#### 交通規制の実施権者

区分	実施責任者	範囲
警察	公安委員会 警察署長 警察官	1 災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるとき。 2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るための必要があると認めるとき。 3 道路の損壊、火災の発生、その他の事情により、道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合
道路管理者	国土交通大臣 知事 村長	1 道路の破損、欠壊、その他の事由により交通が危険であると認める場合 2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認める場合

### 第3 流入抑制、迂回誘導

県警察（公安委員会）は、災害が発生し又は発生しようとしている場所及びこれらの周辺の区域又は区間の道路の入口やこれらと交差する道路との交差点付近に災害対策基本法施行規則第5条に規定する交通規制の「標示」を設置する。幹線道路等の通行禁止を実施する場合は、

必要な場合において、迂回路を設定し、警察官による交通整理、迂回誘導を実施する。

村においても、「標示」や迂回路の設定、交通整理、迂回誘導に協力するとともに、道路交通法外の道路など、必要な箇所では「標示」や交通整理、迂回誘導を実施する。

「標示」の様式



(備考)

- 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは、1 cm とする。
- 3 図示の長さの単位は、cm とする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

#### 第4 緊急通行車両・規制除外車両の確認

災害応急活動従事車両は、県警察（公安委員会）に対し、緊急通行車両・規制除外車両であることの申出を行い、緊急通行車両・規制除外車両と確認されたときは、標章及び証明書の交付を受ける。交付を受けた標章については、当該車両の前面の見やすい箇所に表示するものとし、証明書については、当該車両に備え付ける。

なお、事前届出済証の交付を受けている車両については、他に優先して災害対策基本法施行令第33条第1項に定める確認がされる。

#### 緊急通行車両として事前届出ができる車両

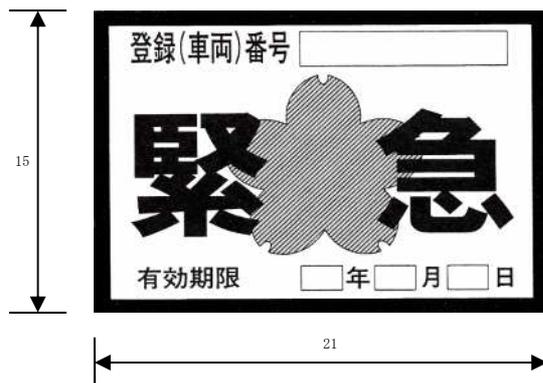
緊急自動車その他指定行政機関等による災害応急対策に使用される計画のある車両

### 規制除外車両として事前届出ができる車両

- 1 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両（自宅から勤務地への通勤利用を除く。）
- 2 医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送する当該企業が使用する車両
- 3 患者等を搬送する車両（ストレッチャー又は車椅子等を固定して搬送することが可能な車両）
- 4 建設用重機
- 5 道路啓開作業車両
- 6 重機輸送用車両（建設用重機と同一の利用者に限る。）

規制除外車両には、事前届出が可能な車両のほか、規制開始後、復旧状況等に応じて対象が順次拡大され、その確認は緊急通行車両の確認に準じて行われる。

### 標章及び証明書の様式



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
  - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を講ずる。
  - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

第 号		年 月 日
緊急通行車両確認証明書		
知事		印
公安委員会		印
番号標に表示されている番号		
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)		
使用者	住所	( )局 番
	氏名	
通行日時		
通行経路	出発地	目的地
備考		

(備考)用紙は、日本工業規格A5とする。

## 第15節 防疫及び保健衛生

災害時の防疫、廃棄物処理、健康支援の各活動を進める。

### 第1 防疫活動の実施

#### 1 対象とする感染症

感染症は、感染力・重篤度・危険性に応じて、一類から五類までの感染症があり、新型インフルエンザ等感染症は別に区分され、さらに、新発見された重大な感染症は、「新感染症」とされ、三類以上が確定した段階で「指定感染症」と位置づけられる。

令和3年（2021年）1月現在、新型コロナウイルス感染症は、「指定感染症」である。

災害時の防除は、これらのすべてを対象とするが、とりわけ、新型コロナウイルス感染症のほか、インフルエンザ、ノロウイルスの防除が重要である。

#### 2 防疫班による防疫活動の実施

災害時の防疫は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、県の指示に従って、村が実施する。

村は、防疫班を編成し、薬液等による消毒や、病虫害の駆除、清掃等を行う。

#### 3 避難所における感染症予防措置と感染症患者の隔離

避難所避難者や応急活動従事者に感染症が疑われる場合は、接触時の防護を保った上で、保健所、医療機関等に搬送し、検体検出検査や治療につなげる。

速やかな搬送が困難な場合、濃厚接触に注意しながら、患者を隔離し、看護を行う。

接触感染防止のため、必要に応じて、室内の喚起や消毒を行う。

#### 4 感染症予防の啓発と差別・風評被害の防止

避難所等で、感染症予防の啓発を図るとともに、差別・風評被害の防止に努める。

#### 5 報告

村は、災害防疫活動を実施した場合、防疫活動状況報告（昭和40年（1965年）5月10日衛発第302号公衆衛生局長通知様式5）に記載する事項を毎日知事へ報告する。

### 第4 災害時保健活動の実施

災害時は、負傷や持病の悪化、ストレス、不安などにより、被災者の心身の健康管理・ケアを支援することが必要である。

健康福祉課を中心に、必要に応じて県等から保健師等の派遣を受けながら、保健班を編成し、避難所、被災家庭等を巡回し、被災者の健康管理面からの保健指導を行う。

また、必要に応じ、県に対し、災害派遣精神医療チーム（DPAT）による避難所等の巡回を要請し、メンタルヘルスケアを実施する。

### 保健班の主な業務

- a 被災住民の実態把握
- b 情報収集及び情報提供
- c 巡回による被災者の健康管理及びメンタルケア
- d 保健衛生指導の実施
- e 要配慮者の安否確認
- f 関係機関との連絡調整

### 第5 動物（ペット）救護対策

村は、環境省「人とペットの災害対策ガイドライン」（平成30年（2018年）3月）に基づき、災害時のペットの被害状況を調査し、避難所等でのペットの同行避難者の受入れ体制の確保など、適正飼育に関する必要な対策を実施する。

また、県、獣医師会等の関係機関・団体に対して支援要請を行い、連絡調整に努める。

## 第16節 廃棄物処理対策

災害時のごみ、がれき、し尿等を迅速・的確に処理する。

### 第1 ごみの適正な処理

#### 1 ごみ排出量の推定

災害時には、通常の生活ごみに加え、一時的に大量の粗大ごみやがれきが排出されるものと想定される。

村は、ごみの種類別に排出量を推定し、災害廃棄物処理の作業計画を策定する。

#### 2 収集体制の確保

村は、南相馬市と連携のもと、ごみの収集・処理体制を確立する。

必要に応じて、県等に応援を求め、場合によっては、他市町村のごみ処理施設等に処理を依頼するなどの方策を講ずる。

#### 3 処理対策

##### (1) 生ごみ等腐敗性の大きい廃棄物

村は、生ごみ等腐敗性の大きい廃棄物について、被災地における防疫対策上、収集可能な状態になった時点からできる限り早急に収集が行われることを第一に、その体制の確立を図る。

##### (2) 粗大ごみ等

粗大ごみ及び不燃性廃棄物が大量に排出されると考えられるが、一時期の処理場への大量搬入は、その処理が困難となる場合が想定される。

村は、必要に応じて生活環境保全に支障のない場所を確保し、暫定的に積置きするなどの方策を講ずる。

##### (3) がれき等

がれき等については、原則として排出者自らが、村のあらかじめ指定する場所に搬入するが、排出者自らによる搬入が困難と判断される場合及び道路等に散在し、緊急に処理を要する場合には、村が収集処理を行う。

なお、がれきの処理については、原則として村又はがれきが現にある場所の施設管理者が処理することとなるため、国、県、近隣市町村及び関係者と協力して、がれきの処理状況の把握、搬送ルートや仮置場及び最終処分場の確保を図る。

## 第2 し尿の適正な処理

### 1 し尿排出量の推定

災害時には、浸水や停電等により、多くの家庭で、トイレが詰まったり、汚物があふれたりすることが想定され、汲み取りの需要が拡大すると考えられる。

こうした状況を踏まえつつ、災害時のし尿処理の作業計画を策定する。

### 2 収集体制の確保

村は、南相馬市と連携のもと、し尿の収集・処理体制を確立する。

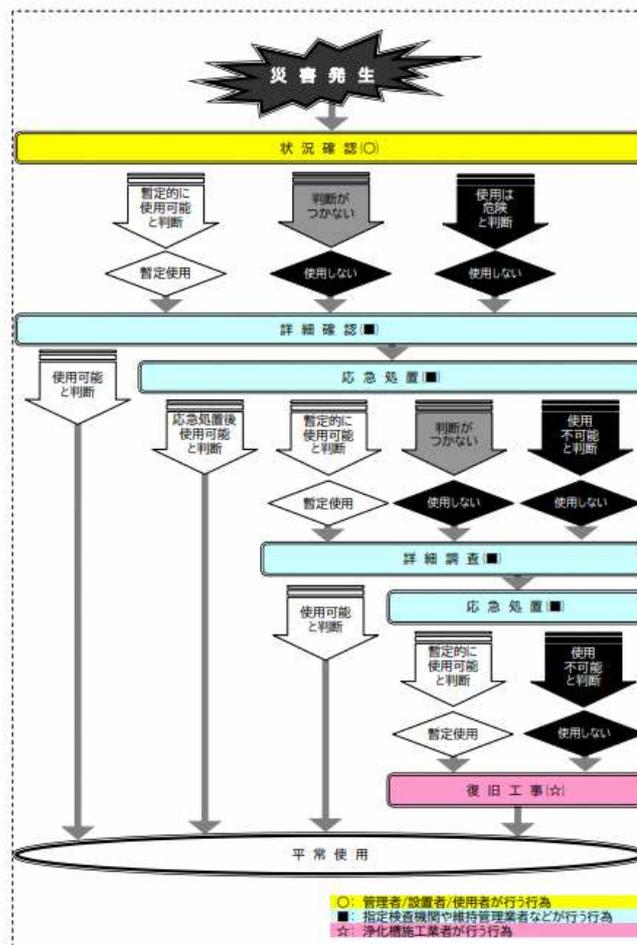
必要に応じて、県等に応援を求め、場合によっては、他市町村のごみ処理施設等に処理を依頼するなどの方策を講ずる。

### 3 処理対策

#### (1) トイレ・浄化槽の機能回復

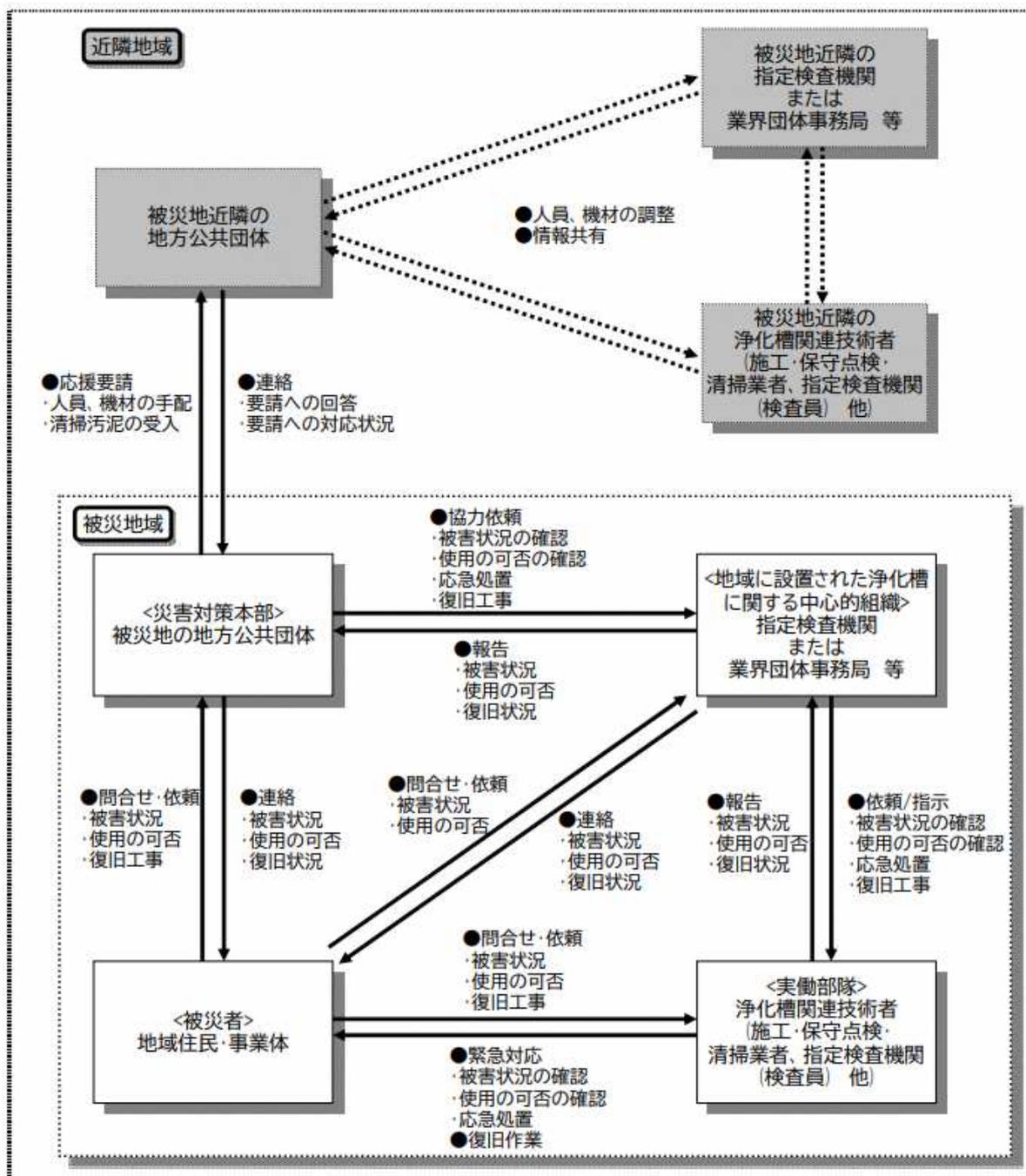
村は、浄化槽関連技術者（施工・保守点検・清掃業者、指定検査機関（検査員）等）の協力を得ながら、被災した公共施設のトイレ・浄化槽の機能回復を進めるとともに、家庭・民間事業所における被災したトイレ・浄化槽の機能回復を促進する。

浄化槽の災害対応のフロー



資料：環境省「災害時の浄化槽被害等対策マニュアル」（平成22年（2010年））

浄化槽に関する災害時の連絡体制の例



資料：環境省「災害時の浄化槽被害等対策マニュアル」（平成22年（2010年））

### 浄化槽の応急処置の内容

- 槽内、管渠内等に堆積した土砂等の除去
- 破損もしくは流失したマンホール、点検弁等の蓋の補修、交換、代替品の設置
- 破損した空気配管、汚水配管、嵩上げ管、隔壁等の補修
- 破損もしくは流失したブロワ基礎の補修、代替品の設置
- 冠水もしくは破損したブロワの掃除、乾燥、補修、代替品の設置
- 設定に不備の認められたブロワ制御用タイマー等の再設定
- カバーの破損した電気ケーブルのテーピング
- 越流せきの調整 ○ 槽内への送気バランスの調整
- 流失した消毒剤の補充
- 破損もしくは流失した薬剤筒の補充、交換
- その他

資料：環境省「災害時の浄化槽被害等対策マニュアル」（平成22年（2010年））

#### (2) 仮設トイレ、自然排水機能の活用

避難所や公共施設、集合住宅等においては、リース業者等の協力を得て、共同の仮設トイレを設置・管理する。

また、停電時には、トイレへの直接水入れによる自然排水の活用を周知する。

#### (3) し尿の収集・処理

くみ取り式便槽が設置された避難所から排出されたし尿や、避難所等に設置され仮設トイレに貯留されたし尿を優先しながら、住民からの依頼に基づき、し尿の収集・処理を行う。

### 第3 応援体制の確保

村は、被災状況を勘案し、ごみ処理及びし尿処理が不可能と思われる場合には、県に支援を要請する。

## 第17節 救援対策

被災者に、生活の維持に特に欠かせない水、食料、生活必需品を迅速に救援する。  
また、義援物資及び義援金の円滑な受入れ業務を行う。

### 第1 給水救援対策

#### 1 飲料水供給の概要

村は、県及び国の協力を得ながら災害による被災者に対して、当初はおおむね最低1人1日3リットルの飲料水を供給し、発災後4日から7日までは10リットル、2週目は50～100リットル、3～4週目は150～200リットルを目標とし、復旧の段階に応じ漸増させ供給する。

また、発災後、4週を目途に復旧し、通水を開始するよう努める。

なお、市販の容器入り飲料水の確保についても、検討を行う。

#### 2 飲料水の応急給水活動

##### (1) 村の対応

ア 村は、給水班を組織し、応急給水を実施する。

イ 村は、自ら確保した飲料水のほか、非常用飲料水貯水槽、鋼板プールの水、井戸水等を活用して応急給水を実施する。

ウ 応急給水は、下記の方法により実施する。

(ア) 給水車・給水タンク車を用いた「運搬給水」

(イ) 指定避難所等における「拠点給水」

(ウ) 通水した配水管上の消火栓等に設置された「仮設給水栓による給水」

##### (2) 県への支援要請

村は、必要に応じ、他の市町村の水道事業者及び国の救援、応急給水用飲料水の衛生指導等について県へ支援を要請する。

#### 3 生活用水の確保

村は、復旧活動の長期化に備え、飲料水以外の生活用水の確保に努める。

### 第2 食料救援対策

#### 1 対応の概要

村は、備蓄食料等を活用するとともに、県と連携し、安全で衛生的な主要食料、副食・調味料等を調達し、被災者等に対して供給する。

また、避難の長期化に対応して、時間の経過とともにメニューの多様化、適温食の提供、栄養のバランスの確保、乳幼児や高齢者、病弱者等の要配慮者への配慮等、質の確保や、食材供給による自炊など、生活再建についても配慮する。

#### 2 食料需要の把握

村は、避難者数、電気、水道供給停止等による調理不能者数、応急対策活動要員数等から食料の需要を予測、把握するとともに、ミルクを必要とする乳児、給食に配慮を要する要配慮者

の数についても把握する。

なお、食料供給実施対象者は次のとおりとする。

- (1) 避難所に受け入れた者
- (2) 住家に被害を受けて炊事のできない者
- (3) 住家に被害を受けて一時縁故先等に避難する必要がある者
- (4) 一時滞在者等で現に食を得ることができない状態にある者
- (5) 災害応急対策活動に従事する者

### 3 食料の確保

村は、備蓄食料の活用や、協定締結業者、その他の地元小売業者等から調達することにより、食料を確保する。

なお、調達した食料については、台帳等に記入して整理するものとし、調達に当たっては、高齢者、乳幼児、傷病者等の要配慮者に十分配慮し、必要に応じて、温かいもの、柔らかいもの等、健康状態に応じた品目について考慮する。

#### (1) 供給品目の目安

- ア 米穀
- イ 保存食（乾パン、アルファ米、缶詰）
- ウ パン等麦製品
- エ インスタント食品、カップめん
- オ おにぎり、弁当等
- カ 粉ミルク

#### (2) 米穀の調達

ア 村内の米穀販売業者及び米穀提供者に対して米穀の供給を要請する。

イ 不足する場合、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、県を通じて、政府所有米の供給を要請する。

なお、災害の程度が甚だしく、交通、通信の断絶等により応急用食料の供給に関する知事の指示を受けられない事由が生じ、村長が必要と認めた場合には、農林水産省生産局長に対して文書により応急用食料の緊急引渡しの要請を行うものとし、事後、知事に対して報告する。

#### (3) 弁当、副食、調味料、パン等の調達

弁当、副食、調味料、パン等を調達する場合は、あらかじめ協議の上、必要数量を決定し、協定締結業者、その他の地元小売業者等から調達する。ただし、村内関係業者が被害を受けた場合は、知事又は他の市町村長に対して調達を依頼する。

### 4 食料の供給

村は、自主防災組織等の協力を得て、避難者等への食料の供給を行うものとし、供給したものについては、台帳等に記入し、整理する。

なお、食料の供給に当たって、避難の長期化に対応して、時間の経過とともにメニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、高齢者や病弱者等の要配慮者への配慮等、質の確保についても配慮する。

## 5 炊き出しの実施

村は、給食設備を有する施設（避難所等）及び備蓄炊飯用具により、炊き出しが可能かどうか把握し、可能な場合は避難所等の適当な場所で実施する。

炊き出しの実施に当たっては、行政区や婦人会、日赤奉仕団、自衛隊等の協力を得て実施する。

## 第3 生活必需品等救援対策

### 1 供給方針

村は、備蓄物資を活用するとともに、県と連携して必要な生活必需品等を調達し、供給する。

### 2 生活必需品等の範囲

生活必需品等の範囲は、次のとおりとするが、女性や乳幼児、高齢者等要配慮者については、紙おむつや生理用品等特有のニーズがあることから、それぞれのニーズを踏まえた生活必需品等の供給を行う。

#### (1) 被服や寝具及び身の回り品

洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル、靴下、サンダル、傘等

#### (2) 日用品

石けん、歯磨き、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等

#### (3) 炊事用具及び食器

炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、茶碗、皿、箸等

#### (4) 光熱材料

マッチ、プロパンガス等

### 3 生活必需品需要の把握

村は、住家被害程度別に被災者数を把握し、それをもとに、生活必需品の需要を把握する。生活必需品の供給対象者は、住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品をそう失、破損したため、直ちに日常生活を営むことが困難な者とする。

### 4 生活必需品等の調達

村は、備蓄物資の活用や、協定締結業者、その他の地元小売業者等から調達することにより、生活必需品等を確保することを原則とするが、不足する場合は、知事に応援を要請する。

また、調達した物資については、台帳等に記入し、整理する。

### 5 被災者への給与

村は、自主防災組織等の協力を得て、避難者等へ生活必需品を配付するものとし、配付を行った物資については、台帳等に記入し整理する。

配付に当たっては、高齢者、乳幼児を優先するなど、要配慮者に対し十分考慮する。

また、品目・物品の要望については、自主防災組織、避難所の管理者等を通じて把握する。

なお、避難所においては、被災者個人への給与を十分に行うことができないことから、必要な生活必需品の給与を応急仮設住宅入居時に行うことができる。

## 第4 義援物資及び義援金の受入れ

### 1 義援物資の受入れ

#### (1) 受入物資リストの作成及び公表

村は、関係機関等の協力を得ながら、受入れを希望する物資等を把握し、その内容のリスト及び送付先について、村のホームページで公表するほか、県並びに報道機関を通じて公表する。また、被災地の需給状況を把握し、同リストを逐次改定するよう努める。

#### (2) 個人等からの義援物資の辞退

村は、東日本大震災等の教訓に鑑みて、原則として、古着などの個人からの義援物資については、原則として、受入れを辞退する。また、個人以外の支援物資についても、その中身や数量、規格の統一性がないものについては、物資集約拠点における混乱をさけるため、原則として、個人からの義援物資と同様に辞退する。

なお、上記の受入れを辞退することについては、村のホームページや報道機関を通じて、速やかに公表する。

### 2 義援金の受入れ

村は、災害対策本部事務局を中心に、義援金の受入体制を整える。

## 第18節 被災地の応急対策

宅地内や河川等の障害物を除去するとともに、生活上の不安を解消するための各種相談事業を実施する。

### 第1 被災建築物に対する応急措置及び応急復旧の指導・相談

県は、被災地において被災建築物の損壊等による二次災害を防止するため、建築物の応急危険度判定を行うことができる専門知識を有する「建築物応急危険度判定士」及び宅地、土砂災害危険箇所等の危険度を応急的に判定する技術者の養成を行い、建築物が被災した場合には被災地に判定士等を派遣する。

村は、災害時において倒壊等のおそれのある建築物による事故防止のため、住民への広報活動を行うとともに、県が派遣する応急危険度判定士等と協力して危険度判定を実施し、建築物の応急措置、応急復旧に関する技術的な指導、相談等の実施に努める。

### 第2 障害物の除去

#### 1 住宅関係障害物の除去

##### (1) 実施機関及び方法

ア かけ崩れ、浸水等によって宅地内に運ばれた障害物の除去で、次のいずれかに該当する場合、村は、その障害物の除去を行う。

- (ア) 住民の生命、財産等の保護のため除去を必要とする場合
- (イ) 緊急な応急措置の実施のため除去を必要とする場合
- (ウ) その他、公共的立場から除去を必要とする場合

イ 第一次的には、村が保有する機械、器具を使用して実施するが、労力又は機械力が不足する場合は、隣接市町村又は県（相双建設事務所）に派遣（応援）要請を行う。

ウ 労力又は機械力が相当不足する場合は、（一社）福島県建設業協会（以下この節において「県建設業協会」という。）からの資機材及び労力の提供等協力を求める。

##### (2) 障害物の除去報告

障害物の除去の実施状況を実施の都度、障害物除去の実施状況記録簿に準じて県に報告する。

##### (3) 整備帳簿類

村は、住宅関係障害物の除去の実施に当たっては、必要な帳簿及び書類を整備し、記入する。

#### 2 道路における障害物の除去

##### (1) 実施機関

道路上の障害物の除去についての計画の実施は、道路法に規定する各道路管理者が行う。

##### (2) 方法

道路交通に著しい被害を及ぼしているものの除去は、それぞれの実施機関において、その

所有する機械、器具、車両等により速やかにこれを除去し、交通の確保を図る。

### 3 河川における障害物の除去

#### (1) 実施機関

河川区域内の障害物の除去についての計画の実施は、河川法に規定する河川管理者、水防法に規定する水防管理者（村長）・水防団長（消防団長）、消防組織法に規定する消防機関の長が行う。

#### (2) 方法

ア 河川管理者は、河川法第22条第1項の規定による緊急措置を行う。

イ 水防管理者（村長）、水防団長（消防団長）及び消防機関の長は、水防法第28条の規定による緊急措置を行う。

### 4 除去した障害物の集積

除去した障害物で、廃棄物に該当するものについては、最終的には廃棄物処理施設へ搬入して処分するが、村においては、廃棄物を中間処理又は最終処分を行うまでの一時仮置場、リサイクルのための分別を行うためのストックヤード等の場所を確保する。

### 5 関係機関との連携

村は、県、国の出先機関、県建設業協会等の協力を得て、障害物の除去のための建設用資機材及び技能者等要員の調達、提供の確保に努める。

なお、県建設業協会（支部）の協力により調達された資機材等の集積場所又は人員の集合場所は、相双建設事務所長が応急復旧に要する各種情報を総合的に判断して指示をすることとしている。

## 第3 災害相談対策

### 1 臨時災害相談所の開設

村は、災害により被害を受けた住民から寄せられる生活上の不安などの解消を図るため、必要に応じ、県と相互に連携して臨時災害相談所を設け、相談活動を実施する。

この臨時災害相談所において、被災者救護を実施する村、県の各部局又は国の出先機関を含む関係機関の職員が相談員として常駐し、各種相談に応ずる。

### 2 相談業務の内容

- (1) 生業資金のあっせん、融資に関すること。
- (2) 被災住宅の修理及び応急住宅のあっせんに関すること。
- (3) 行方不明者の捜索に関すること（被災者の安否の確認に関すること）。
- (4) その他住民の生活に関すること。

## 第19節 応急仮設住宅の供与等

県による応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理に協力する。

### 第1 応急仮設住宅の建設

#### 1 建設予定候補地の選定

災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の設置は知事が行うが、戸数、場所等の建設に関する計画の立案は、村と共同して行う。

村は、飲料水が得やすく、かつ保健衛生上も好適で、被災者の生業の見通しがつけられることに配慮して、応急仮設住宅の建設予定候補地を県に提案する。

なお、災害救助法適用の市町村が本村のみである場合は、知事は建設を村長に委任することができる。

#### 2 設計・建設・供用開始

応急仮設住宅の標準規模は、1戸当たり平均29.7㎡（9坪）とされている。

設計に当たっては、ユニバーサルデザイン仕様や、地域の気象環境等も考慮した配置に努めるよう提案する。また、同一敷地内又は近接する地域内に10戸以上の仮設住宅を設置する場合、集会所や談話室といった機能を設置することを提案する。

災害救助法では、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに建設するものとされており、速やかな建設への協力を努める。

なお、大災害等で20日以内に着工できない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を得て必要最小限度の期間を延長することができる。

#### 3 応急仮設住宅の運営管理

村は、県と連携のもと、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。

また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

### 第2 公営住宅・借上住宅の活用

必要な戸数の応急仮設住宅の建設を早急に行うことが困難である場合及び長期間の避難が予想されるなどの事情がある場合、村は、県の支援のもと、公営住宅や(公社)福島県宅地建物取引業協会を通じた民間賃貸住宅の提供を検討する。

### 第3 住宅の応急修理

#### 1 実施機関等

災害救助法を適用した場合の被害住家の応急修理は、知事が行うものであるが、対象とする住家の選定については、村と共同して行う。

災害救助法適用の市町村が本村のみである場合、知事は、応急修理を村長に委任することができる。

## 2 修理の範囲と費用

応急修理の対象範囲は、居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとする。

### 災害救助法による応急修理対象者の要件

ア 次の要件を全て満たす者とする。

(ア) 準半壊、半壊、**中規模半壊**又は大規模半壊の被害を受け、そのままでは住むことができない状態にあること。

ただし、対象者が自宅にいる場合であっても、日常生活に不可欠な部分に被害があれば、対象として差し支えない。

また、全壊の住家は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるので、住宅の応急修理の対象とはならないが、応急修理を実施することにより居住が可能である場合はこの限りではない。

(イ) 応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること。

(ロ) 応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借上げを含む。）を利用しないこと。

ただし、応急修理の期間が1か月を超えると見込まれる者であって、自宅が半壊（住宅としての利用ができない場合）以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な者については災害発生の日から原則6か月に限り、応急修理完了までの間、応急仮設住宅の使用が認められる。

イ 準半壊、半壊、**中規模半壊**の被害を受けた者については、自らの資力では応急修理をすることができない者であること。資力要件については、「資力に関する申出書」を基に、その被災者の資力を把握し、ある程度資力がある場合は、ローン等個別事情を勘案し、判断するなど、制度の趣旨を十分理解して運用する。

## 第20節 行方不明者等の搜索、遺体の処理等

行方不明者や災害により死亡が推定される者の搜索及び収容を行う。  
身元が判明しない死亡者は、村が火葬・埋葬する。

### 第1 行方不明者等の搜索

村は、県、南相馬警察署、消防本部、消防団、自主防災組織等の協力を得て、行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により死亡していると推測される者等の搜索を実施する。その際、行方不明者の届け出等の受付窓口を明確にするとともに、この窓口において、安否確認についての情報の一元化に努める。

### 第2 遺体安置所の設置

大規模災害により、医療機関等のみで遺体安置ができない場合、村は、公共施設において、遺体安置所を開設し、職員を常駐し、管理運営する。

遺体安置所では、警察官による検視、医師による検案、親族・縁故者等による身元確認のほか、必要に応じて、遺体の洗浄、縫合、消毒等を行う。

遺体の安置、引き渡しのため、葬祭事業者等の協力を得て、十分な量のドライアイス、柩、骨壺、霊柩車等の確保に努める。

警察やマスコミ機関の協力を得ながら、身元不明遺体の収容の広報に努める。

### 第3 埋火葬の許可、遺体の引き渡し

身元が判明している遺体は、親族等と火葬・埋葬の協議を行い、死亡届の受理と埋火葬の許可手続きを行い、霊園事業者、寺院、葬祭事業者等の協力を得て、遺体の引き渡しを行う。

身元不明遺体は、知事の行う救助を補助する立場として村が埋葬することと定められており、遺体を撮影するなど記録した上で、火葬を行う。焼骨は、遺留品とともに、納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明次第縁故者に引き渡す。

### 第4 火葬場の確保

原町斎場が被災した場合は、南相馬市とともに速やかな復旧に努める。

大規模災害で火葬の必要量が多大となる場合は、県と連携しながら、広域的に、火葬場の確保に努める。

身元不明遺体が長期にわたって火葬ができない時は、公共空地等に仮埋葬を行う。

## 第21節 生活関連施設の応急対策

水道、その他ライフラインの被災に対し、関係機関と連携し、速やかな応急対策を進める。

### 第1 水道施設の応急対策

村は、災害発生時における応急給水用飲料水の確保を行うとともに、次により水道施設の復旧対策を実施する。

#### 1 要員の確保

発災後直ちに、あらかじめ定めた計画に基づく緊急時の配備体制により要員の確保を図る。要員が不足する場合は、災害対策本部他部、関係機関に、応援を要請する。

#### 2 被害状況調査及び復旧計画の策定

発災後直ちに、施設の被害状況調査を実施し、給水状況の全容を把握するとともに、応急復旧に必要な人員体制及び資機材（調達方法）、施設復旧の手順、方法、完了目標等を定めた応急復旧計画を策定する。

#### 3 応急復旧のための支援要請

隣接水道事業者、県等他の機関への支援要請に当たっては、必要とする支援内容を明らかにして要請する。

また、災害による水道施設の被害が甚大であり、大規模な支援が必要であると判断した場合、水道事業者等の相互応援の状況を踏まえつつ、県を通じて、県内の水道事業者、関係団体並びに国に対して広域的な支援を要請する。

#### 4 応急復旧工事の実施

被害の程度によって、その復旧にかなりの期日と工事費を必要とする箇所については、後日本復旧工事を施行するものとして、応急的な復旧工事を施行して、断水防止に努める。

#### 5 的確な情報伝達・広報活動

県及び関係機関に対し、施設の被災状況、施設復旧の完了目標等について、随時情報を伝達するとともに、住民に対しては、復旧の順序や地区ごとの復旧完了予定時期等についての情報の提供・広報を行う。

### 第2 農業集落排水施設の応急対策

村は、農業集落排水施設が被災した場合、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、排水機能に支障がある施設及び二次災害のおそれがあるものについて応急復旧を行う。

#### 1 要員の確保

発災後直ちに、あらかじめ定めた計画に基づく緊急時の配備体制により要員の確保を図る。要員が不足する場合は、災害対策本部他部、関係機関に、応援を要請する。

## 2 応急対策用資機材の確保

施設の実情に即して、応急対策用資機材の確保を図る。

## 3 復旧計画の策定

管路施設、ポンプ場及び処理場施設によって態様が異なるが、次の事項等を配慮した復旧計画の策定に努める。

- (1) 応急復旧の緊急度及び工法
- (2) 復旧資材及び作業員の確保
- (3) 設計及び監督技術者の確保
- (4) 復旧財源の措置

## 4 管渠の応急対策

管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンドによる止水、可搬ポンプ等による緊急送水、仮水路、仮管渠等の設置を行い、排水機能の回復を図る。

## 5 処理場の応急対策

停電により、ポンプ場及び処理場の機能が停止又は低下した場合、発電機等により機能回復に努める。

処理場への流入量の異常な増加により、二次災害の防止のためやむを得ず緊急的な措置として、バイパス放流を行う場合は、速やかに関係機関へ連絡する。

## 6 被害箇所の応急復旧

建設業者及び排水設備等工事指定店と連絡を取り合い、応急的な復旧を早急に進める。

応急資材等は、排水設備等工事指定店から調達するものとするが、必要と認めるときは、知事に対し資材及び技術者のあっせんを要請する。

## 7 広報

施設の被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、利用者の生活排水に関する不安の解消に努める。

## 第3 その他生活関連施設の応急対策

その他生活関連施設の事業者は、それぞれの定める防災業務計画に基づき、被害状況の早期把握と迅速な応急復旧措置を講ずる。

- (1) 電力施設（東北電力(株)）
- (2) ガス施設〔LPガス〕（(一社)福島県LPガス協会等）
- (3) 電気通信施設等（東日本電信電話(株)、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ、KDDI(株)等）
- (4) 放送施設等（福島テレビ(株)、(株)福島中央テレビ、(株)福島放送、(株)テレビユー福島、(株)ラジオ福島、(株)エフエム福島等）

## 第22節 教育・福祉対策

児童生徒等や施設・サービス利用者の安全を確保するとともに、教育・保育活動、福祉サービスの早期再開を図る。

### 第1 児童生徒等の安全の確保

いいたて希望の里学園、までのりの里のこども園においては、職員一同が、初期消火、避難誘導、応急救護、傷病者が発生した場合の救急搬送、二次災害防止措置等、児童生徒等や職員等の安全確保のための措置を行う。

学園長は、事前に災害が予知される場合や、児童生徒等に危険が及ぶ心配があるときなど、現状を的確に判断し、臨時休校（休園）、行事の中止等適切な措置を講ずるとともに、教育課に報告する。

帰宅できない児童生徒等の氏名・人員等の掌握、異常の有無等を把握し、保護者等への引渡しまで、確実に保護する。

### 第2 学校、こども園等の被害状況の把握・報告

#### 1 被害の概要の把握・報告

各施設が児童生徒等、職員、施設・設備の被害の概要を把握し、災害対策本部教育部に報告し、災害対策本部教育部から県など関係機関に報告する。

#### 2 児童生徒等、職員の状況の把握・対応

各施設が災害対策本部教育部等と連携し、児童生徒等、職員の心身の健康状態や家族の被災状況等を調査・把握し、必要な相談支援に努める。

### 第3 教育・保育施設の確保

教育・保育施設が被災し、そのままで使用が難しい場合、教育・保育を行える代替場所の確保を図るとともに、被害箇所、危険箇所の応急修理を行う。

教育・保育施設が避難所として使用された場合は、教育・保育活動が早期に再開できるよう、教室・保育室と避難所機能の区分けを進める。

### 第4 教育・保育の再開

県教育委員会等と連携し、市町村をまたぐ不足職員の確保や、被災した児童生徒等への学用品・日用品の支給、給食再開準備、再開スケジュールの検討・協議などを進め、速やかな教育・保育の再開を図る。

## 第5 社会教育・社会体育施設の応急対策

### 1 施設利用者の安全の確保

社会教育・社会体育施設において、災害時に、初期消火、避難誘導、応急救護、傷病者が発生した場合の救急搬送、二次災害防止措置等、安全確保のための措置を行う。

### 2 被害の概要の把握・報告

各施設が被害の概要を把握し、災害対策本部教育部に報告し、災害対策本部教育部から県など関係機関に報告する。

### 3 施設等の応急修理

社会教育・社会体育施設が被災し、そのままでの使用が難しい場合、被害箇所、危険箇所の状況を調査し、必要に応じて応急修理を行う。

## 第6 文化財の応急対策

文化財が被災した場合、被害状況を調査するとともに、県教育委員会へ報告し、県教育委員会の指導のもと、損壊の拡大防止措置、安全措置、希少部材の保全など応急措置を速やかに実施し、本修理を待つ。

被害の大小にかかわらず、文化財の周囲に防御柵を設けるなどして、現状保存を図れるよう措置する。

美術工芸品等は、保管環境の整った施設での一時保管を検討する。

## 第7 障がい者・高齢者福祉の再開

### 1 施設利用者の安全の確保

介護保険、障害福祉サービス事業所等において、災害時に、初期消火、避難誘導、応急救護、傷病者が発生した場合の救急搬送、二次災害防止措置等、安全確保のための措置を行う。

### 2 被害の概要の把握・報告

各事業所が被害の概要を把握し、災害対策本部住民支援部健康福祉課に報告し、災害対策本部生活支援部健康福祉課から県など関係機関に報告する。

### 3 福祉サービスの再開

各事業所での福祉サービスの早期再開に努める。

## 第23節 要配慮者対策

高齢者、妊産婦、乳幼児、傷病者、障がい者（児）及び外国人等いわゆる「要配慮者」は、災害情報の受理及び認識、避難行動、避難所生活等のそれぞれの場面で困難に直面することが予想されるため、避難誘導等において配慮するとともに、災害発生後、速やかな要配慮者の把握、避難所における保健福祉サービスの提供等に努める。

### 第1 要配慮者に係る対策

1 村は、要配慮者のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自らが避難することが困難なものであって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（避難行動要支援者）について、避難行動要支援者名簿を作成し避難支援体制を構築する。

#### （1）避難支援等関係者となる者

村、消防本部、警察署、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、行政区、福祉事業者、自主防災組織とする。

#### （2）避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

- ・要介護認定3～5を受けている者
- ・身体障害者手紙1・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障害者（心臓、腎臓機能障害のみで該当する者は除く）
- ・療育手帳Aを所持する知的障害者
- ・精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者
- ・村の支援を受けている難病患者
- ・上記以外で村が支援の必要があると認めた者

#### （3）名簿作成に必要な個人情報及び入手方法

避難行動要支援者名簿の記載事項は、次のとおりである。個人情報は、村が所持する行政データ等及び個人への書面照会、聞き取り等により収集する。

- ・氏名、生年月日、性別
- ・住所または居所
- ・電話番号その他の連絡先
- ・避難支援等を必要とする該当事項、事由
- ・前各号に掲げるものの他、避難支援などの実施に関し村長が必要と認める事項

#### （4）名簿の更新に関する事項

名簿は1年に1回以上更新する。

(5) 情報漏えいを防止するための措置

適正な情報管理が行われるよう、総務省の「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に基づき遵守を徹底する。

また、クラウドでのデータ管理や県との連携等により避難行動要支援者名簿のバックアップ体制を構築する。また、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも保管する。名簿を避難支援等関係者に提供する場合は、誓約書提出や協定等を締結する。

(6) 名簿の提供先

災害時に避難行動要支援者名簿は、次の関係者へ提供する。

- ・飯館村役場内関係部署
- ・民生委員、児童委員
- ・社会福祉協議会
- ・行政区（行政区長）
- ・自主防災組織、消防団
- ・福祉施設等関係事業所

(7) 要配慮者が避難のための立退きを円滑に行うことが出来るための通知等の配慮

災害発生時は、緊急かつ着実に避難指示等が伝達されるよう、広報車や電話による情報伝達に加え、携帯端末等を活用した緊急速報メールサービス等、複数の手段を有機的に組み合わせる。

(8) 全体計画の作成

村は、名簿作成に関する役割、支援体制等に関する全体計画を作成する。

(9) 個別避難計画の作成

村は、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織や行政区、福祉事業者等と協力して、避難行動要支援者一人一人の支援に関する個別避難計画を作成するよう努める。

(10) 避難した要配慮者の振り分け基準等の検討

村は、避難した要配慮者について、避難所の福祉避難スペース、福祉避難所、医療機関に振り分けるための判断基準や実施帯瀬について検討し、関係機関等と共有するとともに訓練等を通じて検証を行う。

2 作成した避難行動要支援者名簿により、避難行動要支援者の所在の把握に努める。なお、避難していない避難行動要支援者を発見した場合には、当該避難行動要支援者の同意を得て、必要に応じ、以下の措置をとる。

- (1) 避難所及び福祉避難所へ移動すること。
- (2) 社会福祉施設等への緊急入所を行うこと。
- (3) 居宅における生活が可能な場合にあっては、在宅保健福祉ニーズの把握に努めること。

- 3 要配慮者に対する保健福祉サービスの提供を、遅くとも発災1週間後を目途に組織的・継続的に開始できるようにするため、発災後2～3日目から、全ての避難所を対象として、要配慮者の把握調査を開始する。また、避難の長期化等必要に応じて、健康状態の悪化を防止するための適切な食料等の分配、食事提供等の栄養管理に配慮した物資の調達に努める。
- 4 要配慮者のうち、避難所等への移動が困難であり、自宅待機をせざるを得ない場合においては、食料や物資等の供給についての支援体制を構築する。

## 第2 障がい者及び高齢者に係る対策

村は、避難所や在宅における一般の要配慮者対策に加え、次の点に留意しながら障がい者及び高齢者に係る対策を実施する。

- 1 被災した障がい者及び高齢者に対して、適切な方法で、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行うこと。
- 2 避難所等において、被災した障がい者及び高齢者の生活に必要な車椅子、障がい者用携帯便器、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等の人材について迅速に調達を行うこと。

## 第3 児童に係る対策

### 1 要保護児童の把握

村は、保護を必要とする児童を発見した場合には、親族による受入れの可能性を探るとともに、児童の意向を尊重しながら、児童養護施設や里親等の社会的養育資源の活用について調整する。

### 2 児童のメンタルヘルスケアの確保

村は、被災した児童の精神的な不安定さ等に対応するため、県及び関係機関と連携のもと、適切な関係機関（DPATや児童相談所等）の協力を得て、心のケアを行う。

## 第4 外国人に係る対策

### 1 安否確認

村は、安否についての相談窓口を設置するとともに、必要に応じて語学ボランティア等の協力を得ながら、住民票等を活用した外国人の安否確認に努める。

### 2 情報提供

村は、避難所や在宅の外国人の生活を支援するため、語学ボランティアの協力を得て、外国人に配慮した生活情報の提供や、チラシ、情報誌等の発行、配布を行うとともに、必要に応じ、県へ支援を要請する。

## 第24節 応急対策要員の確保

自治体間応援職員や、各業界団体による応援職員、災害ボランティアの受入れにより、適切な応急対策を実施する。

### 第1 全国知事会・総務省を通じた自治体間応援職員の派遣要請

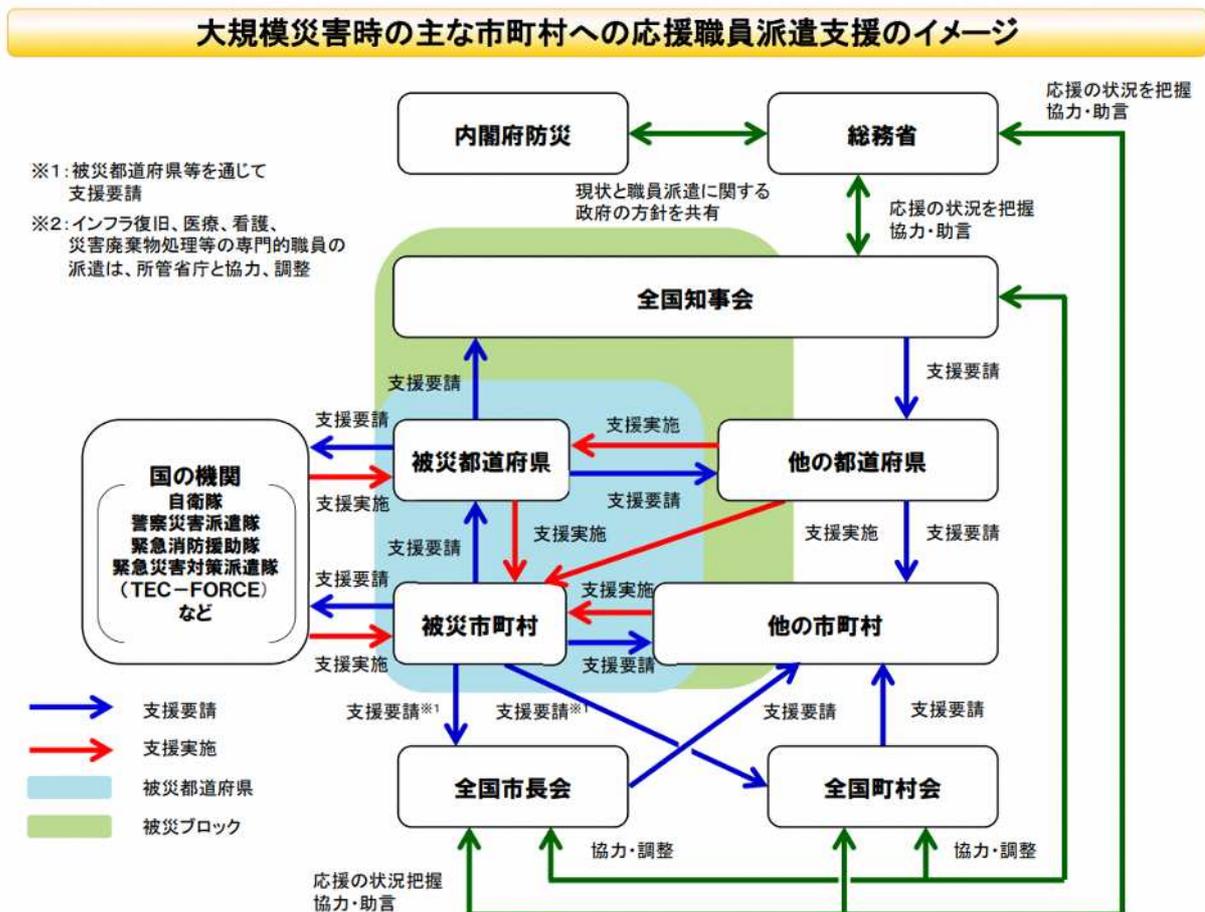
平成24年（2012年）の災害対策基本法の改正により、自治体間応援の対象業務が、「発災直後の緊急性の高い応急措置」だけでなく、避難所運営支援、巡回健康相談、施設の修繕などを含む災害応急対策全般に拡大している（法第67条、68条、74条）。

大規模災害時には、防災や行政事務の専門的な知識・経験等を有する要員による応援が非常に有益であることから、県に自治体間応援職員の派遣のあつせんを要請し、派遣を受ける。

派遣のあつせんを要請する際は、可能な限り、必要とする理由、作業の種別、必要人員、必要時間等の情報を記載した文書で要請する。

受援が決定した際は、宿泊場所・野营地、活動スケジュールの調整など、受援体制づくりを進める。

自治体間応援職員派遣の関係図



資料：総務省防災担当（平成28年（2016年））

## 第2 各業界団体による応援職員の受入れ

医療・看護、応急復旧工事など、民間事業者により事業が営まれている業種について、各業界団体を通じて、又は企業の経営判断により、災害時の応援職員が派遣されることが考えられる。

活動拠点としての公共施設の提供協力、互いの連絡調整窓口の一本化など、こうした各業界団体による応援職員の受入れ体制づくりに努める。

## 第3 ボランティアの受入れ・活動支援

### 1 災害ボランティアセンターの開設

地域内や全国から災害ボランティア活動に関する相談等を受け、ボランティアが来訪した際に、災害応急対策活動に従事するための配置調整を行うため、村災害対策本部生活支援部と連携しながら、村社会福祉協議会において、ボランティアセンターを開設する。

### 2 ボランティアの受入れ・配備

村災害対策本部生活支援部と村社会福祉協議会が連携しながら、ボランティアを必要とする災害対策の内容及び場所の把握に努め、ボランティアの受入れ・配備を進める。

### 3 災害ボランティアコーナーの開設

職員のほか、地元ボランティア、行政区等の協力を得て、災害ボランティアセンターに休憩所を兼ねたボランティアコーナーを設け、ボランティア活動が円滑に行われるよう、災害情報、労務の役割分担、ボランティアの需給情報等の掲示等に努める。

### 4 ボランティアの安全確保

村社会福祉協議会登録ボランティアなど、村での日常の活動実態がある団体・個人、災害を機にボランティア活動を開始した団体・個人には、災害応急活動に対応したボランティア活動保険への加入を支援する。その他の団体・個人には、制度の周知に努める。

新型コロナウイルス感染症対策について、必要な安全確保措置に努める。

## 第25節 消防活動

相馬地方広域消防本部、村消防団を中心に、関係機関の協力を得ながら、迅速な消防活動を実施する。

### 第1 消防団の動員

消防団を動員するときは、本部長、消防団長又は総務課長が実施する。

#### 1 配備基準

##### (1) 災害対策本部設置前の消防団の配備

配備区分	指揮者	配備体制	配備時期
特別警戒配備	消防団長又は総務課長	消防団本部、分団及び特命出動団員をもって充て、広報車、消防ポンプ車等により住民に警戒心の喚起を呼びかけて警戒体制を強化する。	①大雨、洪水、強風、乾燥等の注意報が発表され、災害予防上危険があると認められる場合、又は、火災が発生した場合に大火に発展しやすい異常気象のとき。 ②火災警報、水防警報の発令時 ③その他特に村長及び消防団長又は総務課長が必要と認めたとき。

##### (2) 災害対策本部設置後の消防団の配備

配備区分	指揮者	配備体制	配備時期
第一非常配備	本部長	消防団本部、分団及び特命出動団員をもって充て、その他の団員は待機させる。 〔災害対策本部体制〕	「一般災害」の配備基準に準ずる。 (本章 第2節 第1参照)
第二非常配備	本部長	全消防団員をもって充てる。 〔災害対策本部体制〕	

#### 2 消防団員の招集

村及び関係機関等の通報に基づき、消防団本部は次の連絡系統に従い、直ちに消防無線、携帯電話、一般加入電話及び直接伝達等の迅速かつ確実な方法で動員する。

各団員は、各部屯所・車庫で待機し、出動準備を行う。

## 第2 消防活動等の実施

### 1 災害時の配備・出動の指示

災害対策本部事務局は、消防本部と連携しながら、消防団長に、各分団の配備計画を伝える。  
消防団長は、各分団に出動を指示する。

### 2 消防、救助活動等の実施

各分団は、消防本部と連携しながら、警戒活動や、消防、救助活動、二次災害防止活動を実施する。

## 第26節 水防・土砂災害応急対策

水防法に基づき、洪水や内水滞留等による水災を警戒、防御する。  
また、土砂災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、応急対策を実施する。

### 第1 水害応急対策（水防計画）

#### 1 水防の責任

##### (1) 水防管理団体の水防責任

水防管理団体（村）は、水防法第3条の規定により、その区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する。

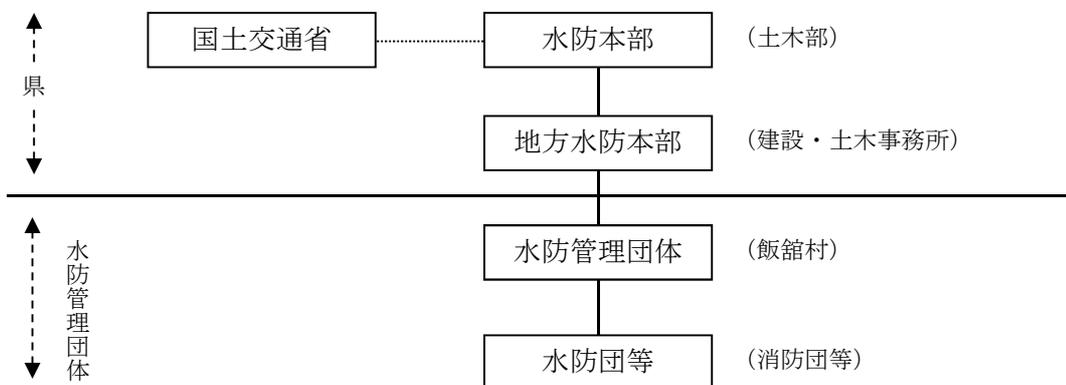
##### (2) 県の水防責任

県（土木部）は、水防法第3条の6の規定により、県内における水防管理団体が行う水防が十分に行われるよう確保すべき責任を有する。

#### 2 水防組織

県と水防管理団体（村）は、水防事務の円滑な執行を図るため、それぞれ下記の表に示す水防組織を設置し、相互の組織間においては正確かつ迅速な連絡を行い、的確な水防活動の実施に資する。

##### 水防組織の区分



#### 3 水防活動

##### (1) 監視、警戒活動

ア 村は、水防警報等の通知を受けたときは、必要団員に河川及び水門、樋門等の巡視を行うよう指示するとともに、異常を発見した場合には、直ちに相双建設事務所に報告する。

イ 洪水のおそれがある旨の通報があったときは、直ちに関係消防分団長に通知するとともに「水防信号」により周知する。

さらに必要な団員を招集し、警戒、水防活動等に当たらせる。

##### (2) ダム、水門及び閘門の操作

ダム、水門及び閘門の管理者は、所定の規則、規程により操作し、水災を未然に防止する

よう努める。

(3) 水防信号

水防法第20条の規定による水防信号は、福島県水防信号規則により次のとおり定められている。

- (ア) 第1信号 警戒水位に達したことを知らせるもの
- (イ) 第2信号 水防団の全員が出動すべきことを知らせるもの
- (ウ) 第3信号 村の区域内の居住する者が出動すべきことを知らせるもの
- (エ) 第4信号 必要と認める区域内の住民等に避難のため立ち退くことを知らせるもの

水防信号

区分 方法	警鐘信号			サイレン信号(余いん防止附)				
	第1 信号	○休止	○休止	○休止	約5秒 ○—	15秒 休止	5秒 ○—	15秒 休止
第2 信号	○—○—○	○—○—○	○—○—○	約5秒 ○—	6秒 休止	5秒 ○—	6秒 休止	5秒 ○—
第3 信号	○—○—○—○	○—○—○—○	○—○—○—○	約10秒 ○—	5秒 休止	10秒 ○—	5秒 休止	10秒 ○—
第4 信号	乱打			約1分 ○—	5秒 休止	約1分 ○—		
備考	1 信号は適宜の時間継続すること。 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。 3 危険があったときは、口頭伝達により周知させること。							

(4) 水防団等の活動

ア 水防団等の出動

村は、次の事態が発生した場合には、水防法第17条の規定により、水防に関する業務を担う水防団等に出動命令を発し、速やかに非常配備につかせる。

- (ア) 水防管理者が自らの判断により必要と認めたとき。
- (イ) 所轄河川等が警戒すべき水位に達するなど、治水上の危険が生じたとき。
- (ウ) その他地方水防本部からの指示があったとき。

(5) 被害軽減等の措置

破堤・越水等の甚大な被害が発生し、又はそのおそれがある場合、村は、水防団及び地方水防本部と協力して応急措置を講じ、被害の拡大を最小限にとどめるように努める。

(6) 決壊・避難のための立ち退き

ア 決壊等の通報

村は、堤防が決壊し、又はこれに準ずる事態が発生した場合には、水防法第25条の規定に基づき、直ちにその旨を地方水防本部及び氾濫が見込まれる他の水防管理団体に連絡す

る。

イ 決壊後の措置

堤防等の施設が決壊した場合においても、村及び消防団は、水防法第26条の規定に基づき、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努める。

ウ 避難のための立ち退き

村は、氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の住民等に対し、水防法第29条の規定による立ち退き又はその準備を指示することができる。

## 第2 土砂災害応急対策

### 1 土砂災害緊急情報・土砂災害警戒情報に基づく避難指示等の発令・周知

村は、国、県からの土砂災害緊急情報、県と福島地方気象台からの土砂災害警戒情報が発令された際、必要に応じて、住民へ避難指示等を発令し、それらの情報を迅速かつ的確に伝達する。

### 2 国・県による緊急調査の実施

河道閉塞については国が、地すべりについては県が緊急調査を実施する。

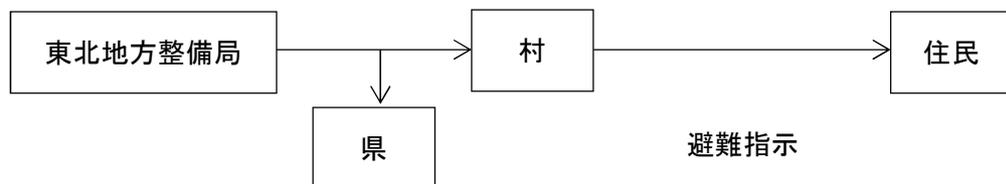
緊急調査を行った場合は、土砂災害防止法第31条に基づき、結果が村に通知される。

村は、これらの被害概要調査結果や状況の推移について、住民等に伝達する。

#### 土砂災害緊急情報の伝達フロー

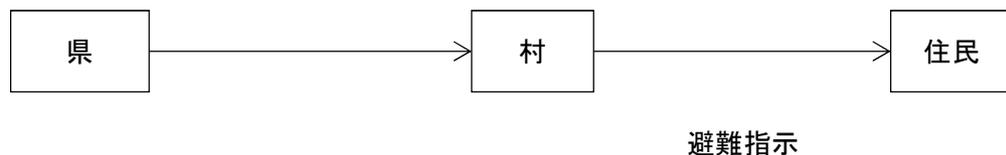
① 国が緊急調査を行う場合

河道閉塞を原因とする土石流及び湛水の場合、国が行う。



② 県が緊急調査を行う場合

地すべりの場合、県が行う。



### 3 村による土砂災害調査の実施

村は、土砂災害等の被災状況を把握するため、国及び県と連携のもと、被災概要調査を実施し、被害拡大の可能性について確認する。

被害拡大の可能性が高い場合、関係機関等へ連絡するとともに、巡回パトロールや監視員の配置等により状況の推移を監視し、応急対策の実施を検討する。

被害拡大の可能性が低い場合は、被災詳細調査を行うとともに、応急対策工事の実施を検討する。

#### 4 応急対策工事の実施

村は、国及び県と連携のもと、被災詳細調査の結果から、被害拡大防止に重点を置いた応急対策工事を適切な工法により実施する。

応急対策工事の実施に当たっては、ワイヤーセンサーや伸縮計などの感知器とそれに連動する警報器の設置や、監視員等の設置により、異状時に関係住民へ通報するシステムについても検討する。

## 第27節 雪害応急対策

雪害の拡大防止と被災者の救助救護を実施する。

### 第1 応急対策

#### 1 道路交通確保対策

##### (1) 道路除排雪の実施計画の立案

村は、道路除排雪事業の総合的な実施及び円滑な処理の実施を促進するため、村商工会建設部と協議し、道路除排雪の実施計画を立案する。

##### (2) 交通情報の収集及び提供

村は、南相馬警察署及び各道路管理者と連携し、交通情報の収集と提供を行う。

##### (3) 交通規制等

「本章 第14節 第2 交通規制措置」に準じて必要な交通規制を行う。

##### (4) 道路除排雪の実施

村は、村商工会建設部の協力を得ながら、道路除排雪を実施する。

##### (5) 車両の立ち往生への対応

平成26年（2014年）2月の豪雪の際、県内各地で車両の立ち往生が発生したことから、村は、他の道路管理者と連携のもと、迅速な道路情報の提供に努めるとともに、運転者等のための避難所を必要に応じて設置するものとし、道路状況により立ち往生車両に運転者等が残された場合には食料の提供などを行う。

#### 2 被害状況等の収集・報告

村は、「本章 第3節 第8 被害状況等の収集・報告」に基づいて被害調査、報告を行う。

### 第2 地域ぐるみの除排雪

#### 1 地域ぐるみの除排雪の効果的な推進

村は、次の事項について十分計画、調整の上、地域ぐるみの除排雪の効率的な推進に努める。この場合、自主防災組織と緊密な連携をとる。

(1) 一斉に除排雪を行う場合は、時間、排雪場所、その他の経路等について、降積雪状況、地域の実情等に即した実施計画を立案し、住民に対してその内容の周知徹底を図る。

(2) 除排雪場所や機械等の確保のために、地域における関係機関、建設業者等に対して、場所、機械等の提供について積極的な協力を求める。

#### 2 行政と住民組織との作業連携、情報連絡等

村は、雪害時において、県、自主防災組織、ボランティア等との情報連絡を密にし、連携作業を行うことで、住民行動の円滑な展開及び住民ニーズに即した対策の推進を図る。



## 第3章 災害復旧計画

### 第1節 施設の復旧対策

災害復旧事業計画を立案し、復旧事業を実施する。

#### 第1 災害復旧事業計画の作成

村は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分調査・検討し、それぞれが所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成する。

##### 1 復旧事業計画の基本方針

復旧事業計画の基本方針については、次のとおりである。

###### (1) 災害の再発防止

復旧事業計画の樹立に当たっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、再度災害の防止に努めるよう、関係機関と十分連絡調整を図り、計画を作成する。

###### (2) 災害復旧事業期間の短縮

復旧事業については、速やかに効果の上がるよう、関係機関と十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

##### 2 災害復旧事業の種類

災害復旧事業の種類を示すと次のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
- (2) 農林水産施設災害復旧事業計画
- (3) 上・下水道等災害復旧事業計画
- (4) 住宅災害復旧事業計画
- (5) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (6) 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- (7) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (8) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (9) 復旧上必要な金融その他資金計画
- (10) その他の計画

#### 第2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成

村は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成するとともに、その費用の全部又は一部を国又は県が負担又は補助するものについては、復旧事業費の決定及び決定を受けるため、査定計画を策定し、国の災害査定実施が速やかに行えるよう努める。

このうち、特に公共土木施設の復旧については、被災施設の災害の程度により、緊急の場合に応じて公共土木施設災害復旧費国庫負担法その他に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講ずる。

なお、災害復旧事業として採択され得る限度及び範囲については、国庫負担法、同施行令、同施行規則、国庫負担法事務取扱要綱及び同査定方針により明らかにされている。

災害復旧事業費の決定は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実施調査に基づき決定されるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担又は補助して行う災害復旧事業及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「激甚法」という。）に基づき援助される事業は、次のとおりである。

#### 1 法律に基づき一部負担又は補助するもの

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- (3) 公営住宅法
- (4) 土地区画整理法
- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (7) 予防接種法
- (8) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- (9) 県が管理している公立公園施設に関する災害復旧助成措置

#### 2 激甚災害に係る財政援助措置

災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合、村は、災害の状況を速やかに調査し実情を把握して、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置するとともに、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

なお、激甚災害に係る公共施設等の復旧に対する財政援助措置の対象は、次のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
  - ア 公共土木施設災害復旧事業
  - イ 公共土木施設災害関連事業
  - ウ 公立学校施設災害復旧事業
  - エ 公営住宅災害復旧事業
  - オ 生活保護施設災害復旧事業
  - カ 児童福祉施設災害復旧事業
  - キ 老人福祉施設災害復旧事業
  - ク 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
  - ケ 障害者支援施設等災害復旧事業
  - コ 婦人保護施設災害復旧事業
  - サ 感染症指定医療機関の災害復旧事業
  - シ 感染症予防事業
  - ス 堆積土砂排除事業
    - (ア) 公共施設の区域内の排除事業
    - (イ) 公共的施設区域外の排除事業
  - セ たん水排除事業
- (2) 農林水産施設災害復旧事業等に関する特別の助成

- ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
  - イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
  - ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
  - エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
  - オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
  - カ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
  - キ 共同利用小型漁船の建造費の補助
  - ク 森林災害復旧事業に対する補助
  - ケ 治山施設災害復旧事業に対する補助
- (3) 中小企業に関する特別の助成
- ア 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還等の特例
  - イ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- (4) その他の財政援助及び助成
- ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
  - イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
  - ウ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
  - エ 母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付けの特例
  - オ 水防資機材費の補助の特例
  - カ 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
  - キ 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設、林地被害及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
  - ク 雇用保険法による求職者給付に関する特例

### 第3 激甚災害の指定

激甚災害の指定は、内閣総理大臣が、知事の報告に基づき、中央防災会議の意見を聴いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。

村は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力し、激甚災害の指定を受けられるよう努める。

### 第4 災害復旧事業の実施

村は、復旧事業を早期に実施し、災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等と連携のもと、実施に必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等活動体制について、必要な措置を講ずる。

また、復旧事業の事業費が決定され次第速やかに実施できるよう措置し、復旧事業の実施効率を上げるように努める。

## 第2節 被災者の生活安定

被災者の生活安定を図るため、罹災証明書の交付、被災者生活再建支援金等の支給など、必要な支援を速やかに行う。

### 第1 被災者台帳の作成

村長は、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳（被災者台帳）を作成する。

#### 1 被災者台帳に記載する内容

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 住家の被害その他村が定める種類の被害の状況
- (6) 援護の実施の状況
- (7) 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- (8) 電話番号その他の連絡先
- (9) 世帯の構成
- (10) 罹災証明書の交付の状況
- (11) 台帳情報を村以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
- (12) 台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
- (13) 被災者台帳の作成に当たって行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、被災者に係る個人番号（マイナンバー）
- (14) その他被災者の援護の実施に関し村長が必要と認める事項

#### 2 台帳情報の利用及び提供

- (1) 台帳情報の提供  
村長は、以下のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。なおこの場合、被災者に係る個人番号（マイナンバー）は含まない。
  - ア 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。
  - イ 村が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。
  - ウ 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。
- (2) 台帳情報の提供に関し必要な事項  
台帳情報の提供を受けようとする者（申請者）は、以下の事項を記載した申請書を村長に提出しなければならない。
  - ア 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主た

る事務所の所在地)

- イ 申請に係る被災者を特定するために必要な情報
- ウ 提供を受けようとする台帳情報の範囲
- エ 提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係る者が含まれる場合にはその使用目的
- オ 台帳情報の提供に関し村長が必要と認める事項

## 第2 罹災証明書の交付

村及び消防本部は、災害が発生した場合において、被災者から申請があったときは、次のとおり罹災証明書の交付体制を確立し、遅滞なく住家の被害その他村長が定める種類の被害の状況を調査して、災害による被害の程度を証明する書類（罹災証明書）を交付する。

### 1 村

村は、災害の発生に備え、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保を図るため、担当組織を明確にし、専門的な知識及び経験を有する職員を育成するとともに、他の地方公共団体又は民間の団体との連携の確保その他必要な措置を講ずる。

罹災証明書の交付に当たっては、被災者の利便を図るために窓口を設置するとともに、被災者への交付手続き等について広報に努める。

その際、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査等、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について説明する。

### 2 消防本部

火災による罹災証明書の交付が迅速かつ適正に事務処理できるよう組織体制を確立する。この場合において、被災者への交付手続き等についての広報に努める。

## 第3 被災者生活再建支援金の支給

### 1 制度の趣旨

一定規模の自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、「被災者生活再建支援法」（以下「支援法」という。）に基づき支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資する。

### 2 支援法の対象となる自然災害

自然災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、津波その他の異常な自然現象により生ずる被害（支援法第2条第1号）で、次のいずれかに該当するものとされている。

- (1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（同条第2項のいわゆるみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市町村における自然災害（支援法施行令第1条第1号）
- (2) 10以上の世帯の住宅が全壊した市区町村における自然災害（支援法施行令第1条第2号）
- (3) 100以上の世帯の住宅が全壊した都道府県における自然災害（支援法施行令第1条第3号）
- (4) 上記(1)又は(2)の被害が発生した市町村を含む都道府県で5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万未満に限る。）における自然災害（支援法施行令第1条

第4号)

- (5) 上記(3)又は(4)の都道府県に隣接する都道府県の区域内の市町村(人口10万未満に限る。)で、上記(1)～(3)の区域のいずれかに隣接し、5以上の世帯の住宅が全壊した市町村における自然災害(支援法施行令第1条第5号)
- (6) 上記(3)又は(4)に規定する都道府県が2以上ある場合における市町村(人口10万未満のものに限る。)の区域であって、その自然災害により5(人口5万未満の市町村にあつては、2)以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに係る当該自然災害(支援法施行令第1条第6号)

3 支援法の対象となる世帯

支援法の対象となる被災世帯は次のとおりである。

- (1) 居住する住宅が全壊した世帯(以下「全壊世帯」という。)(支援法第2条第2号イ)
- (2) 居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、住宅の倒壊による危険を防止する必要があること、住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準じるやむを得ない事由により、住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯(以下「解体世帯」という。)(支援法第2条第2号ロ)
- (3) 火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、居住する住宅が居住不能となり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯(以下「長期避難世帯」という。)(支援法第2条第2号ハ)
- (4) 居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難である世帯(以下「大規模半壊世帯」という。)(支援法第2条第2号ニ)
- (5) 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯(以下「中規模半壊世帯」という。)(支援法第2条第2号ホ)

4 支援法の適用手続き

村長は、当該自然災害に係る被害状況を収集し、速やかに知事に対して報告する。

村長からの報告を受けた知事は、精査した結果、発生した災害が支援法対象の自然災害に該当するものと認めた場合、速やかに内閣府政策統括官(防災担当)及び被災者生活再建支援法人に報告するとともに、支援法対象の自然災害であることを速やかに公示する。

5 支援金支給の基準

支給額は、次の2つの支援金の合計額となる。

- (1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

住宅の被害程度	支給額	
	複数世帯	単身世帯
全壊世帯(支援法第2条第2号イ)	100万円	75万円
解体世帯(支援法第2条第2号ロ)	100万円	75万円
長期避難世帯(支援法第2条第2号ハ)	100万円	75万円
大規模半壊世帯(支援法第2条第2号ニ)	50万円	37.5万円
中規模半壊世帯(支援法第2条第2号ホ)	—	—

(2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	支給額	
	複数世帯	単数世帯
居住する住宅を建設し、又は購入する世帯 (支援法第3条第2項第1号)	200万円	150万円
居住する住宅を補修する世帯 (支援法第3条第2項第2号)	100万円	75万円
居住する住宅を賃借する世帯（公営住宅を除く。） (支援法第3条第2項第3号)	50万円	37.5万円

※住宅の再建方法が2以上に該当する場合の加算支援金の額は、そのうちの最も高いものとする。

※中規模半壊の加算支援金は表の金額の1/2

6 支給申請書等の提出

(1) 支給申請手続き等の説明

村は、被災世帯の世帯主に対し、支援制度の内容、支給申請手続き等について説明する。

(2) 書類の発行

村は、支給申請書に添付する必要がある下記の書類について、被災世帯の世帯主からの申請に基づき発行する。

- ア 住民票など世帯が居住する住所の所在、世帯の構成が確認できる証明書類
- イ 住宅が全壊又は大規模半壊の被害を受けたことが確認できる罹災証明書（住宅に半壊の被害を受け、やむを得ず解体した場合も同様）
- ウ 長期避難世帯に該当する旨の証明書面

(3) 支給申請書等の送付

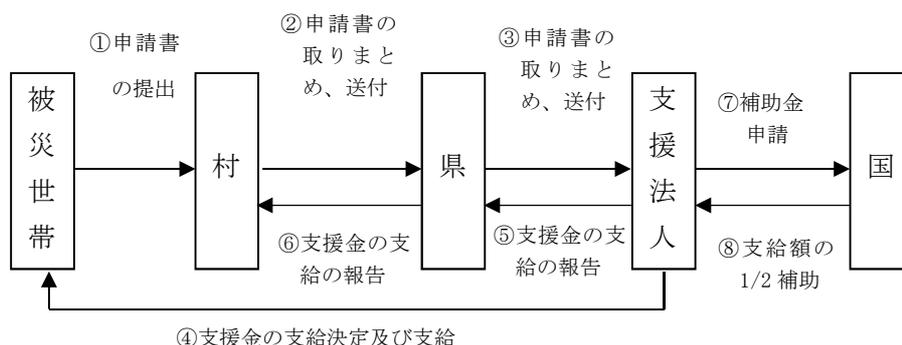
村は、被災世帯の世帯主から提出された支給申請書及び添付書類を確認し、速やかに県に送付する。

県は、村から送付された申請書類等を確認し、速やかに被災者生活再建支援法人に送付する。

(4) 支援金の支給

被災者生活再建支援法人は、支援金の交付を決定したときは、速やかに申請者に対して支援金を交付する。

(5) 支援金支給事務の基本的な流れ



## 第4 災害弔慰金の支給

村長は、災害弔慰金の支給等に関する法律の第3条第1項に該当する場合、災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、死亡した住民の遺族に対して災害弔慰金を支給する。

### 1 対象災害

- (1) 1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害
- (2) 県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害
- (3) 県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害
- (4) 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害

### 2 支給限度額

死亡時において、生計を維持していた者の場合500万円、その他の者の場合は、250万円を限度として支給する。

## 第5 被災者への融資

### 1 農林業関係

村は、県が天災により農作物、経営施設等に被害を受けた農林業者の再生産等に必要な資金が低利で融資されるよう実施する措置のあっせんを行い、農林業経営の維持・安定を図る。

また、県は、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と密接な連絡を取りつつ、農業協同組合に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、以下に掲げる措置を適切に運用する。

#### (1) 災害関係の融資に関する措置

災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続きの簡便化、貸出しの迅速化、貸出金の返済猶予等災害被災者の便益を考慮した的確な措置を講ずる。

#### (2) 貯金の払戻し及び中途解約に関する措置

ア 貯金通帳、届出印鑑等を焼失又は流失した貯金者については、罹災証明書の呈示あるいはその他実情に即する簡易な確認方法をもって災害被災者の貯金払戻しの利便を図る。

イ 事情やむを得ないと認められる災害被災者等に対して、定期貯金、定期積金等の中途解約又は当該預貯金等を担保とする貸出しに応ずる等の措置を講ずる。

#### (3) 手形交換、休日営業等に関する措置

災害時における手形交換又は不渡処分、金融機関の休日営業又は平常時間外の営業についても配慮する。

### 2 商工関係（中小企業への融資）

村は、県が実施する、天災により事業活動に支障を生じた中小企業等の経営安定に必要なとする設備・運転資金を低利で融資する措置のあっせんを行い、商工業経営の維持・安定を図る。

また、県信用保証協会が実施する、中小企業信用保険法による災害関係保証の特例措置を被災事業者に情報提供する。

### 3 住宅関係

村は、天災により住宅に被害を受けた住民に対し、独立行政法人住宅金融支援機構から低利で融資を受けるためのあっせんを行い、罹災者の住宅再建を支援する。

## 4 福祉関係

### (1) 生活福祉資金制度の災害援護資金の貸付

#### ア 緊急小口資金

飯館村社会福祉協議会及び福島県社会福祉協議会は、被災した低所得者が緊急かつ一時的に生活の維持が困難となった場合、小額の資金を融資する。

#### イ 災害援護資金

飯館村社会福祉協議会及び福島県社会福祉協議会は、被災した低所得者（災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護金の貸付対象となる世帯を除く。）に対し、災害を受けたことによる困窮から自立更生するのに必要な融資をする。

### (2) 災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付

村は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して生活の立て直しに必要な資金を融資する。

## 第6 義援金の配分

### 1 義援金の受入れ・配分

県、日本赤十字社福島県支部、県共同募金会等を通じて村に寄託された義援金及び村に直接寄託された義援金は、義援金配分委員会を組織して、協議の上被災者に配分する。

### 2 配分計画

被災地区、被災人員数及び世帯数、被災状況等を勘案して、世帯及び人員等を単位として計画するものとし、対象は住宅被害（全壊、流失世帯又はこれに準ずるもの）、人的被害等とする。

### 3 迅速、透明な配分

義援金の配分については、あらかじめ基本的な配分方法を定めるなど迅速な配分に努めるとともに、情報公開を徹底し十分に透明性を確保する。

## 第7 被災者の生活確保

### 1 公営住宅の一時使用

村長は、地方自治法第238条の4第7項による目的外使用許可により、公営住宅の一時使用を行う。

村内の公営住宅等では住宅が不足する場合に、周辺市町村又は県に公営住宅等の提供を依頼する。

### 2 職業のあっせん

村長は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、必要に応じ、臨時職業相談所の開設や巡回職業相談の実施等の措置について、相双公共職業安定所長に要請する。

### 3 雇用保険の失業給付に関する特例措置

相双公共職業安定所長は、次の措置をとる。

#### (1) 証明書による失業の認定

災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、証明書により事後に失業の

認定を行い、失業給付を行う。

(2) 激甚災害による休業者に対する基本手当の支給

災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年（1962年）法律第150号）第25条に定める措置を適用された場合は、災害による休業のための賃金をうけることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者は除く。）に対して、失業しているものとみなして基本手当を支給する。

4 被災事業主に関する措置

福島労働局は、災害により労働保険料を所定の期限までに納付することができない事業主に対して、必要があると認めるときは、概算保険料の延納の方法の特例措置、延滞金若しくは追徴金の徴収免除又は労働保険料の納付の猶予を行う。

5 租税の徴収猶予等の措置

国、県及び村は、被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長、徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

# 第3編 震災対策編

※第3編に記載のない事項は、「第2編 一般災害対策編」の定めるところによる。



# 第1章 災害予防計画

## 第1節 防災情報通信網の整備

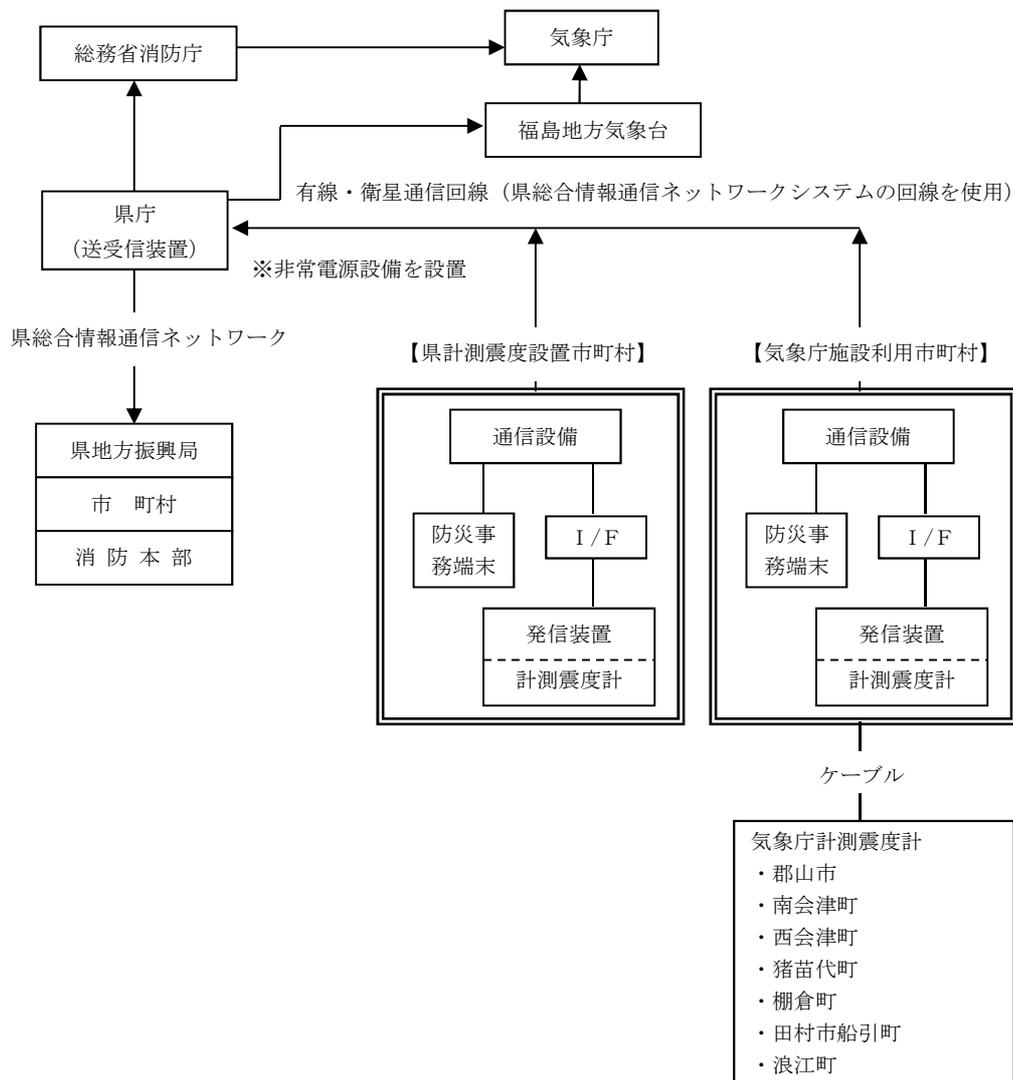
災害時に災害情報システムが十分機能し、活用できる状態に保つため、防災情報通信網を整備するとともに、設備の安全対策を講ずる。

防災情報通信網の整備については、「一般災害対策編 第1章 第2節 防災情報通信網の整備」の定めるところによるが、震度情報の収集については、次のとおりとする。

### 1 福島県震度情報ネットワークシステムの活用

県では、県内の全市町村の震度情報を収集し、総合情報通信ネットワークを通して各市町村、各消防本部等に配信するシステムを有している。村では、このシステムで得られた情報を迅速に職員や住民に伝達できるよう、伝達体制の確立に努める。

震度情報ネットワークシステムの概要図



## 第2章 災害応急対策計画

### 第1節 職員の動員配備

地震発生時、村職員は、配備基準に基づき配備につく。

職員の動員配備については、「一般災害対策編 第2章 第1節 職員の動員配備」の定めるところによるが、地震発生時における職員の動員配備については、次のとおりとする。

#### 地震発生時における職員の動員配備基準

配備区分		指揮	配備体制	配備時期
災害対策本部設置前	警戒配備	総務課長	情報連絡のため、総務課、建設課等の少数の人員をもって当たるもので、状況により次の配備体制に円滑に移行できる体制とする。	①飯舘村又はその周辺で震度4の地震が観測されたとき。 ②その他必要により村長又は総務課長が当該配備を指令したとき。
	特別警戒配備		各課長及び関係各課の所要人員で災害に関する情報収集及び連絡活動を円滑に行い、災害の発生とともに、直ちに災害応急対策活動を開始できる体制とする。	①飯舘村又はその周辺で震度5弱の地震が観測されたとき。 ②その他必要により村長又は総務課長が当該配備を指令したとき。
災害対策本部設置後	第一非常配備	本部長	関係する各課の長は、所要人員を配置して災害応急対策活動ができる体制をとり、又は災害応急活動を実施する。 また、事態の推移に伴い、第二非常配備体制に円滑に移行できる体制とし、災害対策に関係ある協力関係機関及び住民との連絡を密にし、協力体制を強化する。	①飯舘村又はその周辺で震度5強の地震が観測されたとき。 ②その他必要により村長が当該配備を指令したとき。
	第二非常配備		災害対策本部の全員及び協力機関をもって災害応急対策活動を実施する体制とする。	①飯舘村又はその周辺で震度6弱以上の地震が観測されたとき。 ②その他必要により村長が当該配備を指令したとき。

## 第2節 応急活動体制

村は災害対策本部等を設置し、応急活動を実施する。

応急活動体制については、「一般災害対策編 第2章 第2節 応急活動体制」の定めるところによるが、地震発生時における災害対策本部の設置基準については、次のとおりとする。

### 1 設置基準

本部長は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、災害応急対策を円滑に実施するため、次の基準により災害対策基本法第23条の2の規定に基づく災害対策本部を設置する。

また、災害対策本部の配備体制を決定したときは、直ちに各課長へ連絡するとともに、配備体制をとる。

- (1) 飯舘村又はその周辺において震度5強以上を観測したとき。
- (2) 気象庁の発表にかかわらず、村内に地震による大規模な災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときで、村長が必要と認めたとき。
- (3) 本村住民が多く避難する市町村において、気象庁の発表にかかわらず、地震による大規模な災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときで、村長が必要と認めたとき。

### 2 解散基準

本部長は、災害発生後における災害応急対策がおおむね完了したとき、又は災害発生の危険がなくなったときは、災害対策本部を解散する。

### 第3節 地震災害情報の収集・伝達

地震情報等を迅速かつ確実に住民に伝達する。

地震災害情報の収集・伝達については、「一般災害対策編 第2章 第3節 災害情報の収集・伝達」の定めるところによるが、地震情報等の受理伝達については、次のとおりとする。

#### 1 気象庁の地震情報

##### (1) 地震情報等の種類とその内容

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	○震度3以上	○地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報
震源に関する情報	○震度3以上	○地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 ○「津波の心配がない」又は「若干の海面活動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ○震度3以上 ○津波警報等発表時 ○若干の海面変動が予想される場合 ○緊急地震速報（警報）を発表した場合	○地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表 ○震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	○震度1以上	○震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 ○震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表
その他の情報	○顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	○顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	○震度5弱以上	○観測した各地の震度データを基に、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表
遠地地震に関する	国外で発生した地震について以下のいずれかを満た	○地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）をおおむね30

地震情報の種類	発表基準	内容
情報	した場合等 ○マグニチュード7.0以上 ○都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	分以内に発表 ○日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表

(2) 福島地方気象台の情報の伝達基準

- ア 福島県内で震度1以上の揺れを観測したとき。
- イ 福島県に津波警報等を発表したとき。
- ウ その他、地域住民に周知させることが適当と思われるとき（群発地震等）。
- エ 特に発表が必要と認めたとき。

(3) その他

福島地方気象台は、福島県に津波警報等が発表されたときや福島県内で震度4以上の揺れを観測したときなどに防災等に係る活動の利用に資するよう津波警報等の発表状況や地震の概要を地震解説資料として発表する。

(4) 地震情報等の受理伝達

- ア 関係機関は、地震情報等について、次の受理伝達システムにより迅速かつ的確に伝達する。
- イ 県は、福島地方気象台から受理した地震情報等について、村、防災関係機関に伝達する。
- ウ 村は、地震情報を受理したときは、直ちに住民等に伝達するとともに、避難の指示等の必要な措置を行う。

(5) 緊急地震速報

- ア 気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ・ラジオを通じて住民に提供する。なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。
- イ 福島地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。
- ウ 村は、県及び福島地方気象台と協力し、訓練に緊急地震速報を取り入れるなど、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努めるとともに、住民に直接緊急地震速報を伝達する体制の整備に努める。

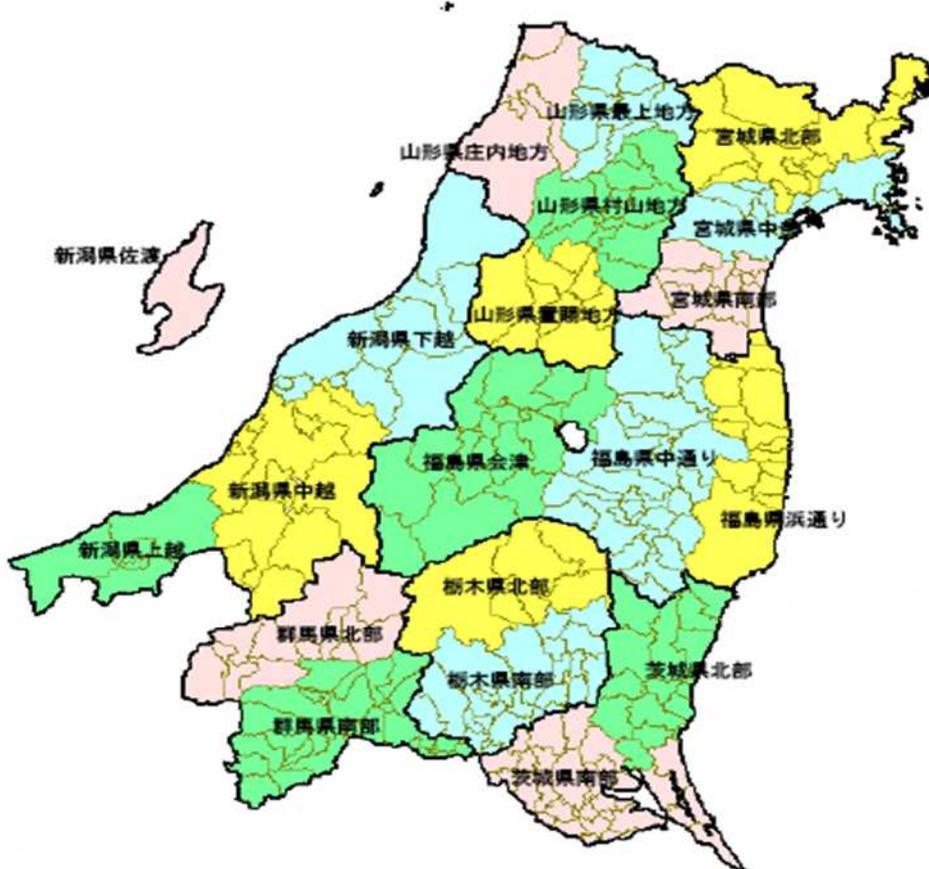
2 地震情報で用いる震度の地域名称と震央地名

「震度速報」や「震源・震度に関する情報」において、地域震度を発表するため、全国を188に区分した地域のことであり、本村は「福島県浜通り」となる。また、この地域名称は、「震央地名」にも使用される。

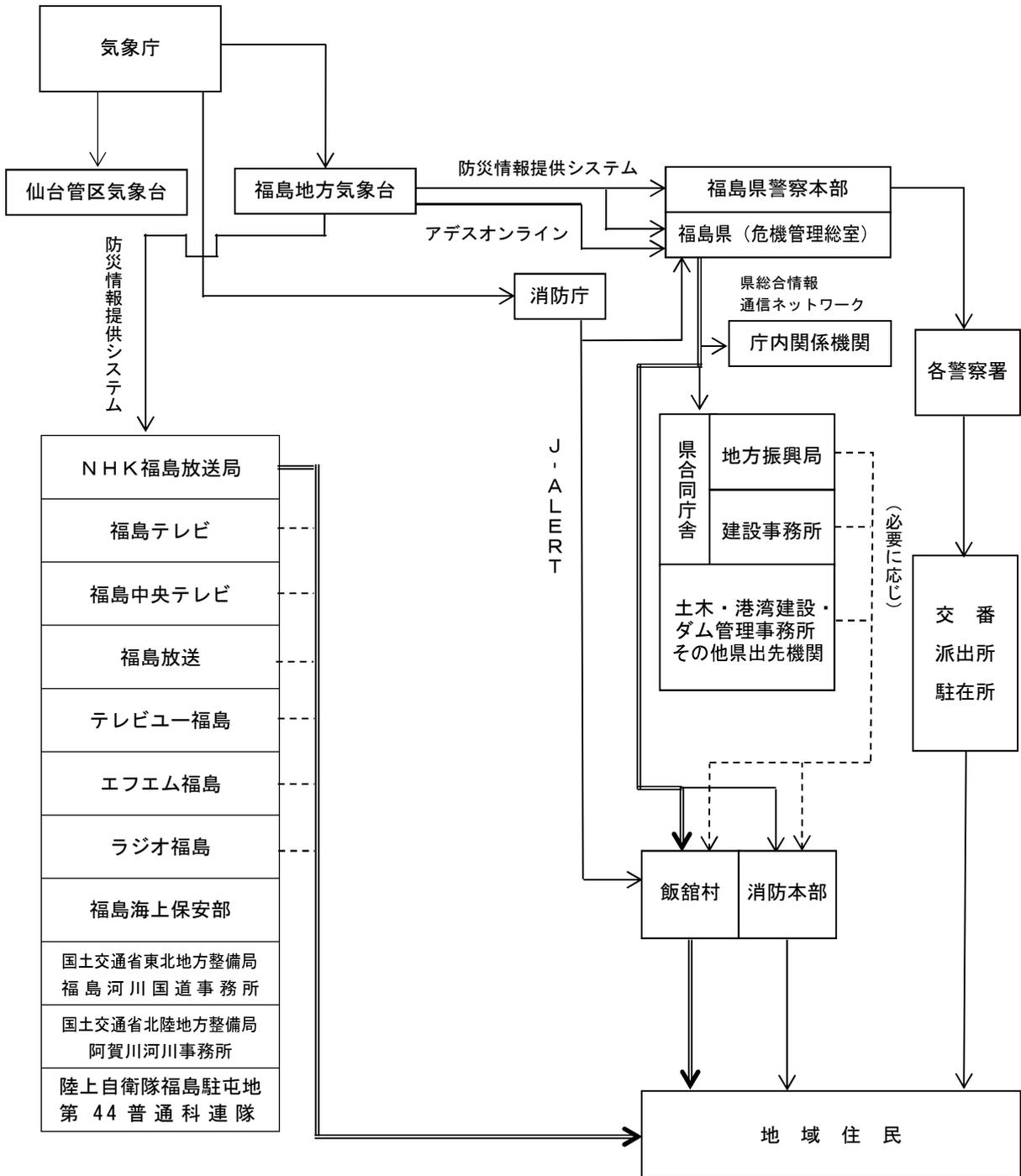
震度の地域名称（福島県の陸域）



福島県及び隣県の陸域の震央地名



地震情報等伝達系統



3 福島県震度情報ネットワークシステムの情報

県内の全市町村に設置（うち、7箇所は気象台設置の震度計利用）した震度計による情報を県庁で把握できるようになっており、観測した情報については、総合情報通信ネットワークシステムの自動FAX送信装置により市町村、消防本部、地方振興局及び庁内関係総室に送信される。



# 第4編 事故対策編

※第4編に記載のない事項は、「第2編 一般災害対策編」の定めるところによる。



# 第1章 航空災害対策計画

航空災害に対する予防対策と応急対策を定める。

## 第1節 航空災害予防対策

### 第1 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

#### 1 防災情報通信網等の整備

山林・原野での航空機の墜落も想定し、携帯電話の不感地帯の解消に努める。

#### 2 応援協力体制の整備

村は、航空災害が隣接市町村に及ぶ場合を想定し、県及び防災関係機関と連携して、隣接市町村、広域市町村圏等との応援協定の締結を促進する。このほか、「第2編 一般災害対策編 第1章 災害予防計画」を準用する。

#### 3 応急体制づくりの推進

村は、県、消防本部及び医療機関等と連携し、航空災害を想定した捜索、救助・救急、消防、医療（助産）救護の体制づくりに努める。このほか、消防力の強化、防災訓練の実施、要配慮者対策などについては、「第2編 一般災害対策編 第1章 災害予防計画」を準用する。

## 第2節 航空災害応急対策

### 第1 災害情報の収集・伝達

航空災害の情報を受理したときは、「別図 航空災害情報伝達系統」に基づき、関係機関に情報を伝達する。

村から県（危機管理総室）への航空災害の緊急連絡は、「情報連絡ルート集 報告系統－2 火災、危険物に係る事故、救急・救助事故」及び「同集 報告系統－6 航空災害」による。

### 第2 活動体制の確立

#### 1 活動体制

村は、発災後速やかに職員の非常参集、災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告、また、状況に応じ県消防防災ヘリコプター等の応援要請を実施する。

#### 2 相互応援協力

- (1) 村は、航空災害の規模が大きく、本村限りでは十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、知事又は他の市町村長の応援又は応援のあつせんを求める。
- (2) 消防本部は、十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、村との調整の上、「福

「島県広域消防相互応援協定」に基づき、他の消防本部に対し、応援を要請する。

- (3) 県は、大規模な航空災害が発生し、村から応援要請があり、必要があると認められるときは、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、消防庁長官に対してヘリコプターによる消火活動の応援要請等を行う。

### 3 自衛隊の災害派遣

県は、航空災害が発生し、必要があると認めるときは、自衛隊に災害派遣を要請する。

また、国の空港事務所長等法令で定める者は、航空事故の規模や収集した被害情報から判断し、自衛隊の派遣要請の必要があれば、直ちに要請する。

## 第3 搜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動

### 1 搜索、救助・救急、医療（助産）救護活動

- (1) 南相馬警察署は、消防本部等の防災関係機関と連携して、救出救助活動を行う。
- (2) 村は、消防本部、南相馬警察署、医療機関等の関係機関と連携を図り、救助・救急及び医療（助産）救護活動を実施する。

### 2 消火活動

- (1) 消防本部は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。
- (2) 県は、村長等の要請に基づき、消防防災ヘリコプターによる消火、偵察等を実施する。
- (3) 本村からの要請又は相互応援協定に基づき、他市町村に、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施を求める。

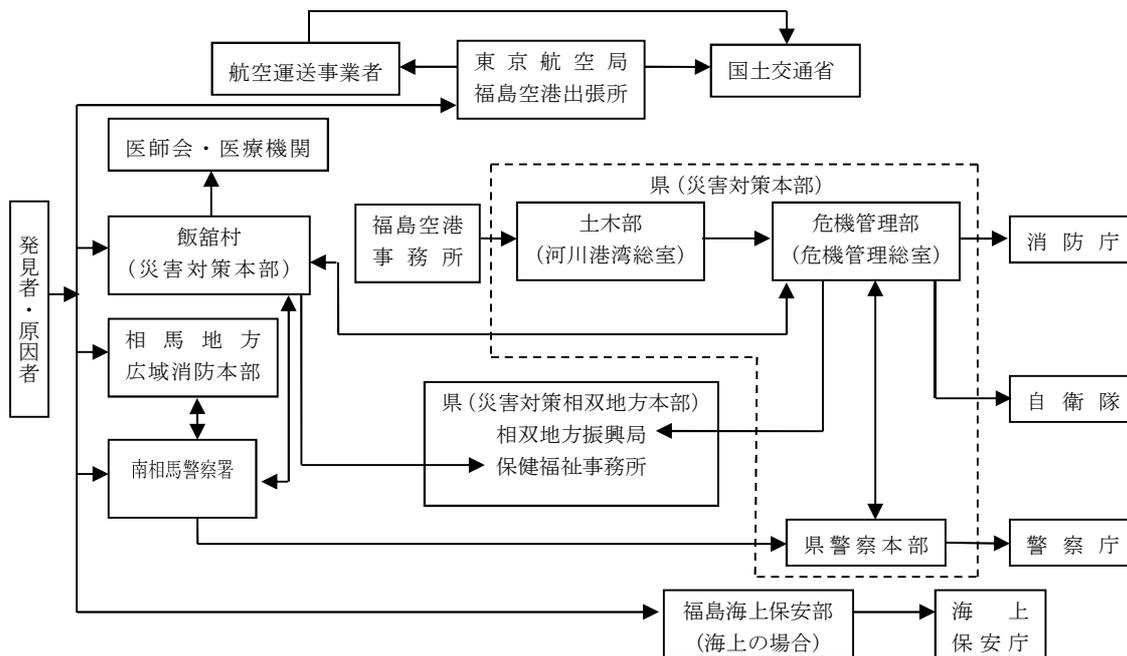
## 第4 交通規制措置

南相馬警察署は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、必要な措置を講ずる。

## 第5 災害広報

県等と連携しながら、航空災害の状況、安否情報、医療機関に関する情報、交通規制等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報する。なお、災害広報の方法は、「第2編 一般災害対策編 第1章 災害予防計画 第6節 災害広報」を準用する。

別図 航空災害情報伝達系統



※この図の矢印は、発災初期の情報伝達のルートを示すものであるため、関係機関は、応急対策の活動に係る情報について、必要に応じ、相互に緊密な情報交換を行う。

## 第2章 道路災害対策計画

道路における集団救急事故・災害に対する予防対策と応急対策を定める。

### 第1節 道路災害予防対策

#### 第1 道路交通の安全のための情報の充実

村は、他の道路管理者及び南相馬警察署と連携のもと、道路交通の安全確保のための情報収集、連絡体制の整備を図るとともに、道路利用者に道路施設等の異常に関する情報を迅速に提供する体制の整備に努める。

#### 第2 道路施設等の整備

道路のパトロール等により道路施設等の点検を行い、現況把握に努めるとともに、落石や法面崩壊など、道路災害を予防するため、必要な施設の整備を図る。

#### 第3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

防災情報通信網等の整備や、応援協力体制の整備、救助・救急及び医療（助産）救護のための予防対策、消防力の強化などについて、「第2編 一般災害対策編 第1章 災害予防計画」を準用する。

#### 第4 危険物等の流出時における防除資機材の整備促進

村は、消防本部等と連携し、危険物等の流出時に的確な防除活動を行うことができるよう、資機材の整備を促進する。

### 第2節 道路災害応急対策

#### 第1 災害情報の収集・伝達

道路管理者は、道路災害が発生した場合、速やかに、「別図 道路災害情報伝達系統」に基づき、被害状況、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等について関係機関に伝達するとともに、緊密な連携の確保に努める。

村から県（危機管理総室）への道路災害の緊急連絡は、「情報連絡ルート集 報告システム 2 火災、危険物に係る事故、救急・救助事故」による。

#### 第2 活動体制の確立

村は、発災後速やかに職員の非常参集、災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告、また、状況に応じ県消防防災ヘリコプター等の応援要請を実施する。

### 第3 危険物の流出に対する応急対策

道路災害により危険物が流出し又はそのおそれがある場合、消防本部、県警察本部（南相馬警察署）、道路管理者等は、相互に協力して、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努める。

### 第4 その他応急対策の実施

「第1章 航空災害対策計画 第2節 航空災害応急対策」に準じ、相互応援協力のもと、捜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動を実施する。

### 第5 道路施設・交通安全施設の応急復旧

村が管理する道路について、迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。

### 第6 災害広報

県等と連携しながら、道路災害の状況、安否情報、医療機関に関する情報、交通規制等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報する。なお、災害広報の方法は、「第2編 一般災害対策編 第1章 災害予防計画 第6節 災害広報」を準用する。

## 第3節 道路災害復旧対策計画

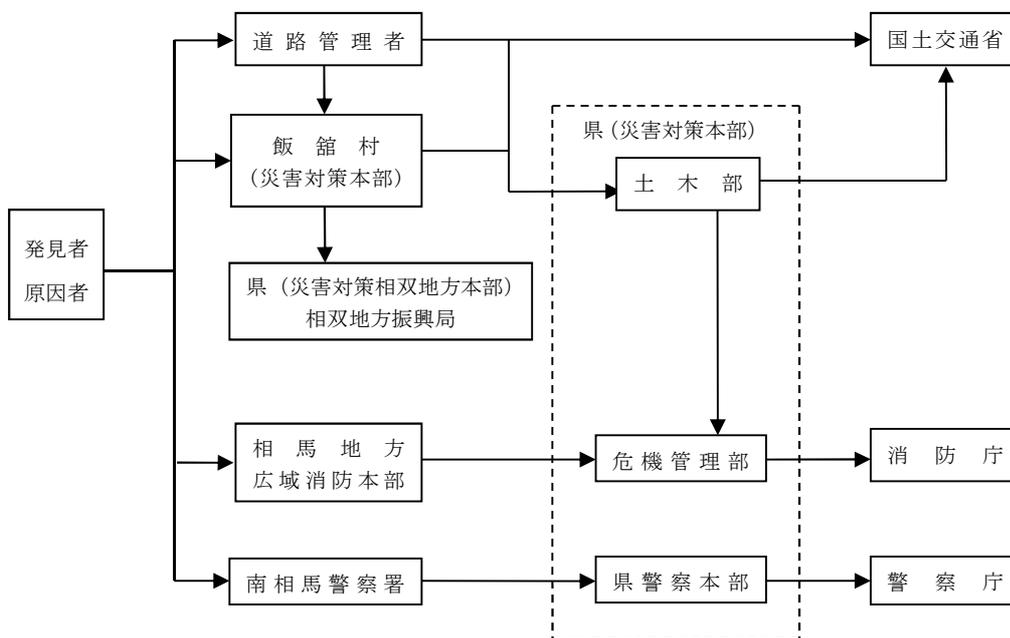
### 第1 道路管理者による復旧作業の実施

道路管理者は、県、関係機関との連絡を密にし、迅速かつ円滑に被災施設の復旧作業を行う。また、道路管理者は、可能な限り復旧予定時期を明示する。

### 第2 事故の原因者による復旧対策の実施

復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、「第2編 一般災害対策編 第3章 災害復旧計画」の定めによるものとする。

別図 道路災害情報伝達系統



※この図の矢印は、発災初期の情報伝達のルートを示すものであるため、関係機関は、応急対策の活動に係る情報について、必要に応じ、相互に緊密な情報交換を行う。

## 第3章 危険物等災害対策計画

危険物、高圧ガス、毒物・劇物、火薬類等による集団救急事故・災害に対する予防対策と応急対策を定める。

### 第1節 危険物災害予防対策

#### 第1 危険物等の定義

##### 1 危険物

消防法第2条第7項に規定されている。

##### 2 高圧ガス

高圧ガス保安法第2条に規定されている。

##### 3 毒物・劇物

毒物及び劇物取締法第2条に規定されている。

##### 4 火薬類

火薬類取締法第2条に規定されている。

#### 第2 危険物等施設の安全性の確保

##### 1 危険物

事業者は、消防法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、施設等の維持管理の徹底、事業所従事者に対する災害予防教育の実施、防災資機材等の整備、危険物取扱者制度の効果的運用等により自主保安体制の確立を図る。

また、村は、県及び消防本部と連携し、危険物等関係施設に対する立入検査の徹底を図ることにより、施設の安全性の確保に努める。

##### 2 高圧ガス

事業者は、高圧ガス保安法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、施設等の維持管理の徹底、風水害に対する必要な措置の検討、防災訓練の実施、事業所従事者に対する災害予防教育の実施、防災資機材等の整備等により自主保安体制の確立を図る。

##### 3 毒物・劇物

事業者は、毒物及び劇物取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、施設等の維持管理の徹底、風水害に対する必要な措置の検討、事業所従事者に対する災害予防教育の実施、防災資機材等の整備等により自主保安体制の確立を図る。

##### 4 火薬類

事業者は、火薬類取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、施設等の維持管理の徹底、風水害に対する必要な措置の検討、火薬類取扱保安責任者及び従事者に対する手帳制度に基づく再教育講習及び保安教育講習、防災資機材等の整備等により自主保安体制の確立

を図る。

## 第2節 危険物等災害応急対策

### 第1 災害情報の収集・伝達

#### 1 事業者のとりべき措置

事業者は、危険物等災害が発生した場合、速やかに、「別図 危険物等災害情報伝達系統」に基づき、被害状況、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等について関係機関に伝達するとともに、緊密な連携の確保に努める。また、事業者団体相互の応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。

周囲への被害拡大のおそれが生じた場合は、速やかに付近住民に対し避難するよう警告し、避難誘導を行う。

#### 2 村及び防災関係機関のとりべき措置

村及び防災関係機関は、危険物等災害の情報を受理したときは、その状況把握に努めるとともに、「別図 危険物等災害情報伝達系統」等に基づき、関係機関に対して災害情報の伝達を行う。

村から県（危機管理総室）への危険物等災害の緊急連絡は、「情報連絡ルート集 報告系統—2 火災、危険物に係る事故・救助事故」及び「同集 報告系統—4 火薬類・高圧ガス事故」による。

### 第2 活動体制の確立

村は、発災後速やかに職員の非常参集、災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告、また、状況に応じ県消防防災ヘリコプター等の応援要請を実施する。

### 第3 被害の拡大防止

事業者は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集・伝達体制の確立等必要な体制をとり、自衛消防組織等による初期消火、環境モニタリング、応急点検、応急措置、延焼防止活動、流出防止活動等災害の拡大防止のために必要な措置を講ずる。

村は、危険物等が河川等に大量に流出した場合には、関係機関と協力し、直ちに環境モニタリング、危険物等の処理等必要な措置を講ずる。

### 第4 避難・避難指示

村は、危険物等の爆発等の危険性があると判断した場合、住民等に対し避難指示等の必要な措置を講ずる。その際、要配慮者に適切に情報が伝達され、要配慮者が適切な避難場所に安全に避難できるよう配慮する。

### 第5 その他応急対策の実施

「第1章 航空災害対策計画 第2節 航空災害応急対策」に準じ、相互応援協力のもと、

捜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動を実施する。

## 第6 災害広報

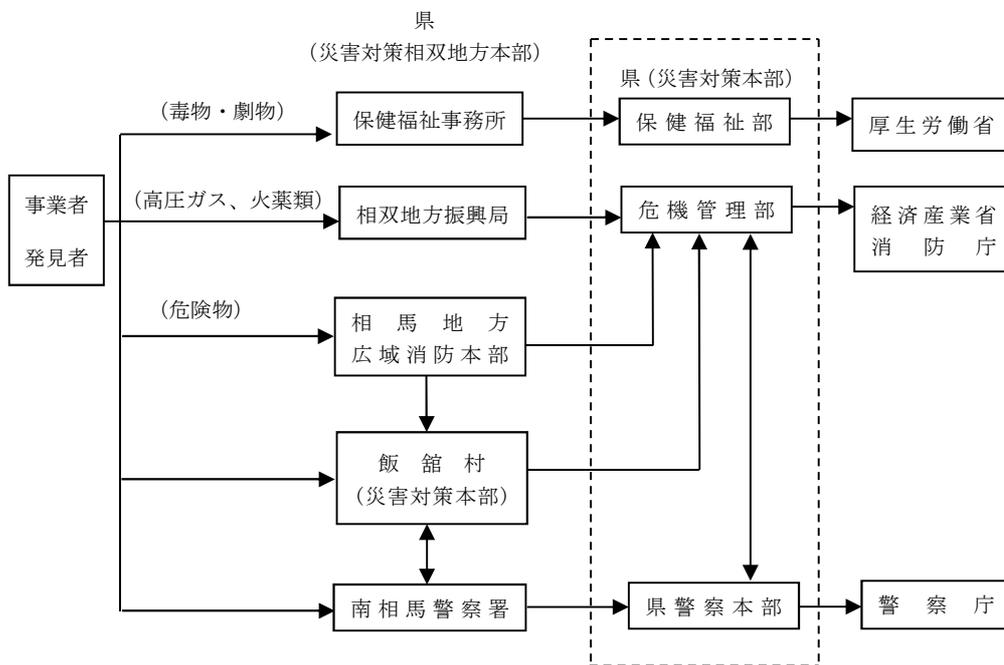
県等と連携しながら、危険物災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、交通規制等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報する。なお、災害広報の方法は、「第2編 一般災害対策編 第1章 災害予防計画 第6節 災害広報」を準用する。

## 第3節 危険物等災害復旧対策計画

### 第1 事故の原因者による復旧対策の実施

復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、「第2編 一般災害対策編 第3章 災害復旧計画」の定めによるものとする。

別図 危険物等災害情報伝達系統



※この図の矢印は、発災初期の情報伝達のルートを示すものであるため、関係機関は、応急対策の活動に係る情報について、必要に応じ、相互に緊密な情報交換を行う。

## 第4章 林野火災対策計画

林野火災に対する予防対策と応急対策を定める。

### 第1節 林野火災予防対策

#### 第1 林野火災の特性

林野火災は、その発火地点等、山林の特殊性による火災の早期発見の困難、現場到着の遅延から生ずる初期消火の困難及び水利の不便等もあり、一般火災に対する消火活動とは著しく異なっている。

また、その被害は、単に森林資源の焼失にとどまらず、人家の焼失、人畜の損傷、森林の水資源かん養機能や土砂流出防止機能等の喪失等をも招くことがあり、その影響は極めて大きいものがある。

#### 第2 林野火災に強い地域づくり

村は、県と協議し、地域の特性に配慮した林野火災対策事業を集中的かつ計画的に実施する。

警報発令等林野火災発生のおそれがあるときは、県及び消防本部と連携し、監視パトロール等の強化、火入れを行う者に対する適切な対応、消防の警戒体制の強化等を行う。

#### 第3 林野火災防止のための情報の充実

村は、林野火災防止のため、県総合情報通信ネットワーク、防災行政無線等を利用し、県及び福島地方气象台と連携の上、気象警報・注意報の発表等気象に関する情報の迅速かつ正確な把握に努め、気象状況の変化に対応した予防対策を講ずる。

#### 第4 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

##### 1 防災情報通信網等の整備

山林での消火活動を想定し、携帯電話の不感地帯の解消に努める。

##### 2 応援協力体制の整備

村は、林野火災が隣接市町村に及ぶ場合を想定し、県及び防災関係機関と連携して、隣接市町村、広域市町村圏等との応援協定の締結を促進する。応援協定に基づき迅速な対応をとることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておくとともに、防災訓練等を通じ習熟するものとする。

##### 3 消防力の強化

防火線、防火林及び防火林道等林野火災の防火施設並びに林野火災用消防資機材を整備するとともに、標識板、警報旗等の防火施設の整備を推進する。

また、消防職員、消防団員等を対象とした空中消火資機材の取扱いに関する講習等を実施するとともに、林業関係機関、団体及び地域住民等と連携しながら、林野火災に関する実践的な

防災訓練を実施する。

そのほか、消防力の強化について、「第2編 一般災害対策編 第1章 災害予防計画 第4節 火災予防対策」を準用する。

#### 4 応急体制づくりの推進

村は、県、消防本部及び医療機関等と連携し、林野災害を想定した捜索、救助・救急、消防、医療（助産）救護の体制づくりに努める。内容については、「第2編 一般災害対策編 第1章 災害予防計画」を準用する。

## 第2節 林野火災応急対策

### 第1 災害情報の収集・伝達

村及び防災関係機関は、林野火災の情報を受理したときは、その状況把握に努め、「別図 林野火災情報伝達系統」等に基づき、関係機関に対して災害情報の収集・伝達を行う。

村から県（危機管理総室）への林野火災の緊急連絡は、「情報連絡ルート集 報告系統—1 林野火災」による。

### 第2 活動体制の確立

村は、発災後速やかに職員の非常参集、災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告、また、状況に応じ県消防防災ヘリコプター等の応援要請を実施する。

### 第3 消火活動の実施

消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

風向及び地形等現地の状況によっては常にその変化に応じた措置をとる必要があることを考慮し、次の事項を検討して最善の方策を講ずる。

#### 消火活動時の留意点

- ア 出動部隊の出動区域
- イ 出動順路と防ぎよ担当区域（地況精通者の確保）
- ウ 携行する消防機材及びその他の器具
- エ 指揮命令及び連絡要領並びに通信の確保
- オ 応援部隊の集結場所及び誘導方法
- カ 応急防火線の設定
- キ 食料、飲料水、消防機材及び救急資材の確保と補給
- ク 交代要員の確保
- ケ 救急救護対策
- コ 住民等の避難
- サ 空中消火の要請
- シ 空中消火資機材の手配及び消火体制（空中消火資機材の手配については、「福島県林野火災用空中消火資機材等貸付要領」を参照）

## 第4 避難・避難指示

村は、林野火災発生通報を受けた場合、直ちに広報車等により広報を行うとともに、森林内での作業等者の滞在者に速やかに避難を呼びかける。

また、林野火災の延焼により住家等への被害拡大の危険性があると判断した場合、人命の安全を第一に、地域住民等に対し避難指示等の必要な措置を講ずる。要配慮者に対し、情報伝達、避難誘導、避難場所における生活等について配慮するとともに、必要な措置を講ずる。

## 第5 その他応急対策の実施

「第1章 航空災害対策計画 第2節 航空災害応急対策」に準じ、相互応援協力のもと、捜索、救助・救急、医療（助産）救護を実施する。

## 第6 災害広報

県等と連携しながら、林野災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、交通規制等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報する。なお、災害広報の方法は、「第2編 一般災害対策編 第1章 災害予防計画 第6節 災害広報」を準用する。

## 第7 二次災害の防止

林野火災により流域が荒廃した地域において、土砂災害等の二次災害が発生するおそれがあることに十分留意して、二次災害の防止に努める。

必要に応じ国と連携し、降雨等による二次的な土砂災害防止のため、土砂災害等の危険箇所の点検を行うものとし、その結果、危険性が高いと判断された箇所については、住民、関係者、関係機関等への周知を図り、応急対策を行う。また、できるだけ速やかに砂防設備、治山施設、地すべり防止施設等の整備を行う。土砂災害等の危険箇所の点検結果に基づき、警戒避難体制の整備等必要な措置をとる。

# 第3節 林野火災復旧対策計画

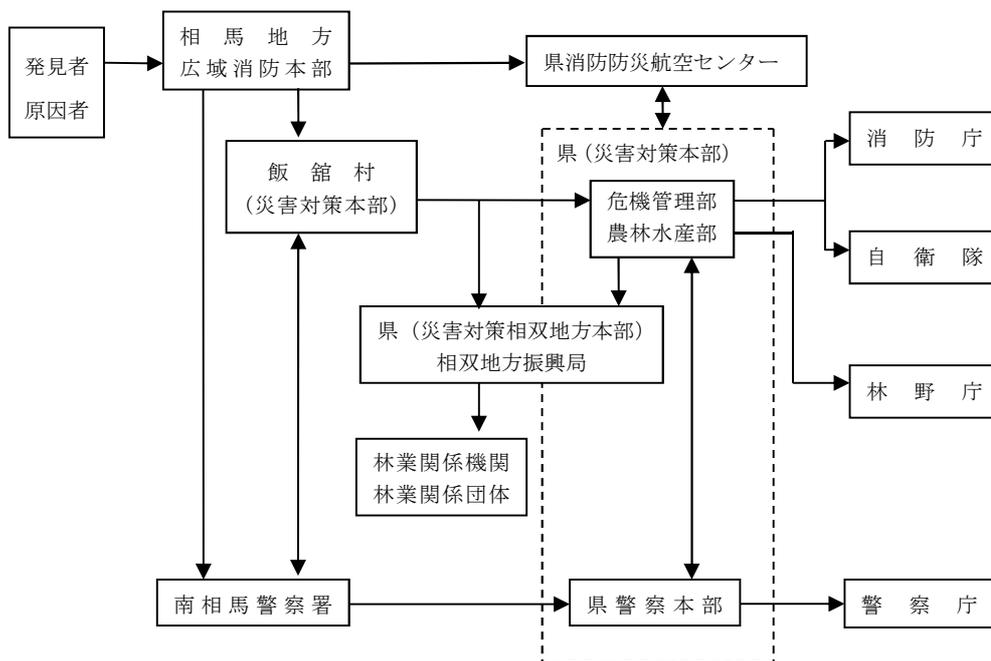
## 第1 事故の原因者による復旧対策の実施

復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、「第2編 一般災害対策編 第3章 災害復旧計画」の定めによるものとする。

## 第2 林野火災跡地の復旧と林野火災に強い森林づくり

県（森林林業総室）及び村は、必要に応じ国と連携し、造林補助事業、治山事業等により、林野火災跡地の復旧と林野火災に強い森林づくりに努める。

別図 林野火災情報伝達系統



※この図の矢印は、発災初期の情報伝達のルートを示すものであるため、関係機関は、応急対策の活動に係る情報について、必要に応じ、相互に緊密な情報交換を行う。

## 第5章 大規模火事災害対策計画

大規模火災に対する予防対策と応急対策を定める。

### 第1節 大規模火事災害予防対策

#### 第1 災害に強いむらづくり

大規模な延焼被害を防止・軽減するため、建築物の不燃化等の施策を総合的に推進する。そのほか、本編「第4章 林野火災対策計画」の「第1節 林野火災予防対策」に掲げる予防対策を準用する。

### 第2節 大規模火事災害応急対策

#### 第1 災害情報の収集・伝達

村及び防災関係機関は、林野火災の情報を受理したときは、その状況把握に努め、「別図 大規模火事災害情報伝達系統」等に基づき、関係機関に対して災害情報の収集・伝達を行う。

村から県（危機管理総室）への大規模な火事災害の緊急連絡は、「情報連絡ルート集 報告系統—2 火災、危険物に係る事故、救急・救助事故」による。

#### 第2 活動体制の確立

村は、発災後速やかに職員の非常参集、災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告、また、状況に応じ県消防防災ヘリコプター等の応援要請を実施する。

#### 第3 消火活動の実施

消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

#### 第4 避難・避難指示

村は、延焼により被害拡大の危険性があると判断した場合、地域住民等に対し避難指示等の必要な措置を講ずる。

#### 第5 その他応急対策の実施

「第1章 航空災害対策計画 第2節 航空災害応急対策」に準じ、相互応援協力のもと、搜索、救助・救急、医療（助産）救護を実施する。

### 第3節 大規模火事災害復旧対策計画

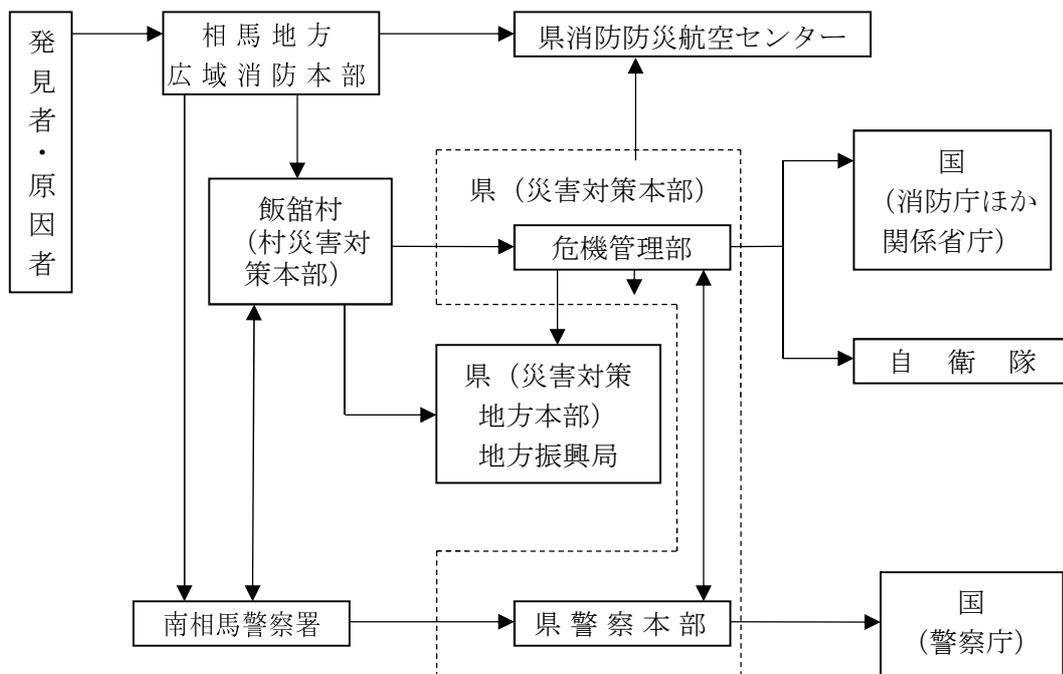
#### 第1 迅速かつ円滑な被災施設の復旧の支援

県（危機管理総室）、村及び関係機関は、国と連携し、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援に関する計画を活用し、迅速かつ円滑に被災施設の復旧作業を行い、又は支援する。

#### 第2 事故の原因者による復旧対策の実施

復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、「第2編 一般災害対策編 第3章 災害復旧計画」の定めによるものとする。

大規模火事災害情報伝達系統



※ この図の矢印は、発災初期の情報伝達のルートを示すものであるため、関係機関は、応急対策の活動にかかる情報について、必要に応じ、相互に緊密な情報交換を行うものとする。



# 第5編 原子力災害対策編

※第5編に記載のない事項は、「第2編 一般災害対策編」の定めるところによる。



# 第1章 総則

## 第1節 原子力災害の想定、重点区域の設定

### 第1 放射性物質又は放射線の放出形態及び被ばくの経路

#### 1 放射性物質又は放射線の放出

##### (1) 原子炉施設で想定される放射性物質の放出形態

原子炉施設においては、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。

その際、大気へ放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の希ガス、揮発性のヨウ素、気体中に浮遊する微粒子（以下「エアロゾル」という。）等の放射性物質がある。

これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団（以下「プルーム」という。）となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。

また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し長期間留まる可能性が高い。

さらに、土壌や瓦礫等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。

実際、平成23年（2011年）3月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故においては、格納容器の一部の封じ込め機能の喪失、溶融炉心から発生した水素の爆発による原子炉建屋の損傷等の結果、セシウム等の放射性物質が大量に大気環境に放出された。

また、炉心冷却に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて海に流出した。

したがって、事故による放出形態は必ずしも単一的なものではなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。

##### (2) 核燃料施設で想定される放出形態

###### ア 火災、爆発等による核燃料物質の放出

核燃料施設においては、火災、爆発、漏えい等によって当該施設からウランやプルトニウム等がエアロゾルとして放出されることが考えられる。

これらの放射性物質は、プルームとなって放出、拡散される。フィルタを通して放出された場合には、気体状の物質とほぼ同様に振る舞うと考えられる。ただし、爆発等によりフィルタを通さずに放出された場合には、粗い粒子状の放射性物質が多くなる。

###### イ 臨界事故

臨界事故が発生した場合、核分裂反応によって生じた核分裂生成物の放出に加え、反応によって中性子線及びガンマ線が発生する。

遮へい効果が十分な場所で発生した場合は放射線の影響は無視できるが、効果が十分でない場合は、中性子線及びガンマ線に対する防護が必要である。

なお、防護措置の実施に当たっては、中性子線及びガンマ線の放射線量は発生源からの

距離のほぼ二乗に反比例して減少する点も考慮することが必要である。

## 2 被ばくの経路

被ばくの経路には、大きく「外部被ばく」と「内部被ばく」の2種類がある。これらは複合的に起こり得ることから、原子力災害対策の実施に当たっては双方を考慮する必要がある。

### (1) 外部被ばく

外部被ばくとは、体外にある放射線源から放射線を受けることである。

### (2) 内部被ばく

内部被ばくとは、放射性物質を吸入、経口摂取等により体内に取り込み、体内にある放射線源から放射線を受けることである。

## 第2 原子力災害対策重点区域

福島県において、住民等への迅速な情報連絡手段の確保、緊急時放射線モニタリング体制の整備、原子力防災に特有の資機材等の整備、屋内退避・避難等の方法の周知、避難経路及び場所の明示等原子力災害対策重点区域（以下「重点区域」という。）の範囲を定めるに当たっては、平成23年（2011年）3月に発生した福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の事故に伴う原子力災害において、国の指示に基づく避難（計画的避難を含む。）及び屋内退避の防護措置が講じられた範囲を考慮して、区域が定められる。

重点区域の範囲は、下表のとおりである。

なお、福島第一原子力発電所におけるPAZについては、原子力災害対策指針に基づき設定されない。

重点区域の設定範囲（国の基準）

区域区分		福島第一原子力発電所	福島第二原子力発電所
原子力災害対策重点区域	予防的防護措置を準備する区域（PAZ）	—	原子力施設からおおむね半径5kmを目安に設定
	緊急防護措置を準備する区域（UPZ） 概ね30km圏	いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、 <span style="border: 1px solid black;">飯館村</span>	

※（PAZ：Precautionary Action Zone、UPZ：Urgent Protective Action Planning Zone）

飯館村では、蕨平地区が30km圏であるUPZ（緊急時防護措置を準備する区域）に含まれるが、30km圏外でもブルームの通過に遭い、事故当初から毎時20マイクロシーベルト超が計測されていた。このため、本村においては、村全域を「重点区域」とする。

## 第2節 避難等の防護措置の内容

### 第1 緊急事態区分と防護措置の内容

原子力災害対策特別措置法では、「警戒事態」、「施設敷地緊急事態（10条通報事態）」、「全面緊急事態（15条事態）」という3つの緊急事態の区分が定められており、これらの事態が生じた際には、原子力事業者から所在県・**所在市町村等**に通報することが義務づけられている。

#### 緊急事態の区分（福島第一・第二原子力発電所の場合）

事態の区分	対象事象	事態の主な状況
警戒事態	警戒事態（特定事象に至る可能性がある事故・故障等又はこれに準ずる故障等）が発生した段階	発電所所在地に震度6弱以上の地震 発電所所在地沿岸を含む津波予報区に大津波警報 原子炉設備の重大な故障（冷却水、蒸気の漏えい等）等
施設敷地緊急事態（10条通報事態）	特定事象（原災法第10条1項前段の規定により通報を行うべき事象）が発生した段階	原子炉冷却材の漏えい 全ての交流電源喪失（5分以上継続） 原子炉停止中に全ての原子炉冷却機能喪失等
全面緊急事態（15条事態）	原子力緊急事態（原災法第2条第2号に規定する原子力緊急事態）が発生した段階	全ての非常用直流電源喪失（5分以上継続） 非常停止の必要時に全ての原子炉停止機能喪失 敷地境界の空間放射線量率が5 $\mu$ Sv/h（10分以上継続）等

また、原子力規制委員会の「原子力災害対策指針」により、原子力災害対策重点区域には、原子力発電所ごとに、予防的防護措置を準備する区域（PAZ）（原子力施設からおおむね5km内）、緊急防護措置を準備する区域（※UPZ）（原子力施設からおおむね30km内）の区域設定と、それに応じた緊急時活動レベル（EAL）が定められる。

福島第一原子力発電所については、避難指示区域か避難指示区域外かによって、防護措置が定められ、さらに、防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（OIL：Operational Intervention Level）と照らし合わせ、国の原子力災害対策本部が更なる防護措置の必要性を判断することとなっている。

福島第二原子力発電所の緊急事態区分と防護措置の内容

緊急事態区分	P A Z (おおむね半径 5 km内)	U P Z (おおむね半径 30km内)
警戒事態	施設敷地緊急事態要避難者の避難等防護措置の準備を開始	①数時間以内を目途にO I L 1を超える区域を特定して避難を実施 ②1日以内を目途にO I L 2を超える区域を特定し一週間程度内に一時移転を実施 ③それ以外の区域では住民等の屋内退避を準備
施設敷地緊急事態 (10条通報事態)	すべての住民等を対象とした避難等の予防的防護措置を準備するとともに、施設敷地緊急事態要避難者は避難を実施	
全面緊急事態 (15条事態)	すべての住民等の避難を即時に実施	

福島第一原子力発電所の緊急事態区分と防護措置

緊急事態区分	避難指示区域	避難指示区域外
警戒事態	避難指示区域に一時立入している住民等の退去を準備	—
施設敷地緊急事態 (10条通報事態)	避難指示区域に一時立入している住民等の退去	①住民等の屋内退避を準備 ②さらにO I Lと照らし合わせ、国が更なる防護措置の必要性を判断
全面緊急事態 (15条事態)		①住民等の屋内退避を開始 ②さらにO I Lと照らし合わせ、国が更なる防護措置の必要性を判断

O I L (運用上の介入レベル) の種類 (抜粋)

	種類	基準の概要	初期設定値	防護措置の概要
緊急防護措置	O I L 1	住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 $\mu$ Sv/h	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。
早期防護措置	O I L 2	地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 $\mu$ Sv/h (地上1mで計測)	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。

第2 福島第一原子力発電所に係る緊急時防護措置

1 避難指示区域 (長泥行政区) に係る防護措置

警戒事態 (自然災害によるものを除く。) が発生した場合、区域への一時立入を中止するとともに、避難指示区域に一時立入している住民等の退去を準備するものとし、施設敷地緊急事態に至った場合、避難指示区域に一時立入している住民等の退去を開始する。

## 2 避難指示区域でない区域に係る防護措置

施設敷地緊急事態が発生した場合、住民等の屋内退避を準備するものとし、さらに、全面緊急事態に至った場合には、住民等の屋内退避を開始する。

なお、緊急事態区分に応じて、放射性物質が放出される前に予防的な防護措置を講じることが基本とするが、さらに事態が悪化したことにより原子力施設から放射性物質が放出された場合には、緊急時モニタリングによる測定結果を防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベルと照らし合わせ、国の原子力災害対策本部が更なる防護措置の必要性を判断する。

## 第3 福島第二原子力発電所に係る緊急時防護措置

原子力施設の状況に応じて、段階的に避難を実施するとともに、避難にあたっては緊急時モニタリングを行い、数時間以内を目処にO I L 1を超える区域を特定して避難を実施し、その後も継続的に緊急時モニタリングを行い、1日以内を目処にO I L 2を超える区域を特定し一週間程度内に一時移転を実施する。なお、一時移転の実施にあたっては、段階的避難やO I Lに基づく防護措置を実施するまでの間は屋内退避を原則実施する。

## 第2章 原子力災害事前対策

原災法、災害対策基本法、原子力災害対策指針、福島県地域防災計画原子力災害対策編に基づき、原子力災害の事前対策を進める。

### 第1節 国との連携

#### 第1 地域原子力防災協議会との連携

村は、国が設置し、要配慮者対策、避難先や移動手段の確保、国の実働組織の支援、原子力事業者の協力内容についての検討及び具体化を図る地域原子力防災協議会と連携し、防災対策・避難対策を推進する。

#### 第2 原子力防災専門官との連携

村は、地域防災計画の作成、原子力発電所の防災体制に関する情報の収集及び連絡、地域ごとの防災訓練の実施、対策拠点施設の防災拠点としての活用、住民等に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制、防護対策（避難計画の策定を含む。）、広域連携などの緊急時対応等については、原子力防災専門官と密接な連携を図り、実施する。

#### 第3 上席放射線防災専門官との連携

村は、緊急時モニタリング計画の作成、事故時の連絡体制の準備、緊急時モニタリング訓練の実施、緊急時モニタリングセンターの準備、緊急時モニタリングの実施、他関係機関との連携などの緊急時モニタリングの対応等については、県と連携し、必要に応じて国の上席放射線防災専門官と密接な連携を図り、実施する。

## 第2節 情報の収集・連絡体制等の整備

### 第1 情報の分析整理

村は、原子力施設（事業所）や原子力災害等に関する資料を収集し、分析・整理に努める。

#### 整備を行うべき資料の例

- ① 原子力施設に関する資料（原子力事業者防災業務計画等）
- ② 社会環境に関する資料
  - ア 地図
  - イ 人口（復興作業員など季節的な人口移動に関する資料を含む。）
  - ウ 道路、ヘリポート等交通手段に関する資料（道路の幅員、路面状況等の情報を含む。）
  - エ 避難所及び屋内退避に適するコンクリート建物に関する資料（位置、収容能力、移動手段等の情報を含む。）
  - オ 地域の特定施設（学校、診療所、老人福祉施設等）に関する資料
  - カ 緊急被ばく医療施設に関する資料（初期被ばく医療施設、二次被ばく医療施設それぞれに関する、位置、収容能力、対応能力、搬送ルート及び手段等）
  - キ 飲料水、食料及び機器保守サービスの調達方法
- ③ 放射性物質及び放射線の影響予測に関する資料
  - ア 気象資料（風向、風速及び大気安定度の季節別及び日変化の情報等）
  - イ 線量推定計算に関する資料
  - ウ 平常時環境放射線モニタリング資料
  - エ 水源地、飲料水供給施設状況等に関する資料
  - オ 農林水産物の生産及び出荷状況
- ④ 防護資機材等に関する資料
  - ア 防護資機材の備蓄・配備状況
  - イ 避難用車両の緊急時における運用体制
  - ウ 安定ヨウ素剤等医療活動用資機材の備蓄・配備状況
- ⑤ 緊急事態発生時の連絡体制に関する資料
  - ア 原子力事業者との緊急事態発生時の連絡体制（連絡先、連絡手段など）
  - イ 状況確認および対策指示のための関係機関の連絡体制表
- ⑥ 避難に関する資料
  - ア 地区ごとの避難計画
  - イ 広域避難先の避難所の状況

## 第2 村と関係機関相互の連携体制の確保

村は、原子力災害に対し、国、県、原子力事業者その他防災関係機関との間において確実な情報の収集・連絡体制を図る体制の確保に努める。

## 第3節 応急体制の事前整備

### 第1 対策拠点施設・対策会議への協力に関する準備

国、県、関係市町村及び防災関係機関と協力して、対策拠点施設（オフサイト・センター）の立ち上げを迅速に行えるよう、あらかじめ派遣職員を任命し、必要な資機材等を整備しておく。

原子力災害合同対策協議会、現地事故対策連絡会議（施設敷地緊急事態）及び原子力災害合同対策協議会機能班（全面緊急事態）への職員の派遣体制、職務権限の範囲及び移動交通手段等について定めておく。

### 第2 広域的な応援協力体制の強化

市町村間の応援協定の締結などにより、原子力災害に関する広域的な応援協力体制の強化に努める。

### 第3 モニタリング体制の整備

福島第一原子力発電所事故を受け、本村では、村独自に放射線量のモニタリングを実施しており、その適正な維持管理を図る。

また、原子力災害発生時には、原子力規制委員会の統括により、緊急時モニタリングセンターが設置される。村は、緊急時モニタリングにおける事故時の連絡体制など、関係機関との協力・連携体制の確立に努める。

### 第4 簡易除染の協力体制の整備

村は、国、県、原子力事業者及びその他の関係機関が行う簡易除染に対して、人員、除染実施場所、汚染廃棄物の保管場所の確保等の依頼がありうることを想定し、協力体制について検討を行う。

### 第5 住民等への的確な情報伝達体制の整備

原子力災害時に、住民等に広報すべき情報をあらかじめ整理し、準備するとともに、伝達手段の確保・充実を図る。

### 第6 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備

原子力災害対策指針を踏まえ、緊急時における安定ヨウ素剤の配布体制を整備し、安定ヨウ素剤の予防服用が行えるよう、準備しておく。

## 第4節 避難体制の整備

### 第1 避難計画の作成・運用

村は、原災法第15条に基づく全面緊急事態において、国・県から、または独自の判断での村内避難、屋内退避、広域避難等の指示と、安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、避難計画を作成・運用する。

### 第2 避難所等の整備

村は、原子力災害時に使用可能な避難所や緊急的に使用するコンクリート屋内退避施設をあらかじめ選定し、住民や防災関係機関への周知に努める。また、避難退域時検査を行える場所についても、あらかじめ選定しておく。

### 第3 広域避難の応援・受援体制の整備

国及び県の協力のもと、広域避難、広域一時滞在に係る協定の締結を推進する等、広域避難体制の整備に努める。

## 第5節 原子力防災に関する広報・訓練

### 第1 防災訓練の実施

村は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき行う総合的な防災訓練の対象に村が含まれる際には、訓練に参加・協力する。

また、必要に応じて、対策拠点施設への参集や、緊急時の通信連絡、住民避難など、原子力災害を想定した村独自の防災訓練を実施する。

### 第2 原子力防災広報の推進

村は、国、県及び原子力事業者と協力して、次に掲げる事項を参考に、広報活動を実施する。

#### 原子力防災広報の内容例

- ① 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- ② 原子力施設の概要に関すること
- ③ 原子力災害とその特性に関すること
- ④ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- ⑤ 緊急時に、村、国及び県等が講じる対策の内容に関すること
- ⑥ 避難、屋内退避、広域避難に関すること
- ⑦ 緊急時にとるべき行動

## 第3章 緊急事態応急対策

10条通報事態、15条事態が発生した際、必要な応急対策を進める。

### 第1節 職員の動員配備・応急活動体制

災害発生、又はそのおそれがある場合、村職員は、配備基準に基づき配備につく。

#### 第1 配備基準

配備区分	指揮	配備体制	配備時期
災害対策本部設置後	第一非常配備	関係する各課の長は、所要人員を配置して災害応急対策活動ができる体制をとる。	①福島第一、第二、女川の各発電所において、情報収集事態又は警戒事態発生 of 通報を受けた場合。
	第二非常配備	災害対策本部の全員及び協力機関をもって災害応急対策活動を実施する体制とする。	①福島第一、第二、女川の各発電所からの原災法第10条の特定事象発生 of 通報を受けた場合。 ②村が独自に実施するモニタリングにより、※3.8マイクロシーベルト/時以上が検出され、原子力防災専門官により発電所によるものと確認されたとき。 ③県が設置しているモニタリングポストにより、特定事象発生 of 通報を行うべき数値(5マイクロシーベルト/時)が検出され、原子力防災専門官により発電所によるものと確認されたと通報があったとき。 ④内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合。 ⑤その他必要により村長が当該配備を指令したとき。

※ 飯舘村は年間20ミリシーベルトを超えることにより避難を余儀なくされたため。  
 計算式は、「(屋外8時間+(屋内16時間×40%))×3.8マイクロシーベルト/時」

## 第2 災害対策本部の設置

村は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合、又は、村長が必要と認めた場合は、災害対策本部を設置する。

なお、災害対策本部は、本部長が、原子力施設の事故が終結し、災害応急対策が完了した又は対策の必要がなくなつたと認めたときに廃止する。

## 第2節 事態ごとの情報伝達事項

### 第1 情報収集事態が発生した場合

原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室及び県は情報収集事態（原子力発電所所在町において震度5弱又は5強の地震、原子力施設の運転に影響を及ぼすおそれがある核物質防護情報等の通報）が発生した場合、次により連絡を行う。

※参照 通報連絡系統図（情報収集事態、警戒事象及び特定事象が発生した場合）

#### 1 国が行う連絡

原子力規制委員会は、情報収集事態を認知した場合には、情報収集事態の発生及びその後の状況について、関係省庁、県及び関係市町村に対して情報提供を行う。

原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室は、県及び関係市町村に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡する。

#### 2 県が行う連絡

県は、情報収集事態の発生を認知した場合には、連絡体制を確立する。また、情報収集事態の発生を認知したことについて、関係市町村及び関係する指定地方公共機関に連絡する。

### 第2 警戒事態が発生した場合

原子力発電所において、原災法第10条に基づく特定事象には至っていないものの、その可能性がある事故・故障又はそれに準じる事故・故障等が発生した場合には警戒事態として、防災関係機関相互において、次により通報連絡を行う。

※参照 通報連絡系統図（情報収集事態、警戒事象及び特定事象が発生した場合）

#### 1 原子力事業者からの通報連絡

原子力事業者の原子力防災管理者は、警戒事態が発生した場合、県をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、関係市町村、関係機関等への連絡するものとされている。

#### 2 国が行う連絡

原子力規制委員会は、警戒事態に該当する自然災害（原子力発電所所在町における震度6弱以上の地震、原子力発電所所在町沿岸を含む津波予報区における大津波警報）を認知したとき又は原子力事業者等により報告された事象が警戒事態に該当すると判断した場合には、警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び県に対し情報提供を行うものとされている。

また、原子力規制委員会・内閣府事故合同警戒本部は、県及び関係市町村に対し連絡体制の確立等必要な体制をとるよう要請するものとし、それぞれに対して以下の要請を行うものとされている。その際、併せて気象情報を提供するものとされている。

### 警戒事態が発生した場合の国からの要請事項

- (ア) 警戒事態に該当する自然災害が発生した場合
  - a 関係地方公共団体  
連絡体制の確立等必要な体制をとること。
- (イ) 警戒事態に該当する原子力施設の重要な故障等が発生した場合
  - a 県  
緊急時モニタリングセンターの立ち上げ準備協力。
  - b P A Z を含む関係市町村  
施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）。  
施設敷地緊急事態要避難者の安定ヨウ素剤配布準備。
  - c 避難指示区域を含む市町村（飯舘村）  
一時立入の中止及び一時立入している住民等の退去準備。
  - d U P Z 外の市町村（飯舘村）  
施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）への協力。

※1 F の場合は、飯舘村は(イ) c の対応が必要。

※2 F の場合は、U P Z 内市町村として対応必要事項はなし。

※女川原子力発電所の場合は、飯舘村は(イ) d の対応が必要。

### 3 県が行う連絡

県は、原子力規制委員会若しくは原子力事業者から通報・連絡を受けた場合など、警戒事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとし、関係市町村及び関係する指定地方公共機関に連絡する。

### 第3 施設敷地緊急事態（10条通報事態）が発生した場合

発電所において、原災法第10条に基づく特定事象が発生した場合には、防災関係機関相互において、次により通報連絡を行う。

※参照 通報連絡系統図（情報収集事態、警戒事象及び特定事象が発生した場合）

#### 1 原子力事業者からの通報連絡

原子力事業所の原子力防災管理者は、原災法第10条に定める特定事象発見又は発見の通報を受けた場合、直ちに、原災法に定める様式により国、県、関係市町村、警察本部等、海上保安部及び関係市町村を管轄する消防本部等に対し、次に掲げる内容を記した文書を、同時にファクシミリで送付するものとし、電話等によりその着信を確認する。

なお、通信網が被災するなど、電話等による連絡が困難な場合には、原子力事業者は衛星電話等を携帯した連絡員を県及び関係市町村に派遣する。

また、通報を受けた事象に対する発電所への問い合わせについては、原則として、県、関係市町村に限るものとし、問い合わせは簡潔、明瞭に行うよう努める。

- (ア) 特定事象発生の時刻
- (イ) 特定事象発生の場所
- (ウ) 特定事象の種類
- (エ) 想定される原因
- (オ) 検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備等の状況
- (カ) その他特定事象の把握に参考となる情報

さらに、第2報以降についても、事業者は、上記に準じ定期的に又は事故の推移によっては随時、関係機関に正確な情報を速やかに通報するよう努める。

## 2 国が行う連絡

原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、発生の確認と原子力緊急事態宣言を発出すべきか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、今後の進展見通し等の事故情報等について官邸、内閣府、関係地方公共団体、関係道府県の警察本部及び公衆に連絡するものとされている。

また、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部は、それぞれに対して以下の要請を行うこととされている。

### 施設敷地緊急事態（10条通報事態）が発生した場合の国からの要請事項

- (ア) P A Z を含む関係市町村  
施設敷地緊急事態要避難者の避難実施。  
施設敷地緊急事態要避難者以外の住民等の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）。
- (イ) 避難指示区域を含む関係市町村（飯舘村）  
一時立入している住民等の退去開始。
- (ウ) U P Z を含む関係市町村（飯舘村）  
住民等の屋内退避の準備。
- (エ) U P Z 外の市町村（飯舘村）  
避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ。  
施設敷地緊急事態要避難者以外の住民等の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）への協力。

※1 F の場合は、飯舘村は(イ)の対応が必要。

※2 F の場合は、飯舘村は(ウ)の対応が必要。

※女川原子力発電所の場合は、飯舘村は(エ)の対応が必要。

## 3 原子力防災専門官等が行う連絡

原子力保安検査官は、特定事象発生後、直ちに現場の状況等を確認し、その結果について速やかに原子力防災専門官に連絡することとされ、また、原子力防災専門官は、収集した情報等を整理し、県、関係市町村に連絡することとされている。

原子力防災専門官は、現地における情報の収集を行うとともに、国、県、関係市町村、事業者、関係機関等で構成される現地事故対策連絡会議において連絡・調整等を行うこととされている。

#### 4 県が行う連絡

県は、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項について、次のとおり連絡を行う。

(1) 県は、発電所からの特定事象発生等の通報、国からの連絡、その他必要と思われる事項について、関係市町村及び防災関係機関等に直ちに連絡する。

(2) 県は、発電所からの通報がない状態において、県が設置しているモニタリングポスト等により特定事象発生等の通報を行うべき数値（5マイクロシーベルト/時）の検出を発見した場合は、直ちに原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官に連絡する。

また、避難指示区域については、バックグラウンドの毎時放射線量を考慮し、毎時放射線量（3ヶ月平均）＋5マイクロシーベルト/時検出時とする。

なお、県から連絡を受けた原子力防災専門官は、直ちに原子力保安検査官と連携して、発電所の原子力防災専門官に施設の状況確認を行うよう指示し、その結果について県、関係市町村に連絡することとされている。

※参照 通報連絡系統図（県モニタリングポストにより5マイクロシーベルト/時を検出した場合）

(3) 県は、国、関係市町村、防災関係機関との間において、発電所から通報を受けた事項、各々が行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にする。

#### 5 関係市町村・警察本部・関係市町村を管轄する消防本部が行う連絡

関係市町村、警察本部、関係市町村を管轄する消防本部は、発電所からの特定事象発生等の通報又は国及び県からの連絡等を受けた場合、直ちに関係する所属機関等に対し連絡を行う。

### 第4 全面緊急事態（15条事態）が発生した場合

発電所において、発生した特定事象が原災法第15条の規定に該当した場合には、防災関係機関相互において、次により通報連絡を行う。

※参照 通報連絡系統図（情報収集事態、警戒事象及び特定事象が発生した場合）

#### 1 原子力事業者からの通報連絡

発電所の原子力防災管理者は、発生した特定事象が原災法第15条の規定に該当した場合、直ちに、国、県、関係市町村、警察本部等、海上保安部及び関係市町村を管轄する消防本部等に対し、通報文書を、同時にファクシミリで送付し、電話でその着信を確認する。

さらに、事業者は、その後の事故の状況についても、上記に準じ定期的に又は事故の推移によっては随時、関係機関に正確な情報を速やかに報告する。

なお、通信網が被災するなど、電話等による連絡が困難な場合に、事業者は衛星電話等を携帯した連絡員を県及び関係市町村に派遣する。

また、通報を受けた事象に対する発電所への問い合わせについては、原則として、県、関係市町村に限るものとし、問い合わせは簡潔、明瞭に行うよう努める。

#### 2 国が行う連絡

原子力規制委員会は、発生した特定事象について、原災法第15条の原子力緊急事態に該当すると判断した場合、その旨を直ちに内閣総理大臣に上申するものとされている。

内閣総理大臣は、原子力緊急事態宣言を発出するとともに、緊急事態応急対策を実施すべき市町村長及び知事に対し、内閣総理大臣が示す避難のための立退き又は屋内への退避の指示を行うべきことその他の緊急事態応急対策に関する事項の指示等を文書をもって連絡することとされている。

なお、国は、事態の変化により、緊急事態応急対策を実施すべき市町村及び緊急事態応急対策の内容を変更したときは、緊急事態応急対策を実施すべき市町村長及び知事に対し、その指示等を文書をもって連絡することとされている。

また、原子力災害対策本部は、それぞれに対して以下の指示等を行うこととされている。

#### 全面緊急事態（15条事態）が発生した場合の国からの指示事項

- (ア) P A Zを含む関係市町村  
住民等の避難実施。
- (イ) U P Zを含む関係市町村（飯館村）  
住民等の屋内退避の開始。  
O I Lに基づく住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）。
- (ウ) U P Z外の市町村（飯館村）  
住民の受入。  
O I Lに基づく避難の準備への協力（避難先、輸送手段の確保等）。  
必要に応じて、屋内退避。

※1 Fの場合は、飯館村は原子力災害対策本部からの具体的指示を受けて対応する。

※2 Fの場合は、飯館村は(イ)の対応が必要。

※女川原子力発電所の場合は、飯館村は(ウ)の対応が必要。

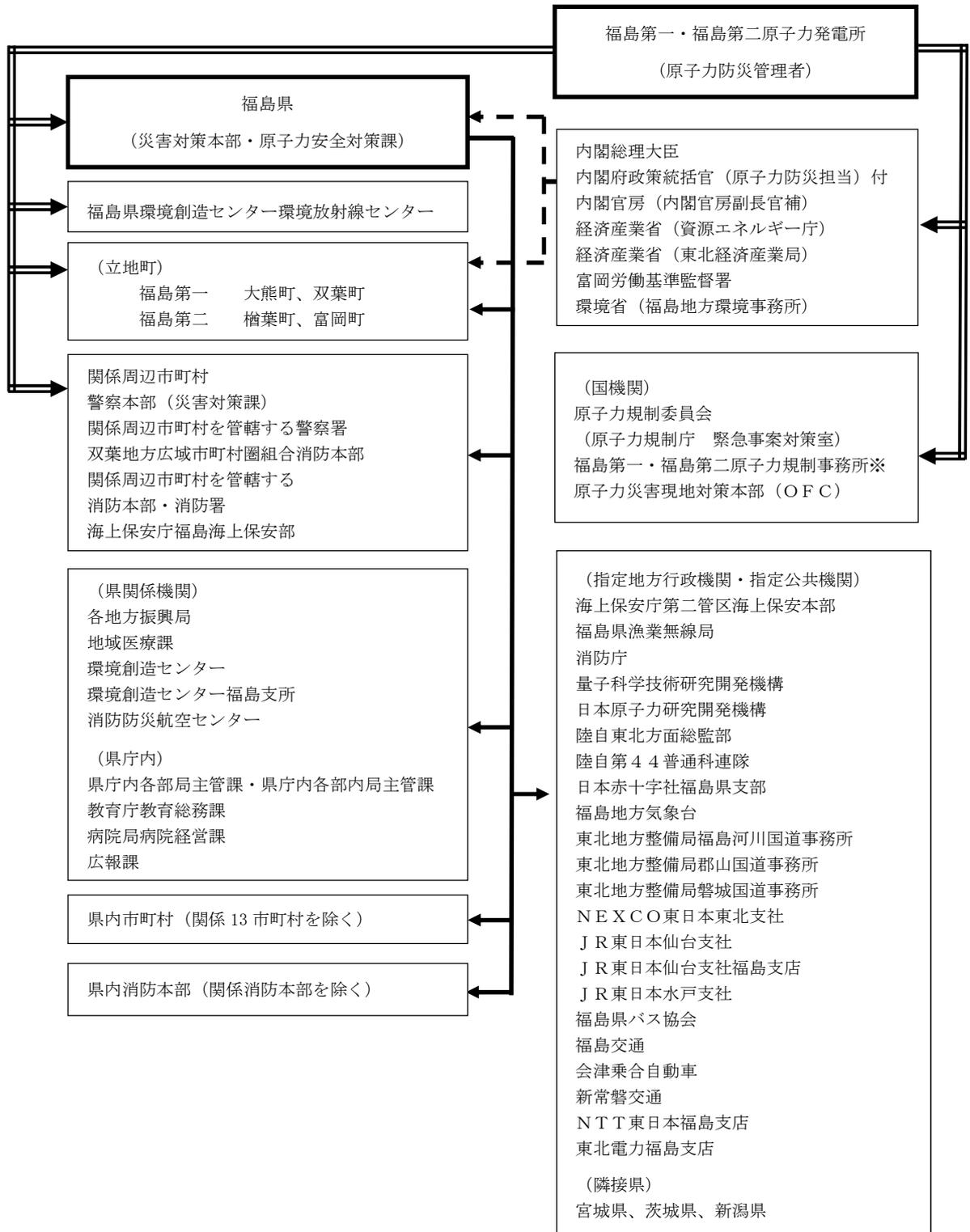
### 3 県が行う連絡

県は、発電所から特定事象が原災法第15条に該当した場合の報告、国からの緊急事態応急対策に関する事項の指示及び緊急時放射線モニタリング情報や等、その他必要と思われる事項等について、関係市町村及び関係機関に直ちに連絡する。

### 4 関係市町村・警察本部・関係市町村を管轄する消防本部の連絡

関係市町村・警察本部・関係市町村を管轄する消防本部は、発電所から特定事象が原災法第15条に該当した場合の報告、国からの緊急事態応急対策に関する事項の指示等及び県からの連絡を受けた場合、直ちに関係する所属機関等に対し連絡を行う。

別図1 通報連絡系統（情報収集事態・警戒事象及び特定事象が発生した場合）



**凡例**

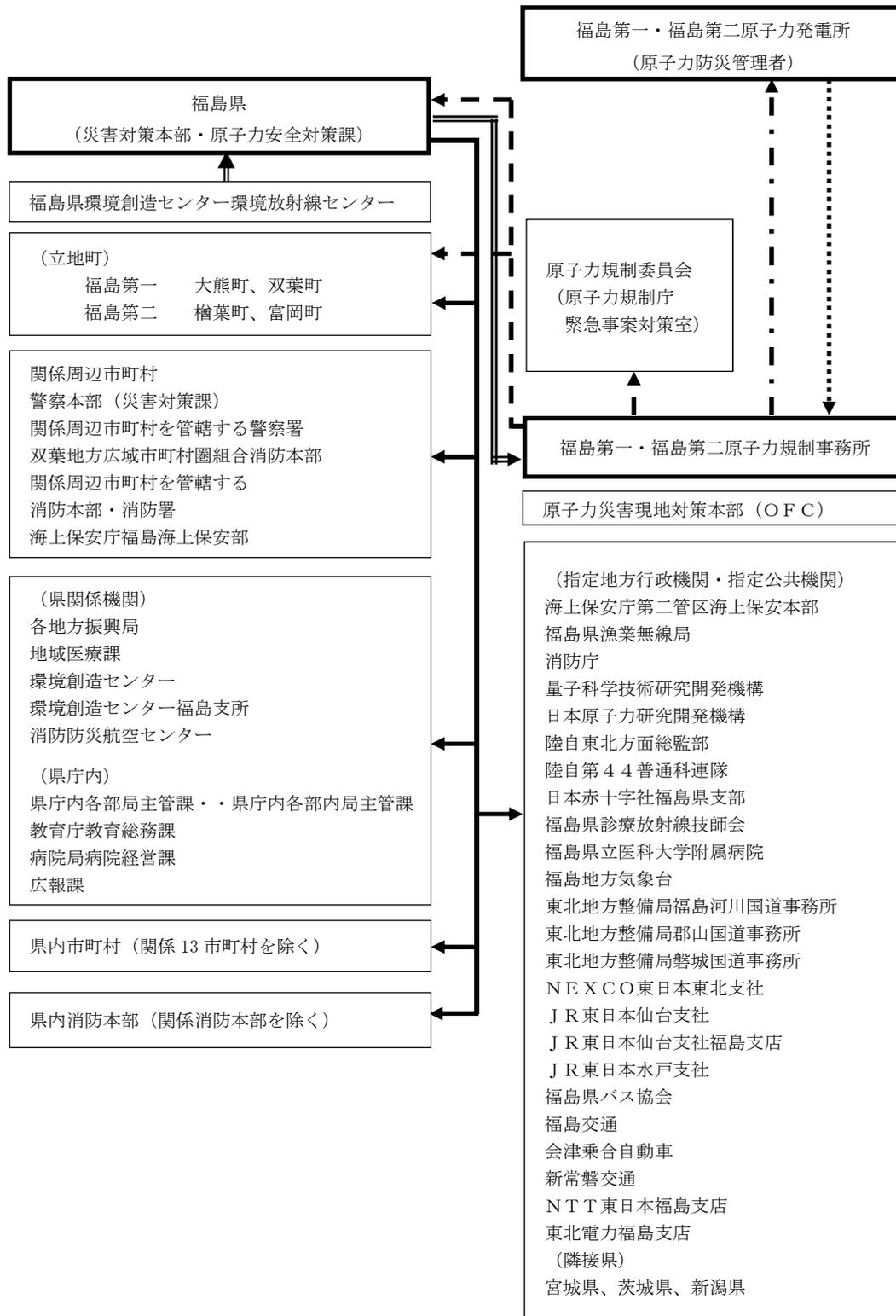
原子力発電所からの通報 (情報収集事態、警戒事象、第10条、第15条通報) 

県からの通報連絡 (情報収集事態、警戒事象、第10条、第15条通報) 

国からの通報連絡 (情報収集事態、警戒事象) 

※福島第一原子力発電所からの通報は福島第一原子力規制事務所へ、福島第二原子力発電所からの通報は福島第二原子力規制事務所へ届く。

別図2 通報連絡系統図（県モニタリングポストにより5μSv/hを観測した場合）



- 凡例
- 県モニタリングポストによる特定事象に該当する測定結果の通報
  - 原子力防災専門官から原子力発電所への確認
  - 原子力発電所からの確認結果の連絡
  - 原子力防災専門官からの確認結果の連絡
  - 県からの通報連絡（原子力発電所への確認結果）

## 第3節 対策拠点施設における活動

### 第1 対策拠点施設の設営準備への協力

村は、特定事象発生の通報を受けた場合、国が行う対策拠点施設の設営準備への協力を行う。

### 第2 現地事故対策連絡会議への職員派遣

国は、現地に派遣された指定行政機関等の職員相互の連絡・調整を行うため、必要に応じ、指定行政機関、県、市町村、指定公共機関及び原子力事業者等の職員を対策拠点施設に集合させ、現地事故対策連絡会議を開催し、関係機関と情報の共有化を図ることとされている。

現地事故対策連絡会議の運営については、国が定める「原子力緊急事態等現地対応マニュアル」によるものとされている。

村は、特定事象の発生等により、国が現地事故対策連絡会議を対策拠点施設にて開催する場合、職員を派遣する。

### 第3 原子力災害合同対策協議会への出席

国現地対策本部長は、県現地本部長、市町村災害対策本部長及び発電所の原子力防災管理者から権限を委任された者、専門家等とともに合同対策協議会を構成し、関係者の情報共有を目的とする「全体会議」を開催することとされている。

合同対策協議会の役割及び運営等については、国が定める「原子力緊急事態等現地対応マニュアル」により実施される。

村は、原子力緊急事態宣言の発出等により、対策拠点施設において合同対策協議会が設置されることとなった場合は、職員を出席させ、緊急事態応急対策の実施方法、原子力災害の拡大防止のための応急措置の実施方法について協議する。

### 第4 対策拠点施設における機能班での活動

国現地対策本部は、対策拠点施設において、県現地本部、応急対策実施区域を管轄する市町村災害対策本部、原子力事業者、指定公共機関及び指定地方公共機関等とともに、情報把握等のため、機能別に分けた班にそれぞれ職員を配置し、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、合同対策協議会（全体会議）、現地事故対策連絡会議への報告及び決定事項の関係機関への連絡、実施等を行うこととされている。

なお、各機能班の運営及び主な業務については、国が定める「原子力緊急事態等現地対応マニュアル」による。

村は、対策拠点施設において、現地事故対策会議及び合同対策協議会の組織とともに設置される各機能班に現地本部要員を派遣し、発電所の状況の把握、緊急時モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等の活動に従事させる。

## 第4節 応急対策

### 第1 住民に対する広報

住民に対し、原子力災害の状況、モニタリングの結果、避難経路や避難場所など、必要な情報を随時広報する。

### 第2 緊急時モニタリングへの協力

#### 1 初期対応段階の緊急時モニタリングの実施

県は、発電所の原子力防災管理者から警戒事象発生 of 通報を受けた場合、緊急時モニタリングの準備（主に空間放射線量率の測定）を直ちに開始する。

#### 2 緊急時モニタリングセンターの設置協力

村は、発電所の原子力防災管理者から原災法第10条の特定事象発生 of 通報を受けた場合、国による緊急時モニタリングセンターの立ち上げに協力する。

#### 3 緊急時モニタリングセンターの活動

緊急時モニタリングセンター（原子力規制委員会）は、特定事象の通報を受けて直ちに緊急時モニタリングを開始し、結果をとりまとめ、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部に連絡するものとされている。また、緊急時モニタリングセンターは、緊急時モニタリング実施計画が定められた後には、これに基づき初期モニタリングを実施するものとされている。

#### 4 関係機関の協力

発電所の原子力防災管理者、福島地方気象台長及び関係市町村長は、緊急時モニタリングの実施に当たり、必要な情報を提供する。

### 第3 避難、広域避難、屋内退避の実施

#### 1 速やかな住民避難のための準備

村は、県と連携しながら、原災法第15条の全面緊急事態において、国が自治体に行う住民避難等の指示に対し、速やかに実施できる体制をとるため、警戒事象の通報受信後、直ちに住民の避難又は屋内退避のための準備として、緊急時モニタリング結果等の情報を勘案し、避難等の範囲、避難道路、避難先及び受け入れの調整の検討を開始するとともに、避難退城時検査場所等の開設準備、指定避難所等の開設準備、住民輸送のための車両の確保、広報車等の準備等を行う。

#### 2 避難等の実施

村は、県と連携しながら、指針や国の定めるマニュアル等を踏まえ、避難、広域避難、屋内退避等の防護措置を実施する。

自力で避難可能な住民については、原則、自家用車により避難する。なお、自家用車による避難が困難な住民は、あらかじめ村が選定した集合場所等からバス等により避難する。

広域避難の必要が生じた場合は、県広域避難計画に基づき、県が、受入先の市町村に対し、

施設の供与及びその他の災害救助の実施について協力を要請することとなっている。

村は、県、受入先市町村の協力を得ながら、広域避難先に避難所を開設し、原則として職員を維持、管理のための責任者として配置し、受入先の市町村職員、施設管理者や避難住民等と連携して運営を行う。

関係市町村の避難先としてあらかじめ定めた避難所が使用できない場合等、広域避難計画に定める避難所以外へ避難する必要がある場合には、速やかな避難ができるよう必要な調整を県に依頼する。

#### 第4 飲食物の摂取制限、出荷制限

##### 1 飲食物の摂取制限

屋内退避等の防護対策を講じた場合には、県の指示に基づき、当面屋内に貯蔵してある飲食物以外の飲食物の摂取を制限するよう、広報を行うとともに、飲食物の供給活動を実施する。

##### 2 防護対策指標以上の濃度の試料が採取された地区の飲食物等の摂取制限

国の指示又は緊急時モニタリングにより指針に定める指標濃度を超える試料が検出された場合にあっては、県の指示に基づき、当該試料が採取された地区の住民に対し、飲食物の摂取制限と同一の措置を講ずる。

また、飲料水の水源についても、国・県の指示又は指針に定める指標濃度を超える試料が採取された場合は、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置等を決定し、当該水道利用者全てに対し必要な措置を講ずる。

##### 3 農林水産物の採取及び出荷制限

国・県の指示又は緊急時モニタリング等により指針に定める指標濃度を超える試料が検出された場合にあっては、住民、農林水産物の生産者、出荷機関及び市場責任者等に対して、当該試料が採取された地区の農林水産物の採取、漁獲の禁止、出荷の禁止等必要な措置を講じるよう、広報する。

#### 第5 原子力災害医療活動

##### 1 原子力災害医療活動への協力

村は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、避難退域時検査、簡易除染等原子力災害医療について協力する。

##### 2 安定ヨウ素剤の予防服用

村は、県と連携しながら、指針を踏まえ、安定ヨウ素剤の予防服用に係る防護対策の指標を超える放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがある場合には、直ちに服用対象者が安定ヨウ素剤を服用できるよう準備を行う。

住民等の放射線防護のため、国の原子力災害対策本部等より安定ヨウ素剤の予防服用の時機について指示があった場合や、知事又は村長の判断により、住民等に対し安定ヨウ素剤を配布し、服用を指示する。

安定ヨウ素剤の予防服用の方法は、指針による。

なお、安定ヨウ素剤の予防服用に当たっては、指針を踏まえ、安定ヨウ素剤の予防服用の効果、服用対象者、禁忌等について、服用対象者へパンフレット等により説明する。

### 3 メンタルヘルス対策

原子力災害時には、放射線による被ばくや汚染等に対する不安や、被ばく等が身体的な健康に及ぼす不安などの心理的变化が生じるとともに、避難や屋内退避等による生活環境の変化が精神的負担となることが考えられることから、村は、国、県、関係市町村、地域医師会等と協力して、メンタルヘルス対策を適切に実施する。

メンタルヘルス対策の実施に当たっては、原子力災害対策指針を踏まえ、原子力災害の経過に応じた対策、適切な情報提供を行うとともに、メンタルヘルスの専門家だけでなく住民等に接する防災業務関係者全員が、その役割を担うことを認識し取り組む。

### 第6 原子力被災者生活支援チームとの連携

原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）は、原子力施設における放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより避難区域の拡大防止がなされたこと及び初動段階における避難区域の住民避難が概ね終了したことを一つの目安として、必要に応じて原子力災害対策本部の下に、原子力被災者の生活支援のため、環境大臣及び原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置することとされている。

村は、緊急避難完了後の段階において、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、子ども等を対象とする健康管理調査等の推進、環境モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担の下、汚染廃棄物の処理や除染等を推進する。

## 第4章 原子力災害中長期対策

原子力災害からの復旧・復興対策を進める。

### 第1 緊急事態解除宣言後の対応

#### 1 放射性物質による環境汚染への対処

村は、国及び県からの指示に基づき、国、県、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行う。

#### 2 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

村は、原子力緊急事態解除宣言後、国の統括のもと、県が原子力事業者その他関係機関と協力して継続的に行う環境放射線モニタリングの実施及び結果の公表に協力する。

### 第2 被災地の生活安定

#### 1 被災者等の生活再建等の支援

村は、「一般災害対策編 第3章 第2節 被災地の生活安定」の定めるところにより、被災者等の生活再建等の支援を行う。

#### 2 風評被害の防止

村は、国及び県と連携し、風評被害を防止するための広報・啓発に努める。

#### 3 健康支援体制の整備

村は、国からの放射性物質による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、国及び県とともに、住民等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し、実施する。